

歴史と人の温もりで支え合うまち 湯浅

～いつまでも安心安全に住み続けられる未来の創造～

YUASA TOWN

第四次湯浅町 長期総合計画

令和3(2021)年3月

湯浅町



ごあいさつ

本町は、古くから港町として栄え、陸路においても熊野参詣や西国巡礼の旅人、大勢の商人たちの往来で賑わいました。さらに、醤油の醸造業で発展した町並みや、そこに住む人々が営んできた暮らし、生業、信仰、交通といった文化を今に伝える様々な文化財が現存しており、これらを物語るストーリー『最初の一滴』醤油醸造の発祥の地 紀州湯浅」が、平成29年に、文化庁から「日本遺産」に認定されました。

これからの10年間で湯浅町の目指すべき方向性を定め、持続可能な発展をすべく、令和元年度には「第2期湯浅町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を、そしてこの度「第四次湯浅町長期総合計画」を策定いたしました。

この新たな総合計画では、本町の将来像として

「歴史と人の温もりで支え合うまち 湯浅

～いつまでも安心安全に住み続けられる未来の創造～」を掲げております。

この将来像には、本町が大切にしている歴史と、人の温かさを軸に支え合うまちづくりをしたいという思いが込められております。

湯浅町は、平成26年には過疎地域指定を受けており、人口減少・核家族化・少子高齢化に歯止めがかかっておらず、今後も人口の減少傾向が続くと予測されています。

こういった課題を解決すべく、現在、本町の賑わいを取り戻す施策のひとつとして、湯浅駅前周辺の整備を進めております。

令和2年度には、図書館やJR湯浅駅が入り、防災施設としての活用も想定している「湯浅えき蔵」が完成しました。この「湯浅えき蔵」は観光客の方にとっては、町の玄関口となり、町民の皆様にとっては、安心安全のまちづくりの核となる施設となっています。

今後は更に利便性が高く活気に溢れる町となるよう、駐車場や公園等の整備を進めてまいります。

新たな総合計画における基本構想及び基本計画を積極的に推進し、町民の皆様には安心安全に住み続けることができ、町外の方には住んでみたいと思っただけのようなまちづくりを進めてまいりますので、町民の皆様のより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたりまして、ご尽力をいただきました湯浅町長期総合計画策定委員の皆様、意識調査などを通じて貴重なご意見・ご提言をいただきました町民の皆様、関係各位に心から厚く御礼申し上げます。

湯浅町長

上山章喜

目次

計画策定にあたって	4
1. 計画策定の背景	5
2. 計画の位置づけと期間	6
3. 時代の潮流	7
4. 町の現状	11
5. 調査結果から見る住民意識	23
基本構想	28
1. 町の人口予測	29
2. 産業人口の将来予測	31
3. 土地利用の構想	32
4. 町の将来像	34
5. 基本目標	35
6. 施策体系	37
7. SDGs の視点	38
基本計画	42
基本目標 1 安心安全に暮らせるまちづくり	43
1-1 町の基盤整備の推進	43
1-2 自然災害に強い基盤整備の推進	45
1-3 防災・消防体制の充実	47
1-4 交通の利便性の向上	49
1-5 環境衛生の充実	51
1-6 生活安全の確保	53
基本目標 2 福祉・医療が充実し、お互いを認め合えるまちづくり	55
2-1 高齢者福祉の推進	55
2-2 子ども・子育て支援の推進	57
2-3 障がい者（児）福祉と社会保障の充実	59
2-4 健康増進と保健・医療の充実	61
2-5 人権意識の高揚と男女共同参画の実現	63
基本目標 3 地域資源を活かす、活気あふれるまちづくり	65
3-1 観光業の振興	65
3-2 農林業の振興	67
3-3 水産業の振興	69
3-4 商工業の振興と雇用の創出	71

基本目標 4	豊かな心身を育み、歴史・伝統・文化を大切にするまちづくり	73
4-1	教育環境の充実	73
4-2	生涯学習の推進	75
4-3	歴史と文化財の保護	77
基本目標 5	持続可能なまちづくり	79
5-1	協働と交流によるまちづくりの推進	79
5-2	移住・定住支援の充実	81
5-3	行財政運営の推進	83
資料編		86
1.	全国及び県、県内自治体との比較	87
2.	町の文化財一覧	95
3.	湯浅町長期総合計画審議会条例	99
4.	湯浅町長期総合計画審議会委員名簿	100
5.	策定の経緯	101
6.	用語の解説	102

(※) のある専門用語等については、資料編の「用語の解説」に内容を掲載しています。

計画策定にあたって

1. 計画策定の背景
2. 計画の位置づけと期間
3. 時代の潮流
4. 町の現状
5. 調査結果から見る住民意識

1. 計画策定の背景

本町では、町の将来像と進むべき方向についての基本的な指針であり、総合的かつ計画的な町政の運営を図る最上位計画の「長期総合計画」を策定し、国や県の動向にも注視しながら、それぞれの時代や社会の潮流に合った形で施策・事業を推進しています。

平成23（2011）年3月には「第三次湯浅町長期総合計画」（以下、「前計画」という）を策定し、「誇れる郷土とともに創造 安心安全のまち 湯浅 ～これからも もっとずっとゆあさ～」を町の将来像に掲げて、変化の激しい時代の荒波を乗り切る様々な施策・事業に取り組んできました。前計画策定以降、世界は様々な面で一層グローバル化^(※)が進むとともに、情報通信技術についてはスマートフォンやAI^(※)の普及等、さらなる高度化が進みました。

令和2（2020）年に入り、新型コロナウイルス感染症^(※)が世界的に蔓延し、本町においても国内外の移動制限等により経済的な打撃を受ける等、いまだ収束が見通せない状況にあります。現状の「ウィズコロナ」を経て「ポストコロナ」を迎えるため日本全体で様々な取組が進められているところであり、感染予防・拡大防止を大前提として、例えば、旅行・観光・宿泊業等においては国内旅行の需要喚起や、飲食業においてはテイクアウトや店内感染防止の対応、製造業においては国内生産への回帰、職場においてはテレワーク^(※)の推奨等、「新しい生活様式^(※)」を取り入れて新型コロナウイルスと共存しながら感染拡大を予防し、経済活動を続けていく取組が必要です。

このような状況を踏まえ、本町では、新型コロナウイルス感染症の収束を見据えながら、これまで推進してきた施策・事業を検証して時代の潮流に沿った形で精査し、行政と住民とが手を携えてともに町の明るく豊かな未来を築くことができるよう、「第四次湯浅町長期総合計画」（以下、「本計画」という）を策定しました。

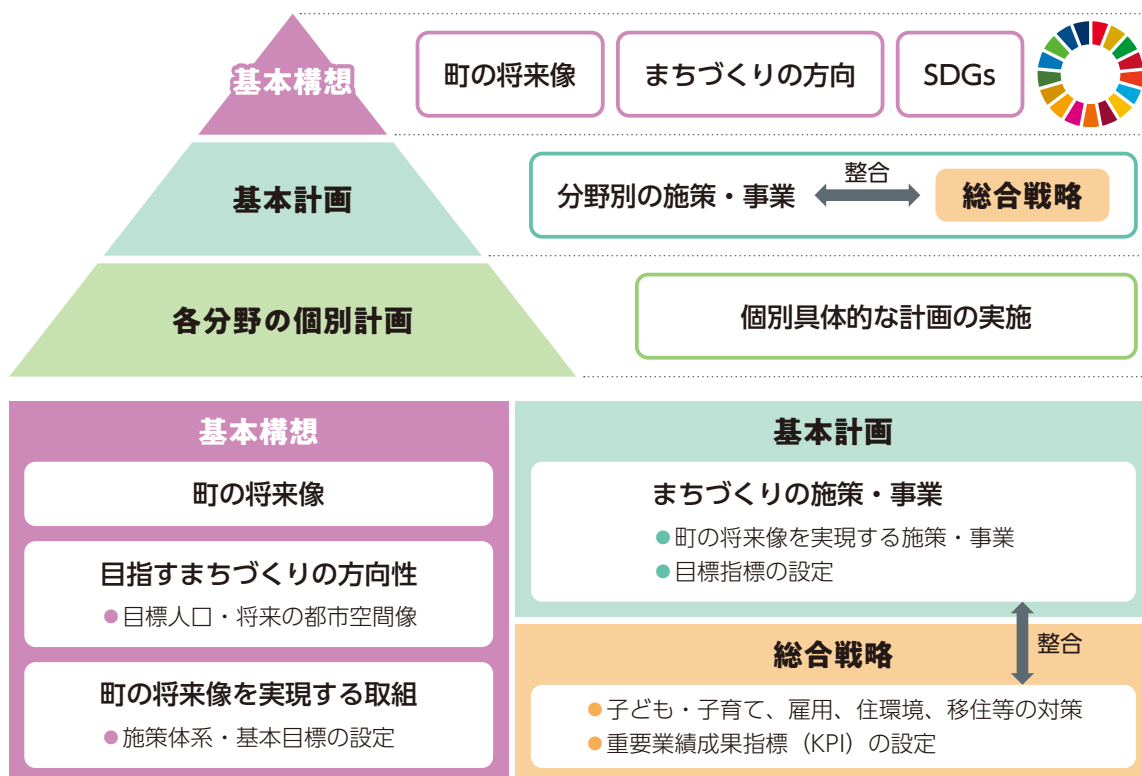
この計画に基づき、町の地域特性を活かして住民と行政が希望でつながり、豊かに自分らしく住み続けられる地域社会が実現できるよう、町の将来像を新たに掲げ、SDGsの視点も踏まえた持続可能なまちづくりを力強く着実に推進していくものとします。

2. 計画の位置づけと期間

本計画は、本町のすべての計画の指針となる最上位計画と位置づけます。ただし、地方創生の観点から実効性の高い計画とされる「第2期湯浅町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「総合戦略」という）との関係が深いことから、総合戦略との整合を図ります。

また、本計画の計画期間は、「基本構想」については令和3（2021）年度から10年間、「基本計画」は令和3（2021）年度から5年間としますが、「基本計画」については時代の潮流や社会情勢の変化に対応できるようPDCAサイクル^(※)により評価・検証を定期的実施し、必要に応じて柔軟かつ適切な見直しが行えることとします。

◆ 本計画と総合戦略の位置づけ ◆



◆ 計画の期間 ◆

和暦（年度）	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
西暦（年度）	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
長期総合計画	基本構想（10年間）									
	基本計画（5年間）					次期基本計画				
総合戦略	第2期計画					次期計画				

3. 時代の潮流

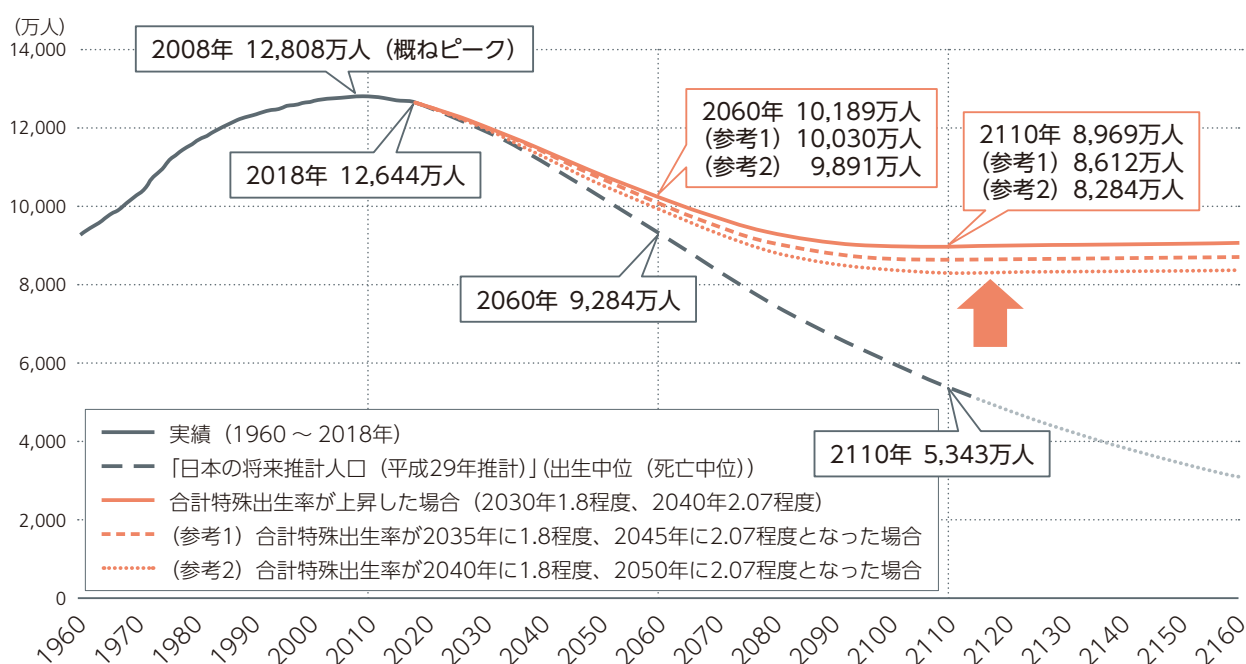
(1) 少子高齢化と人口減少社会

我が国の総人口は、平成20（2008）年の約1億2,808万人をピークに人口減少社会に入っており、令和2（2020）年4月1日時点で約1億2,593万人となっています。また、高齢者人口（65歳以上）は、令和2（2020）年4月1日時点で約3,605万人となり、総人口に占める割合（高齢化率）は28.6%となっており、今後も高齢者人口は増え続ける見込みです。

超高齢社会は、高齢者、特に後期高齢者（75歳以上）の増加によって、年金や医療費等の社会保障費の増加等社会の様々な面での影響が懸念されます。さらに、令和7（2025）年には国民の5人に1人が後期高齢者になると予測されており、医療・介護・福祉サービス需要の急激な増加が見込まれています。

一方、合計特殊出生率^(※)は下げ止まったものの出生数の減少から少子化は進行しており、こうした人口減少や少子高齢化は労働力や地域活力の低下を招くとともに内需を縮小させるため、経済の低迷・空洞化につながる懸念があります。

◆ 国の人口の推移と長期的な見通し ◆



出典：「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）」（内閣府）

(2) 国を挙げた地方創生の取組

我が国の債務は年々増加しており、平成30（2018）年度末時点で「国の借金（国及び地方の長期債務残高）」は約1,105兆円となっています。国及び地方の財政が厳しさを増す中、国においては平成26（2014）年9月にまち・ひと・しごと創生本部を設置し、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の「新・三本の矢」の実現を目的に、「長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定して、地方創生に資する施策や取組を進めてきました。

また、地方自治体においては、地方版の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定して住みよい魅力あふれる環境を築くことにより地方の人口減少に歯止めをかけ、将来にわたり活力ある地域社会を維持する地方創生に資する施策を展開しています。若い世代が地方に移住して就業・起業をすることで人生の新たな可能性を探る動きが芽生えたり、副業・兼業やサテライトオフィス^(※)等の多様な働き方、ブランド化による農林水産業の振興等を通じて、継続して地域との関わりを持つ動きも全国の至るところで見られるようになってきました。

今後は、全国的なデジタル化の推進により、ICT（情報通信技術）^(※)を利活用した情報発信や経済活動、テレワークの普及、業務効率化等が図られ、IoT（Internet of Things）^(※)で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値が生み出される「Society 5.0」^(※)の社会の実現に向けた動きが進められます。

◆ 地方創生の目指すべき将来 ◆

将来にわたって「活力ある地域社会」の実現

人口減少を和らげる

結婚・出産・子育ての希望をかなえる

魅力を育み、ひとが集う

地域の外から稼ぐ力を
高めるとともに、
地域内経済循環を実現する

人口減少に適応した
地域をつくる

「東京圏への一極集中」の是正

資料：第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（内閣府）

(3) 災害への備えと感染症予防の取組

平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災は、広い範囲で甚大な被害をもたらしました。国においては、近い将来に発生する可能性が高い「南海トラフ巨大地震」について常に検討を行うとともに「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」を令和元（2019）年5月に策定する等、東日本大震災の教訓を踏まえた想定と対策を関係自治体と連携しながら進めています。また、近年の大型台風や前線による線状降水帯、積乱雲の突然の発達によるゲリラ豪雨等は、各地に大きな被害をもたらしていることから、こうした災害に対する人々の防災意識は急速に高まっています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の流行による感染症予防と経済活動の両立に向けた様々な対策を講じる中で、「新しい生活様式」の普及啓発とウィズコロナ時代の困難な状況を打破する取組が進められています。

(4) 価値観やライフスタイルの多様化

近年では、個人的な豊かさの追求から持続可能な地球環境の保全といった、個人から社会全体にわたる多様な価値観が混在しています。また、経済情勢や雇用者の都合を理由とした非正規雇用による就労形態の増加や核家族化・少子高齢化に伴う家族形態、インターネットやスマートフォン等の普及や利便性の向上による生活形態の変化等により、個人のライフスタイルは年々変容しています。その一方で、便利さや経済的な豊かさを追求するよりも、癒し、健康、余暇等、心身の健康づくりを重視する傾向も強くなっています。

そのため、生涯にわたる教育、文化活動・スポーツ、レクリエーション^(※)活動に一層取り組むことにより、個性や能力が最大限発揮されるまちづくりを推進するとともに、男女共同参画や障がいのある人も活躍できる社会の実現や、諸外国への理解と多文化共生等、多様な価値観や個性を尊重することにより、お互いの存在を認め合い支え合える社会を構築することが求められています。



(5) 環境問題に関する意識

二酸化炭素等の温室効果ガスによる地球温暖化の影響は年々顕在化し、洪水や干ばつ、超大型台風の発生等の異常気象が世界各地で見られ、被害も至るところで発生するようになっていきます。地球環境への負荷低減が世界共通の課題として掲げられており、全世界で化石燃料依存からの脱却・転換が進みつつあります。

温室効果ガスを排出しない「再生可能エネルギー」については、我が国において太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマス等の取組が広がっています。また、地球温暖化対策の推進に関する法律で、都道府県及び市町村は、温室効果ガスの排出の抑制等に努めるものとされており、地方公共団体は「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」のため脱炭素社会に向けた取組を進めることが求められます。

個人レベルにおいても、蓄電池の高性能化による電気自動車やハイブリッド車の普及、ごみの減量やリサイクルへの取組等により、環境に優しいライフスタイルを実践する人々の割合が増えてきています。

(6) 地方自治に関する取組

地方分権改革は、平成5（1993）年の衆参両院における「地方分権の推進に関する決議」に始まり、個性を活かして自立した地方をつくるため、国から地方、都道府県から市町村への権限移譲や地方に対する規制緩和等が行われました。地方分権が進む中、自治体の裁量が拡大され、自らの判断と責任のもとに、地域の実情に沿った行政運営が求められています。

自治体が自己決定と自己責任による行政を進めるためには、住民参画と協働によるまちづくりの視点は不可欠であるため、「自助・互助・共助・公助」の概念が再認識されています。また、近年は家庭や地域コミュニティ^(※)の機能低下が見られることから、助け合い・支え合いながら住み慣れた地域で暮らしていくことの重要性が高まっており、家族や地域の絆を再生・活性化する取組も盛んになってきています。

(7) 公共施設等の維持管理

自治体の財政事情が厳しさを増す中、道路・橋梁・上下水道や公共施設等の老朽化とその更新費用の財政負担が大きな問題となっています。また、人口減少等により公共施設等の需要が減少していくことも予想されています。

これらを踏まえ、国では「インフラ^(※)長寿命化基本計画」を平成25（2013）年11月に策定するとともに、地方においても各自治体で「公共施設等総合管理計画」を策定し、国と自治体が一丸となってインフラの維持管理を推進しています。

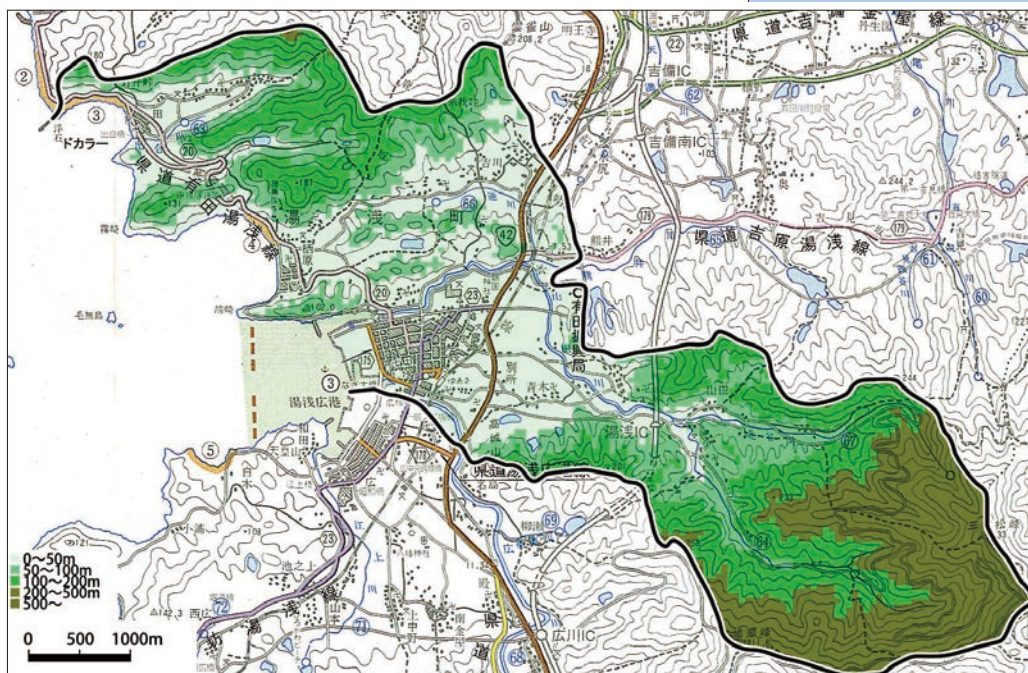
4. 町の現状

(1) 位置・地勢

本町は、紀伊半島の北西部、有田郡の西部に位置し、北部で有田市、東部で有田川町、南西部で広川町と接しています。東西約6.5km、南北約3.5km、面積は約20.8km²であり、県内順位としては30市町村中第28位の小面積となっています。

町の中央を東西に流れる山田川と南端を流れる広川流域で囲まれる平野部、北部の丘陵地、東部の山田山を中心とする丘陵・山間部に大別され、平野部では人口が集中して市街地を形成し、丘陵部には農業・農村地帯が広がっています。

気候は温暖であり、年間平均降水量は約2,000mm です。



(2) 歴史・沿革

本町には、少なくとも弥生時代には人が住み始めていたと考えられています。その頃は海が今よりずっと中まで入り込んでいたようです。「湯浅」の地名の起源は、古名「温笠（ゆかさ）」から転じたという説のほか、水（ゆ）が浅く広がっていたからともいわれています。

湯浅湾に面していることから、港町としての機能を持つとともに、皇族や貴族の間で熊野信仰が高まりをみせると、本町は熊野参詣における重要な宿所の役割を果たしました。平安時代末期から、湯浅氏を中心とした武士団、湯浅党が活躍し、本町はその本拠地としても栄えました。古くは山手側を通っていた熊野古道（熊野街道）は、湯浅氏が権力を誇った中世の頃には海寄りのルートに移り、そこで新たな町場が発達していきました。

近世の本町は、有田郡奉行のもと23ヵ村からなる湯浅組に属し、代官所や熊野街道の伝馬所、水運で移出入する物品に課税する二歩口役所等が設置されました。その頃の本町は、醤油醸造や漁業で大いに繁栄していました。醤油醸造は、中世の時代に金山寺味噌の製造過程で生じた液汁を調味料として改良したことから始まったといわれています。大豆と小麦、塩を原料として麹菌の働きで発酵・熟成させる現在の醤油の製造方法は、本町でできたとされており、醤油醸造の発祥の地といわれています。江戸時代には、紀州藩の保護を受け藩外販売網が拡張され、湯浅の醤油は名声を高めました。また、漁業は、優れた操船技術や丈夫な漁網を有した漁民達が、近海から遠く九州や関東、北海道等まで漁場を開拓する等、全国的な活躍をみせました。

明治維新後、湯浅村・別所村・青木村・山田村が合併して「湯浅村」に、田村・栖原村・吉川村が「田栖川村」となりました。湯浅村は、明治29（1896）年に「湯浅町」となり、第2次世界大戦後の昭和31（1956）年に田栖川村を合併して現在の湯浅町となりました。



熊野街道の道標

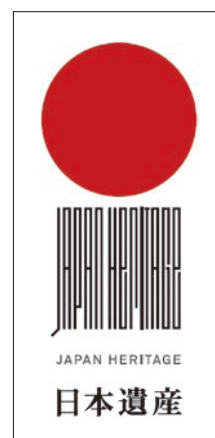


湯浅城跡

(3)「日本遺産」について

日本人の豊かな食文化の根幹を担う調味料として、『醤油=Soysauce (ソイソース)』は世界の人々に和食の文化とともに認められています。この「醤油」は、本町が発祥の地とされています。本町には、醤油醸造業を中心として栄えた古い町並みや、そこに住む人々が営んできた暮らし、生業、信仰、交通といった文化を今に伝える様々な文化財があります。

これらを物語るストーリー『「最初の一滴」醤油醸造の発祥の地 紀州湯浅』が、平成29（2017）年4月、文化庁から「日本遺産」に認定されました。日本遺産は、平成27（2015）に創設された、日本各地に伝わる歴史や文化を物語る優れたストーリーを認定するものです。湯浅の醤油発祥から始まるストーリーは、国内外にその魅力を発信されています。



「最初の一滴」醤油醸造の発祥の地 紀州湯浅

～ストーリー(概要)～

醤油の起源は、遥か中世の時代、中国に渡り修行を積んだ禅僧が伝えた特別な味噌に始まる。この味噌の桶に溜まった汁に紀州湯浅の人々が工夫を重ね、生まれたのが現在の醤油であるという。

醤油の醸造業で栄えた町並みには、重厚な瓦葺の屋根と繊細な格子（こうし）が印象的な町家や、白壁の土蔵が建ち並ぶ。通りや小路（しょうじ）を歩けば、老舗醸造家から漂ってくる醤油の芳香が鼻をくすぐり、醤油造りの歴史と伝統が、形、香り、味わいとなって人々の暮らしの中に生き続けている。



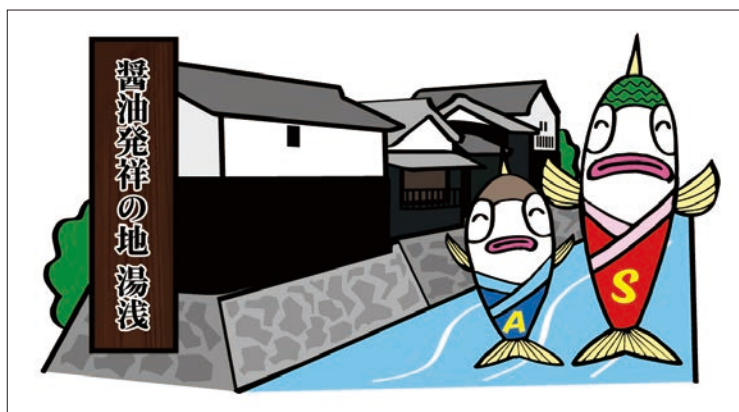
醸造される醤油



(4) 伝統的建造物群保存地区（伝建地区）について

湯浅町湯浅伝統的建造物群保存地区（伝建地区）は、16世紀末期頃に開発されたといわれる北町、北鍛冶町、北中町、北浜町の、東西約400m、南北約280m、面積にして約6.3ヘクタールに及ぶ地区です。

醤油醸造業が最も盛んであった一帯にあって、『通り』と『小路』で面的に広がる特徴的な地割と、醸造業関連の町家や土蔵を代表とする近世から近代にかけての伝統的な建造物がよく残されています。醤油醸造等、商工業を中心に発展した湯浅の町並みは、本瓦葺の屋根や漆喰壁等によってもたらされる重厚な雰囲気とともに歴史的風致を今日によく伝えていることから我が国にとって価値が高いと評価され、平成18（2006）年12月19日に全国初の醤油の醸造町として、国の『重要伝統的建造物群保存地区』に選定されました。



湯浅町の伝統と歴史を伝えるまちの風景「伝建地区」



(5) 町の「食」について

本町には、醤油や金山寺味噌、温州みかんや三宝柑等の柑橘類、あじ・さば・しらすをはじめとする海の幸やなれずし等、豊かで特色ある「食」にあふれています。また、近年はふるさと納税の返礼品として本町の特産品である有田みかんの人気が高くなっています。

「食」に惹かれて観光に訪れる方も多いため、町の基幹産業としてだけではなく、「伝建地区」とともに観光資源として重要な役割を担っています。



温州みかん



金山寺味噌



しらす丼



三宝柑

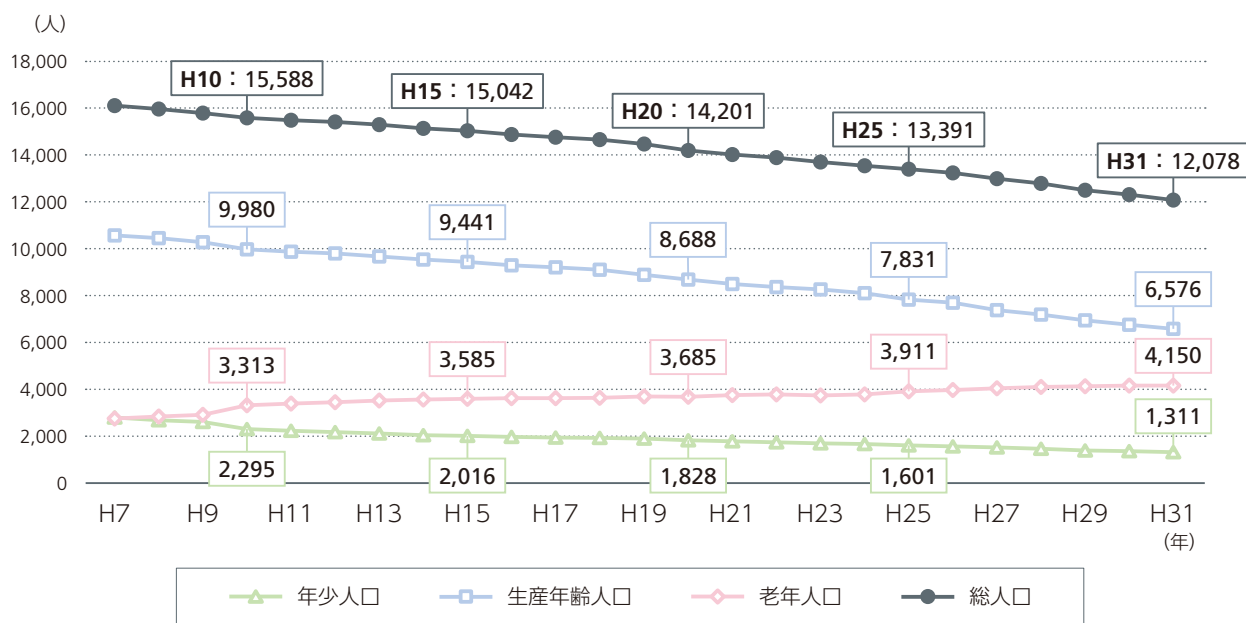


なれずし

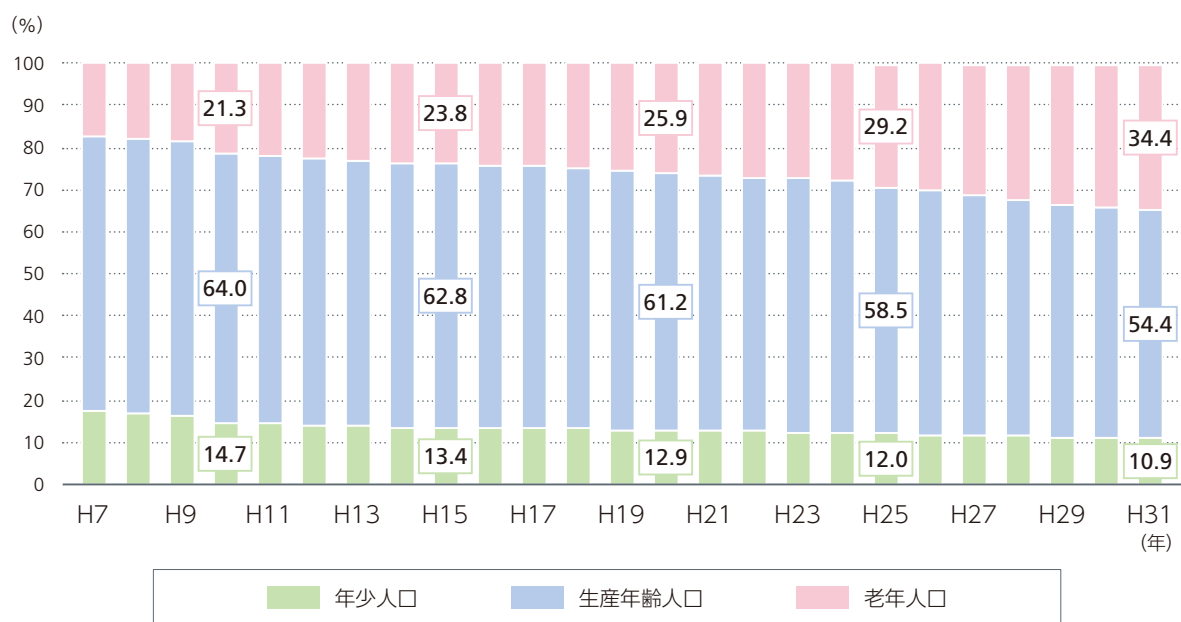
(6) 人口の推移

年齢3区分別の人口の推移を見ると、年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15歳以上～65歳未満）は減少し、老年人口（65歳以上）は増加しています。また、年齢3区分別の人口割合の推移を見ると、年少人口と生産年齢人口の割合は減少が続いており、老年人口の割合は増加が続いています。

◆ 年齢3区分別人口の推移 ◆



◆ 年齢3区分別人口割合の推移 ◆



資料：住民基本台帳（総務省）

※ H7～H25は各年3月31日時点、H26～は各年1月1日時点

(7) 人口構造

5歳階級別人口比の構成を見ると、全国と比べて、男女ともに0～9歳と20～40歳代の割合が低く、60歳以上の割合は高くなっています。

◆ 5歳階級別人口比の構成 ◆



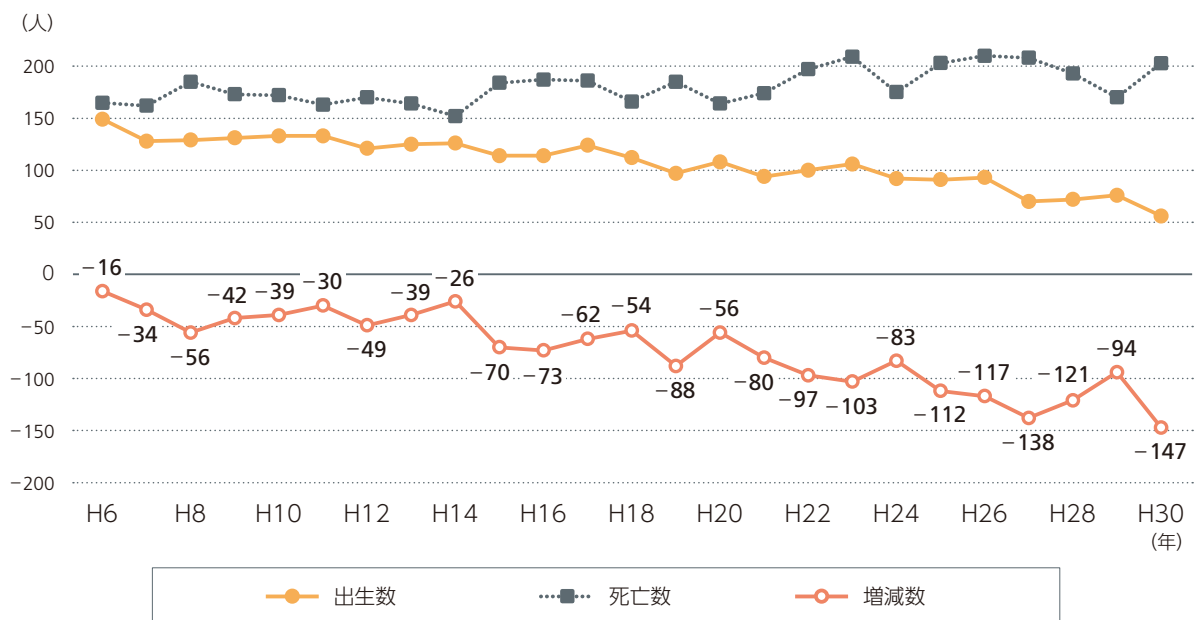
資料：住民基本台帳（総務省）

※平成31（2019）年1月1日時点

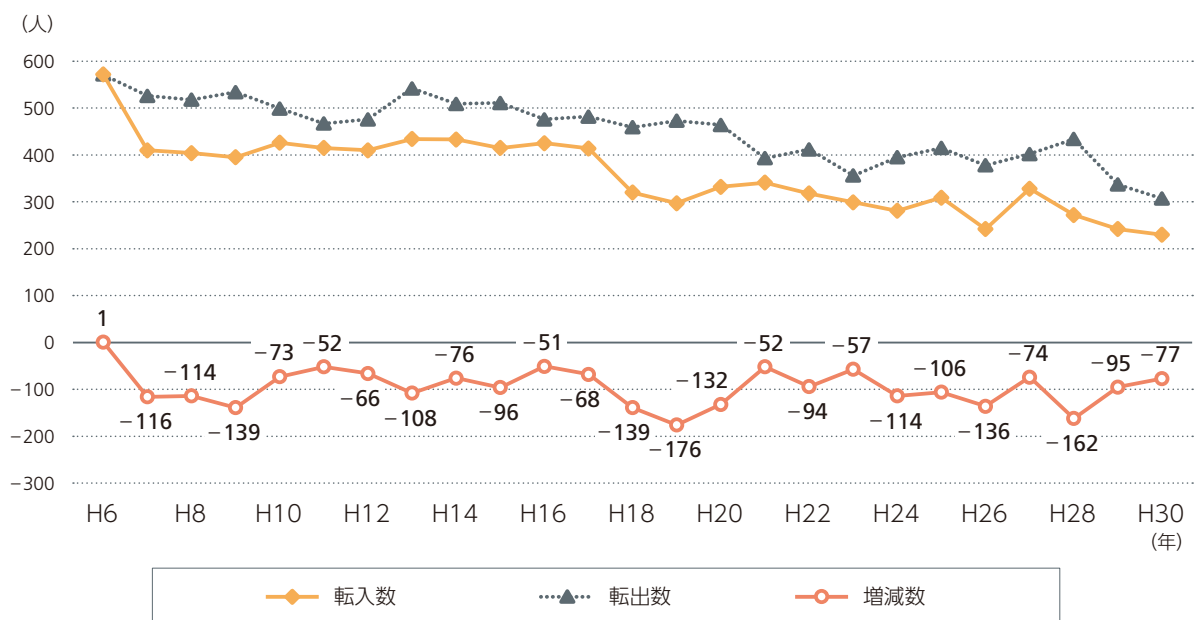
(8) 自然増減、社会増減の推移

自然増減（出生数と死亡数の差）及び社会増減（転入数と転出数の差）のそれぞれにおいて、減少で推移しています。

◆ 自然増減の推移 ◆



◆ 社会増減の推移 ◆



資料：住民基本台帳（総務省）

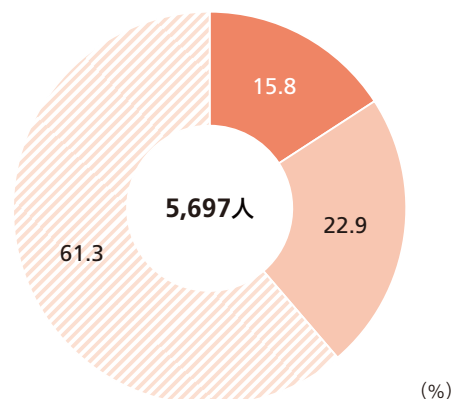
※ H6～H24は各年4月1日～翌年3月31日、H25～は各年1月1日～12月31日

(9) 産業別就業人口

男女別産業別就業人口を見ると、男性では「製造業」が最も多く、次いで、「卸売業・小売業」と「農業」が同程度となっています。また、女性では「医療・福祉」が最も多く、次いで、「卸売業・小売業」、「農業」の順となっています。

特化係数^(※)で見ると、男女ともに「漁業」と「農業」が高くなっており、町の産業の特徴を示しています。

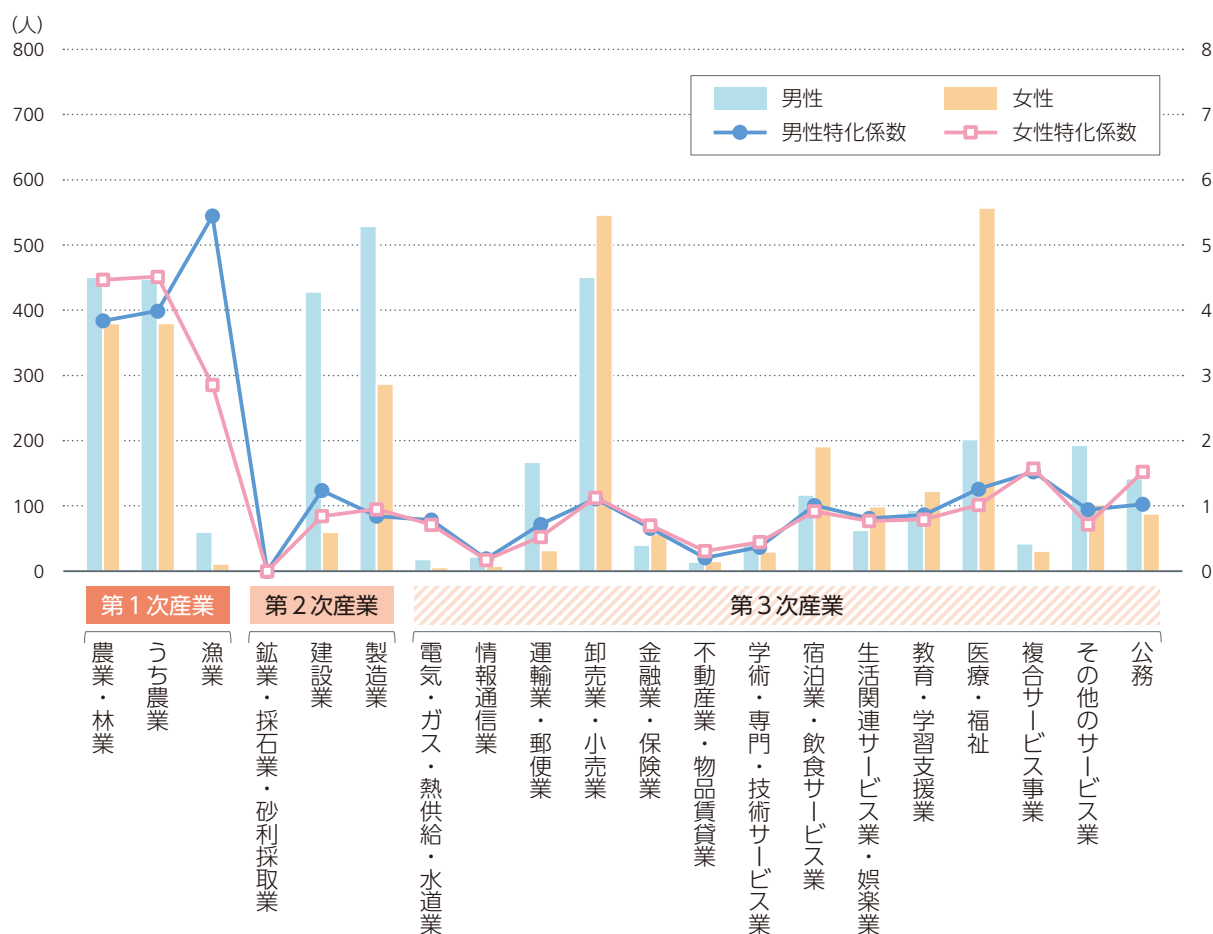
◆ 産業別就業人口 ◆



第1次産業 第2次産業 第3次産業

資料：国勢調査（総務省）平成27年

◆ 男女別産業別就業人口 ◆



資料：国勢調査（総務省）平成27年

(10) 町財政について

財政力を示す7つの指標について、本町と同類型区分（町村／10,000～15,000人／Ⅲ－2）の全国の類似団体（54団体）との比較を行っている「和歌山県平成30年度財政状況資料集」を基に、町の財政状況を見ていきます。

1

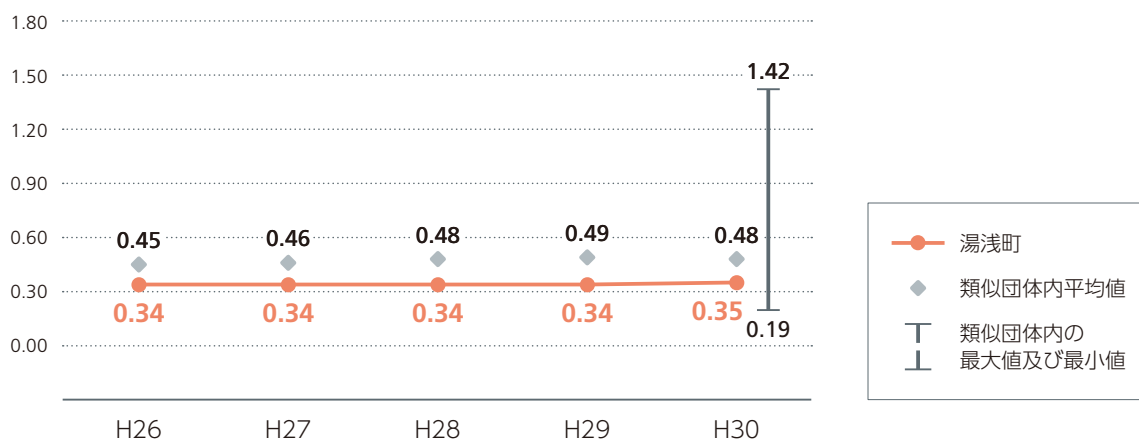
財政力

財政力指数 **0.35** ※平成30年度

基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。

近年は横ばいで推移しており、今後も大幅な税収の増加も見込めないため、財政力指数は横ばいで推移すると考えられます。

財政力



2

財政構造の 弾力性

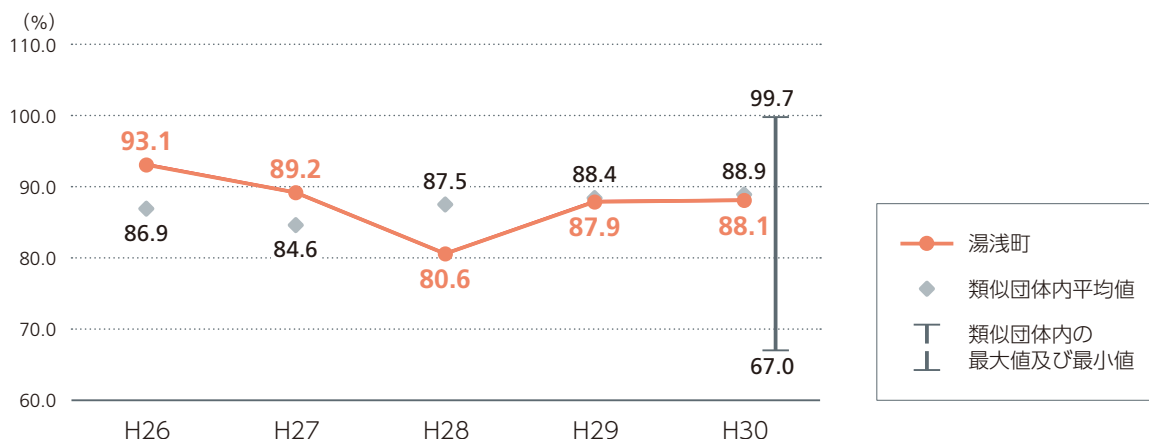
経常収支比率 **88.1%** ※平成30年度

人件費や扶助費、負債返済に充てる公債費等、必要な経費が占める割合。一般的に70～80%が適正水準といわれており、80%を超えると弾力性を失いつつあると考えられる。

前年度より0.2ポイント上昇しているものの、類似団体内平均値を若干下回っている状況です。経常収支比率を抑制できているのは、「ふるさとまちづくり寄附金」や「ふるさとまちづくり基金繰入金」を活用できていることによります。

ふるさとまちづくり寄附金等の多寡に左右される状況であり、現状の比率を安定して維持していくためにも、引き続き経常経費の削減等に努める必要があります。

財政構造の弾力性



3

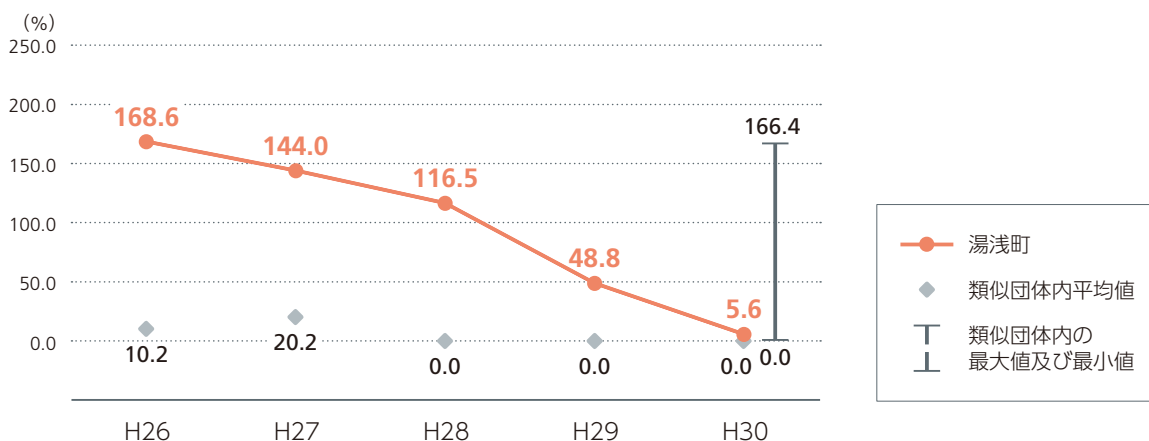
将来負担の 状況

将来負担比率 **5.6%** ※平成30年度

公社や出資法人も含め、自治体が将来支払う可能性がある負債の一般会計に対する比率であり、350%以上で早期健全化団体となる。

平成28（2016）年度までは100%を越える状況で、類似団体内平均値とも大幅に乖離していましたが、近年著しく改善し、平成30（2018）年度では5.6%となりました。改善した要因としてはふるさとまちづくり寄附金が増大したことによります。現状の比率は類似団体内平均値である0.0%に近づいてはいるものの、現在実施している大型事業等のために基金を取り崩していくことも見込まれるため、引き続き補助金等の財源の確保、交付税算入の少ない起債借入の抑制等により、財政の健全化に努める必要があります。

将来負担の状況



公債費負担 の状況

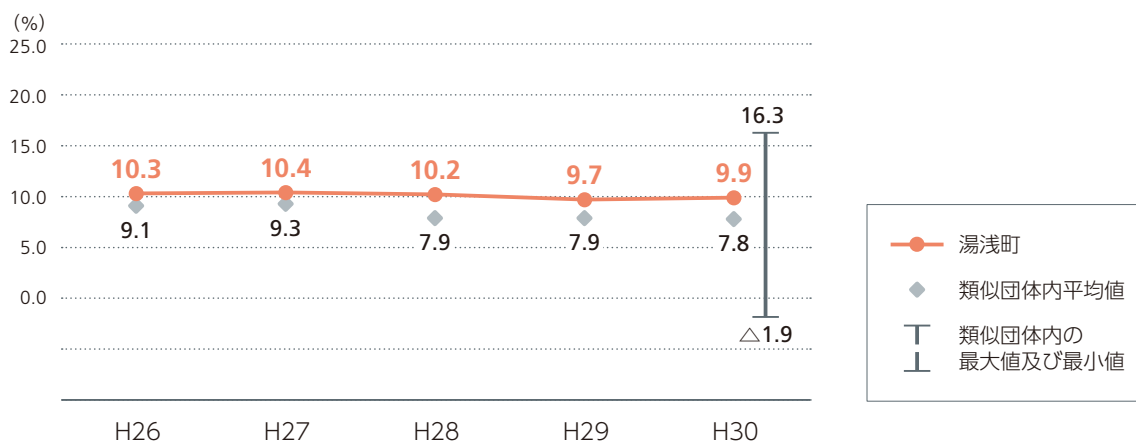
実質公債費比率 **9.9%** ※平成30年度

自治体の収入に対する負債返済の割合を示す。18%以上の場合、新たな借金をするために国や都道府県の許可が必要。25%以上の場合、借金を制限される。

平成26（2014）年度より借り入れを行っている過疎対策事業債の元金償還が平成30（2018）年度より開始されたことで、実質公債費比率は0.2ポイント上昇しました。また、現在進行中の大型事業に係る起債の元金償還が数年のうちに順次開始されるため、実質公債費比率がさらに上昇することが見込まれます。

今後も引き続き、事業計画の精査、交付税算入の少ない起債借入の抑制等により実質公債費比率の抑制に努める必要があります。

公債費負担の状況



5. 調査結果から見る住民意識

(1) 調査概要

本計画を策定するにあたり、住民意識調査を実施しました。

- ・ 調 査 対 象 町内在住の18歳以上の方
- ・ 調査対象者数 1,200人
- ・ 抽 出 方 法 無作為抽出
- ・ 調 査 方 法 郵送による調査票の配布・回収
- ・ 調 査 期 間 令和2年7月10日～7月28日
- ・ 調 査 内 容 ①回答者自身のこと
②居住に関すること
③地域活動について
④町の現状と施策・事業の優先度について
⑤町の将来像や自慢できるところ

配 布 数	1,200
回 収 数	540
回 収 率	45.0%

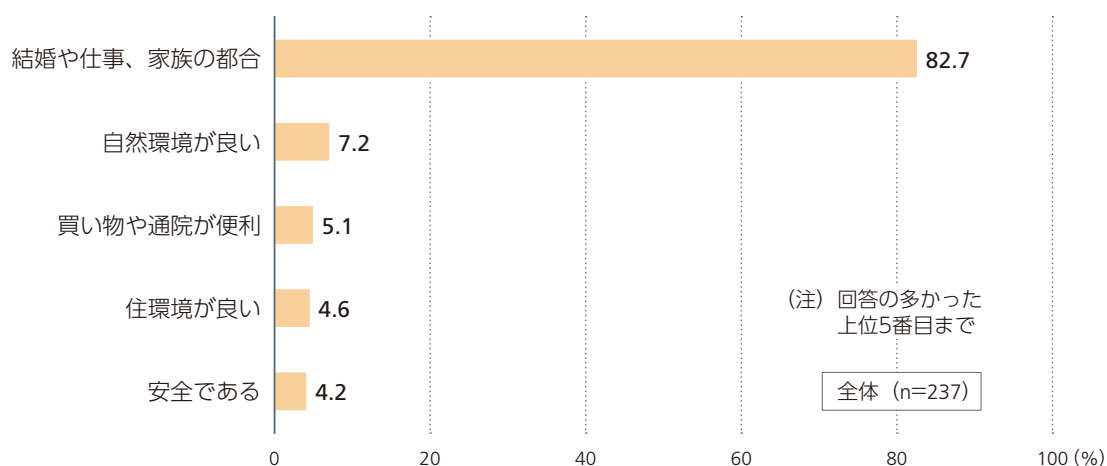
(2) 調査結果

第4次計画を策定するにあたり、特に注目すべき結果を抜粋して掲載します。

質問内容

湯浅町以外の出身者が、本町に転入してきた理由（複数回答可）

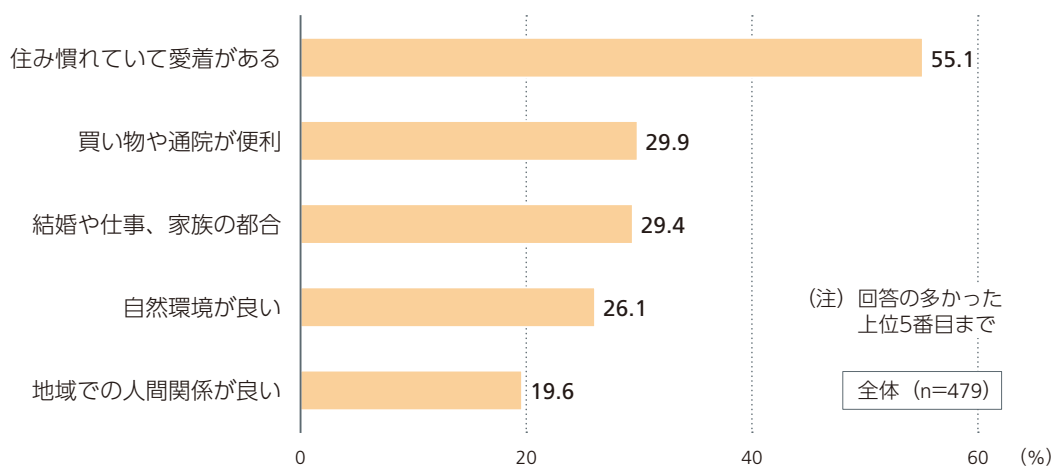
「結婚や仕事、家族の都合」が82.7%と最も高く、次いで、「自然環境が良い」（7.2%）、「買い物や通院が便利」（5.1%）の順となっています。



質問内容

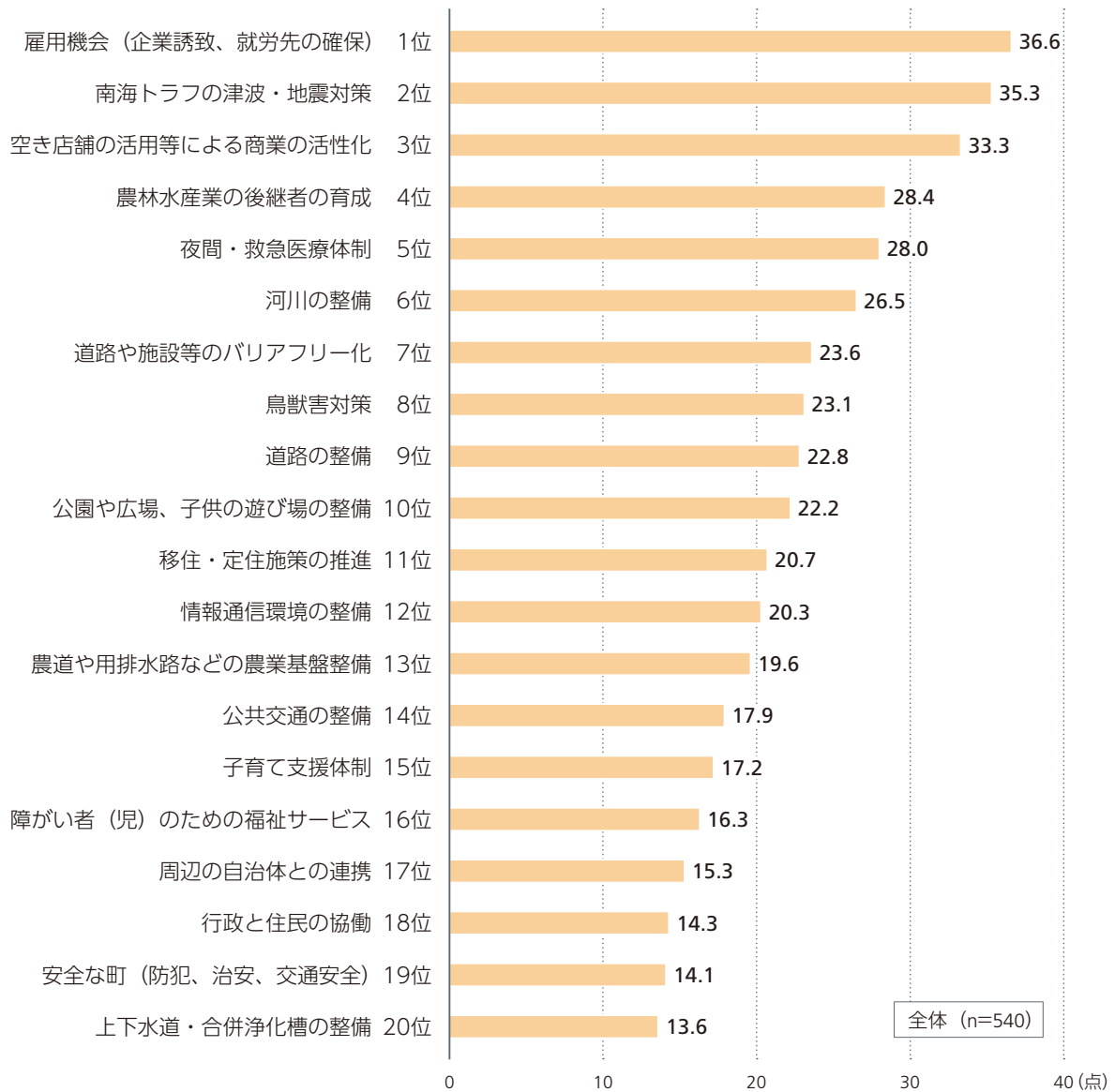
町から転出せず住み続ける予定の方が、今後も町で暮らし続けたいと思う理由（複数回答可）

「住み慣れていて愛着がある」が55.1%と最も高く、次いで、「買い物や通院が便利」（29.9%）、「結婚や仕事、家族の都合」（29.4%）の順となっています。



施策項目ごとの優先度と満足度の差を「施策強化の必要度」と位置づけて見てみると、「雇用機会（企業誘致、就労先の確保）」が最も高く、次いで、「南海トラフの津波・地震対策」、「空き店舗の活用等による商店街の活性化」、「農林水産業の後継者の育成」の割合が高くなっています。

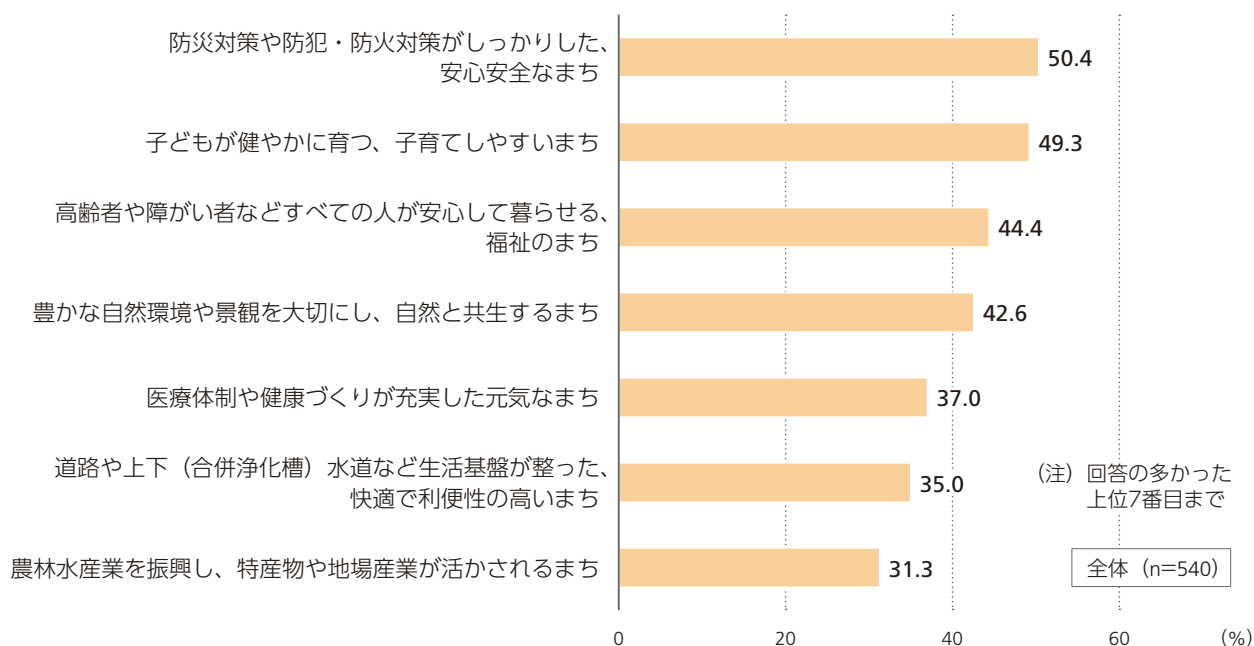
◆ 施策強化の必要性 ◆



質問内容

町の将来像（目指すべき町）として、特にふさわしいと思うのはどれか
（複数回答可）

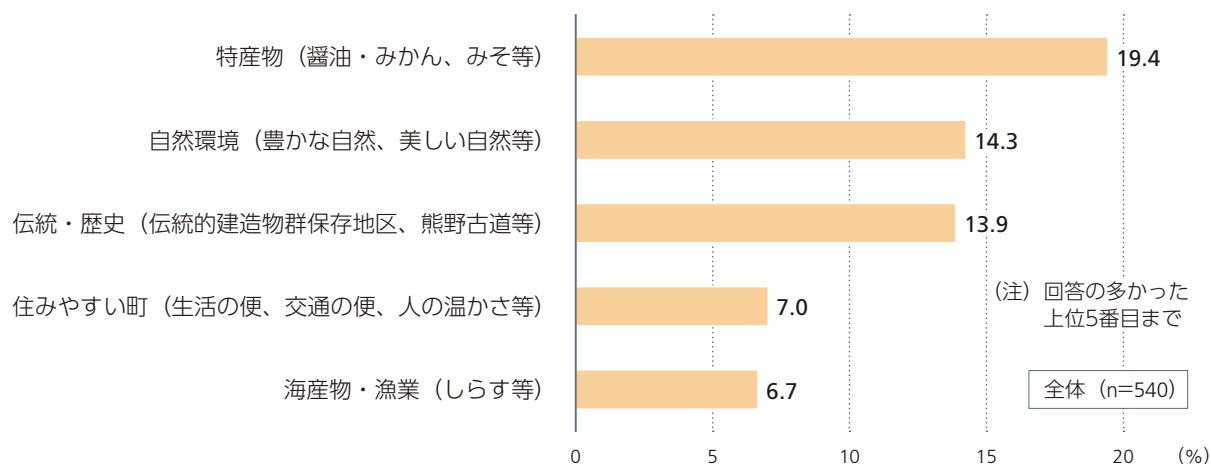
「防災対策や防犯・防火対策がしっかりした、安心安全なまち」が50.4%と最も高く、次いで、「子どもが健やかに育つ、子育てしやすいまち」（49.3%）、「高齢者や障がい者などすべての人が安心して暮らせる、福祉のまち」（44.4%）の順となっています。



質問内容

あなたが思う、町の自慢したいところ（2つまで回答可）

「特産物（醤油、みかん、みそ等）」が19.4%と最も高く、次いで、「自然環境（豊かな自然、美しい自然等）」（14.3%）、「伝統・歴史（伝統的建造物群保存地区、熊野古道等）」（13.9%）の順となっています。





町の現状と住民意識調査から見える課題

- 「伝建地区」や「日本遺産」、「食」等、町が誇る地域資源を利活用し、産業振興や観光誘客、関係人口^(※)や交流人口^(※)の拡大等に対して町全体で取り組み、町の活気と潤いにつなげています。
- 近年、人口減少と少子高齢化が顕著となっており、今後もその傾向が続くと予測されています。子どもを生み育てやすい環境づくり等による少子化対策と、高齢者や障がいのある人等も暮らしやすい福祉施策の推進が必要です。
- 産業別就業人口について、「製造業」、「医療・福祉」、「卸売業・小売業」、「農業」に従事する方が多く、特化係数で見ると、「漁業」と「農業」が高くなっていることから、このような産業を基軸とした施策の推進が求められます。
- 財政は依然として厳しい状況が続いていますが、新たな財源であるふるさとまちづくり寄附金について、平成29（2017）年度は約49億円、平成30（2018）年度は約50億円に達したこともあり、やや改善の兆しが見られます。
- 住民が思う施策の優先度について、「雇用機会（企業誘致、就労先の確保）」、「南海トラフの津波・地震対策」、「空き店舗の活用等による商店街の活性化」、「農林水産業の後継者の育成」の優先度が高いことがわかりました。このため、まずは地場産業や観光振興を主軸とした雇用の創出、商業の活性化に取り組むとともに、安心安全に暮らせる地域づくりや地震・津波等の防災対策、町の地域資源を活かす人材や後継者の育成に力を注ぐ必要があります。
- 住民が思う町の将来像として、「防災対策や防犯・防火対策がしっかりした、安心安全なまち」、「子どもが健やかに育つ、子育てしやすいまち」、「高齢者や障がい者などすべての人が安心して暮らせる、福祉のまち」が上位となっています。また、町の自慢として、「特産物（醤油、みかん、みそ等）」、「自然環境（豊かな自然、美しい自然等）」、「伝統・歴史（伝統的建造物群保存地区、熊野古道等）」等が挙げられています。町の将来像を住民と共有しながら施策を着実に推進するためにも、本計画を通して町の将来像を示しながら、施策を展開していく必要があります。

基本構想

1. 町の人口予測
2. 産業人口の将来予測
3. 土地利用の構想
4. 町の将来像
5. 基本目標
6. 施策体系
7. SDGs の視点

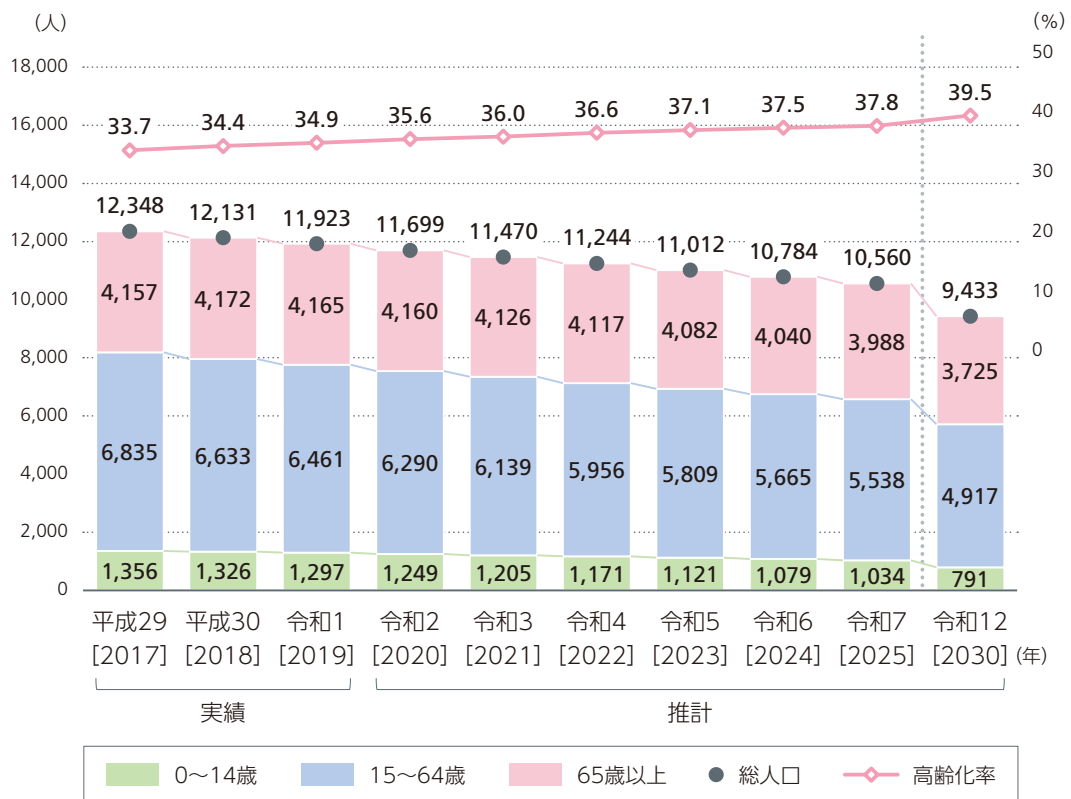
1. 町の人口予測

(1) 人口推計の結果

住民基本台帳（令和元（2019）年までの過去5年間／各年10月1日時点）の人口を基に、コーホート変化率法^(※)による町の人口推計（2030年まで）を実施しました。

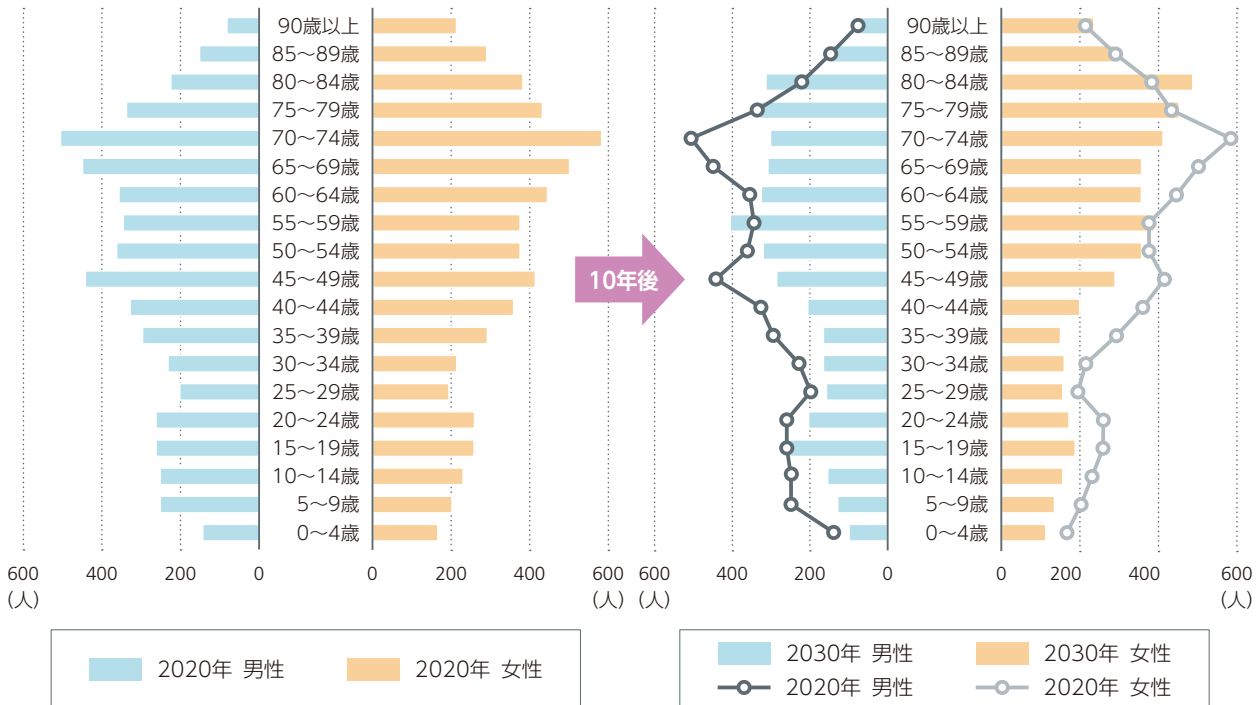
総人口は減少で推移する予測であり、令和2（2020）年と比べて、令和12（2030）年はおよそ2割減少し、高齢化率は40%近くに達するという推計結果となりました。また、年齢3区分別で見ると、今後、生産年齢人口、年少人口、老年人口のいずれも減少する見込みとなっています。

◆ 町の人口推計 ◆



5歳階級別人口の構成は、令和2（2020）年と比べて、令和12（2030）年は50～54歳及び75歳代以上の年齢層以外が、全体的に縮小する人口構成となる見込みです。

◆ 5歳階級別人口の構成（2020年⇒2030年の推計） ◆



(2) 目標人口の設定

人口推計の結果を踏まえて、次の通り目標人口を設定することにより、町の施策・事業を効果的に実施し、豊かで活気あふれるまちづくりの推進に努めます。

目標人口

《 住民基本台帳に基づく人口 》

現状値

11,699人

(令和2（2020）年度)

目標値

10,000人以上

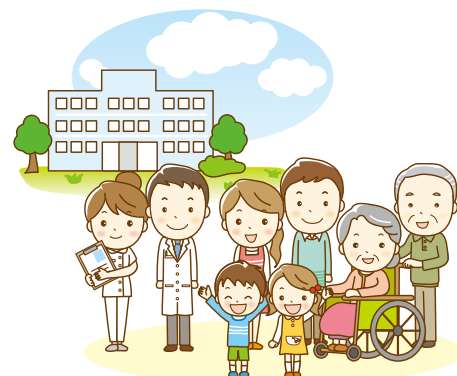
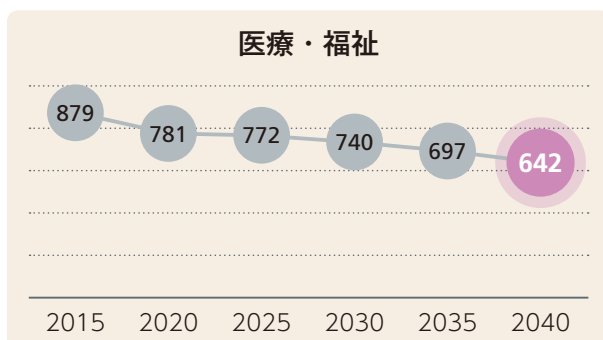
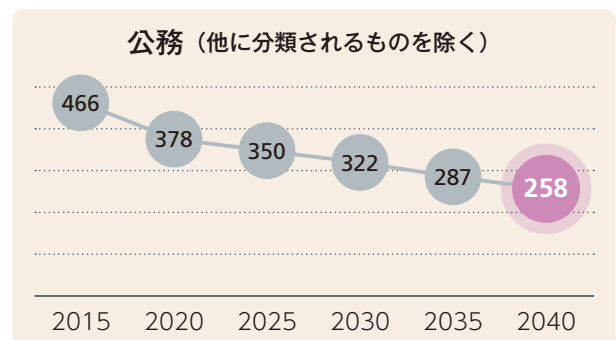
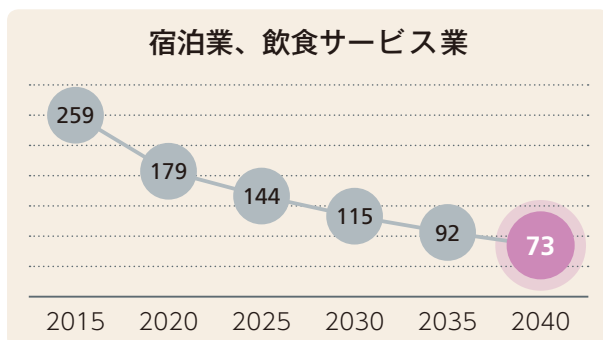
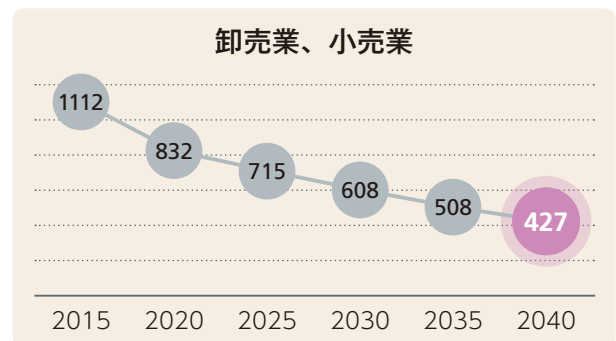
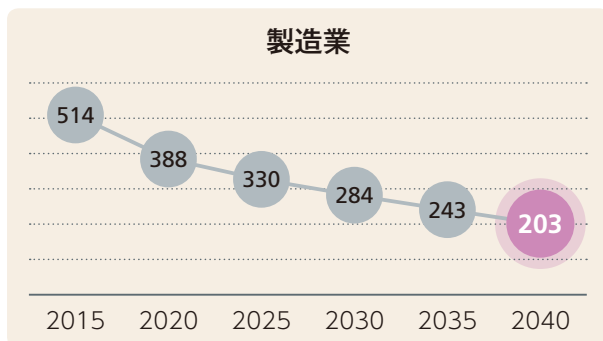
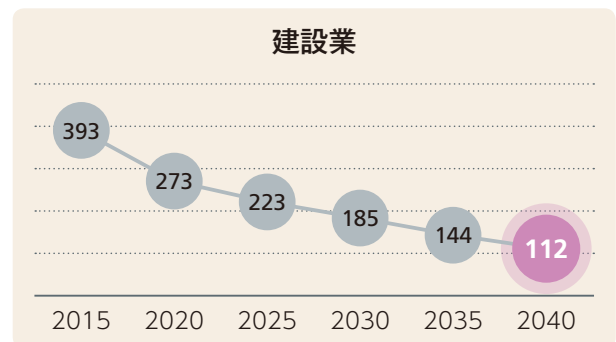
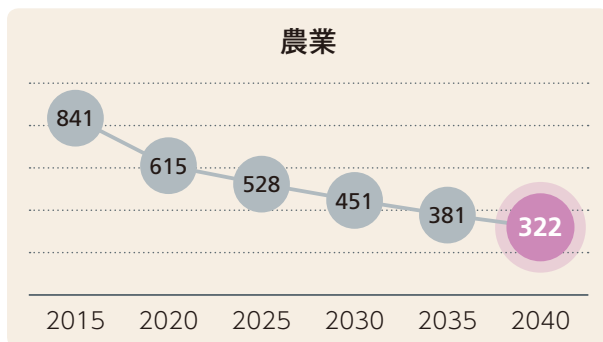
(令和12（2030）年度)

※10月1日時点

2. 産業人口の将来予測

研究プロジェクト「オポッサム」未来カルテ^(※)によると、本町の主な産業人口について今後減少する見込みであり、各分野における人材確保が課題となっています。

単位（人）



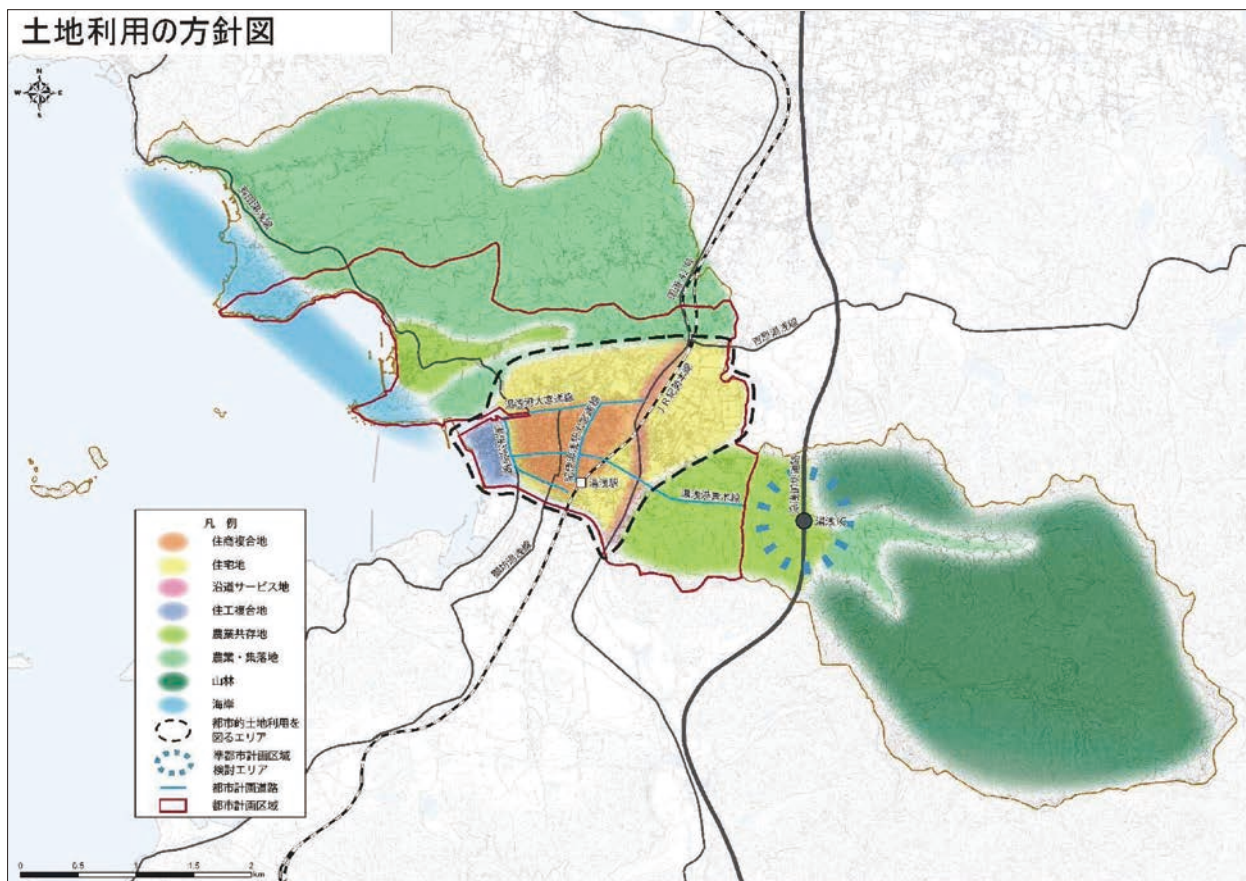
3. 土地利用の構想

(1) 土地利用の方針

平成30（2018）年3月に策定した「湯浅町都市計画マスタープラン」では、令和17（2035）年までを目標年次として、土地利用の方針についての基本的な考え方を次の通り掲げており、本計画においてもその考え方を踏襲します。

- 豊かな自然や歴史資源を活かしたコンパクトで魅力あるまちづくりをさらに充実していくため、自然や歴史資源が豊かな都市環境の維持・充実と湯浅駅西側を中心とした市街地の機能強化に努めます。
- 健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を実現するため、中心市街地では観光や交流に着目しながら、活性化に向けた取組を推進します。
- 秩序ある土地利用の実現を目指し、都市計画制度を活用した土地利用の規制・誘導を推進します。具体的には、主として都市的土地利用を図るエリアでは用途地域等の指定の検討、都市計画区域外では土地利用の変化を踏まえた準都市計画区域等の指定の検討を行います。

◆ 土地利用の方針図 ◆



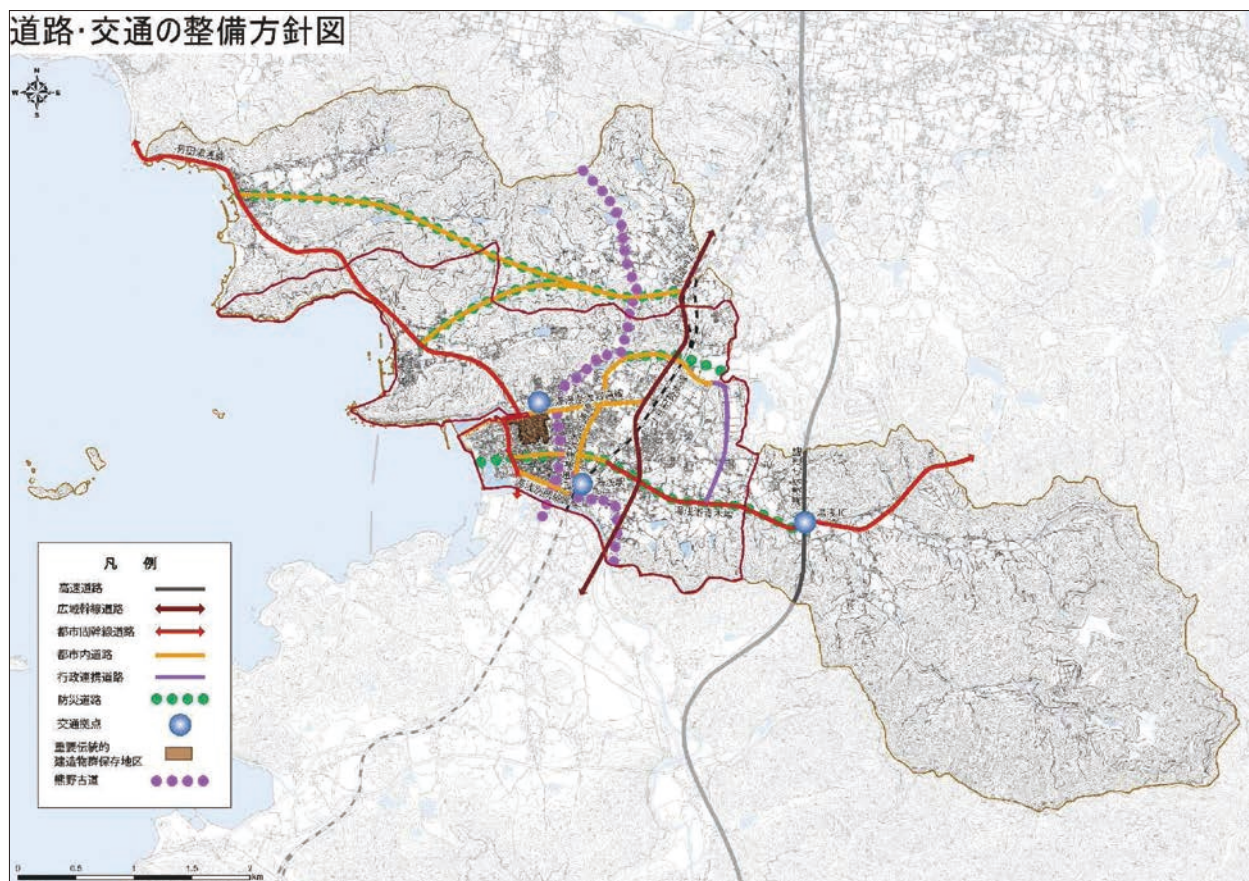
資料：湯浅町都市計画マスタープラン（平成30年3月策定）

(2) 都市施設（道路・交通）整備の方針

平成30（2018）年3月に策定した「湯浅町都市計画マスタープラン」では、令和17（2035）年までを目標年次として、都市施設（道路・交通）整備の方針の基本的な考え方を次の通り掲げており、本計画においてもその考え方を踏襲します。

- 地域産業や観光の振興、生活利便性の向上、交流機会の充実等、本町の均衡ある発展を目指し、機能的で効率的な道路交通ネットワークの形成に努めます。
- 誰もが移動しやすい環境づくりを目指し、ユニバーサルデザイン^(※)の考え方に配慮した交通環境の充実を推進するとともに、交通結節機能の向上や公共交通の利便促進に努めます。
- 安心安全で快適な移動環境づくりに向けて道路や関連施設の維持管理を図るとともに、歩道や交通安全施設等を充実し、徒歩・自転車利用の安全性・快適性の向上に努めます。
- 中心市街地の活性化に向けて市街地の根幹となる道路等の整備を推進するとともに、伝統的な町並み等へ観光客等が歩いて散策できることを目指し、歩行環境の充実を図ります。

◆ 道路・交通の整備方針図 ◆



資料：湯浅町都市計画マスタープラン（平成30年3月策定）

4. 町の将来像

歴史と人の温もりで支え合うまち 湯浅

～いつまでも安心安全に住み続けられる未来の創造～

本町は、豊かな自然環境と古くからの歴史・文化資源を有する人情味あふれる住みやすい町として、また醤油や金山寺味噌、あじ・さば・しらす、みかん等の特産品を有する町として発展を遂げてきました。そして前計画では、「誇れる郷土をともに創造 安心安全のまち 湯浅 ～これからも もっとずっとゆあさ～」を町の将来像に掲げて、その実現に向けた5項目の計画目標に基づいたまちづくりを進めてきました。

前計画の策定から10年が経過し、町を取り巻く環境や時代の潮流は大きく変化しました。そのため、住民一人ひとりの想いとライフスタイルを尊重しながら住民と行政が一体となって時代の潮流に即した町の未来を描けるよう、新たな町の将来像を掲げて、地域づくり・まちづくりに資する施策・事業を展開していく必要があります。

本計画における町の将来像として「歴史と人の温もりで支え合うまち 湯浅 ～いつまでも安心安全に住み続けられる未来の創造～」を掲げ、町の地域性と強みを活かしながら、誇りある郷土の明日を切り拓いていきます。



5. 基本目標

次の5つの基本目標を掲げて「町の将来像」の実現に向けた施策・事業を展開するとともに、SDGsの視点も取り入れた持続可能なまちづくりを推進します。



基本目標 1 | 安心安全に暮らせるまちづくり

- 道路・橋梁・上下水道や公共施設等の生活基盤について適切な維持管理に努めます。
- 災害への備えや防災体制等の充実を図ります。
- 公共交通網、道路網、町並みの保全等、生活の利便性と住環境の向上に努めます。
- 循環型社会の形成及び地球温暖化対策に取り組み、環境に優しいまちづくりを進めます。
- 日常生活を脅かす事故や犯罪等の防止に努めます。



基本目標 2 | 福祉・医療が充実し、お互いを認め合えるまちづくり

- 高齢者、障がいのある人、子ども・子育て家庭等に対して福祉施策の行き届いたまちづくりを目指します。
- 適切な医療体制を整えつつ、住民の健康の維持増進を支援します。
- 年齢・性別・障がいの有無・国籍等にとらわれることのない、お互いの人権が尊重されるまちづくりを進めます。



基本目標 3 | 地域資源を活かす、活気あふれるまちづくり

- 海と山の恵みに加えて、日本遺産や重要伝統的建造物群保存地区（以下、「伝建地区」という）を町の核としてタウンプロモーション^(※)を行い、町のブランド化による認知度の向上と観光客の増加を目指すとともに、地域資源の魅力を住民に啓発することにより町への愛着や誇りの醸成につなげます。
- 地場産業の特性を活かすとともに特産品の販路拡大等により、町の産業に潤いをもたらすための積極的な支援を行います。
- 後継者の育成や若者の就労機会の提供、企業誘致の促進に努め、町の産業の活性化を図ります。

基本目標 4 | 豊かな心身を育み、歴史・伝統・文化を大切にするまちづくり

- 幼児教育、学校教育や生涯学習の内容の充実に努め、湯浅に生まれ育ち、湯浅で豊かに暮らし続けられる環境づくりに努めます。
- 町の歴史・伝統・文化を住民に広く周知し、町の伝統・文化を受け継ぎ文化財を保護していく意識の醸成と歴史・伝統・文化に関する様々な活動の支援を行います。

基本目標 5 | 持続可能なまちづくり

- 地域コミュニティの活性化と住民交流の促進に努めるとともに、情報公開や意見交換等を積極的に進め、住民との協働によるまちづくりを進めます。
- 人口減少対策として、町の魅力の情報発信や移住・定住に関する様々な支援、空家の利活用等により、移住・定住を促進します。
- 行財政の健全な運営のため、業務効率化や財政シミュレーション^(※)の実施、効果的な広域連携を推進することにより、持続可能な財政運営と行政サービスの充実に努めます。



6. 施策体系

《町の将来像》

歴史と人の温もりで支え合うまち **湯浅**

～いつまでも安心安全に住み続けられる未来の創造～

基本目標

施策展開

1 安心安全に暮らせるまちづくり

- 1-1 町の基盤整備の推進
- 1-2 自然災害に強い基盤整備の推進
- 1-3 防災・消防体制の充実
- 1-4 交通の利便性の向上
- 1-5 環境衛生の充実
- 1-6 生活安全の確保

2 福祉・医療が充実し、お互いを認め合えるまちづくり

- 2-1 高齢者福祉の推進
- 2-2 子ども・子育て支援の推進
- 2-3 障がい者（児）福祉と社会保障の充実
- 2-4 健康増進と保健・医療の充実
- 2-5 人権意識の高揚と男女共同参画の実現

3 地域資源を活かす、活気あふれるまちづくり

- 3-1 観光業の振興
- 3-2 農林業の振興
- 3-3 水産業の振興
- 3-4 商工業の振興と雇用の創出

4 豊かな心身を育み、歴史・伝統・文化を大切にするまちづくり

- 4-1 教育環境の充実
- 4-2 生涯学習の推進
- 4-3 歴史と文化財の保護

5 持続可能なまちづくり

- 5-1 協働と交流によるまちづくりの推進
- 5-2 移住・定住支援の充実
- 5-3 行財政運営の推進

7. SDGs の視点

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) とは、平成27 (2015) 年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

こうした理念はグローバル社会を踏まえ、持続可能な地域社会を目指す本町においても重要な視点であるため、本計画においても SDGs の取組を推進します。



SDGs における2030年までの17のゴール

- 1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- 2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- 3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- 4 すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
- 5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
- 6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- 7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- 8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
- 9 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
- 10 各国内及び各国間の不平等を是正する
- 11 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- 12 持続可能な生産消費形態を確保する
- 13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- 14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- 15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- 16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- 17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

■ SDGs と施策との関連性（一覧）

	基本目標1						基本目標2				
	安心安全に暮らせるまちづくり						福祉・医療が充実し、お互いを認め合えるまちづくり				
	1-1 町の基盤整備の推進	1-2 自然災害に強い基盤整備の推進	1-3 防災・消防体制の充実	1-4 交通の利便性の向上	1-5 環境衛生の充実	1-6 生活安全の確保	2-1 高齢者福祉の推進	2-2 子ども・子育て支援の推進	2-3 障がい者（児）福祉と社会保障の充実	2-4 健康増進と保健・医療の充実	2-5 人権意識の高揚と男女共同参画の実現
★ SDGs（17のゴール）											
1 貧困をなくそう								●	●		●
2 飢餓をゼロに											
3 健康と福祉					●	●	●	●	●	●	
4 教育								●	●	●	●
5 ジェンダー平等											●
6 安全な水の供給	●				●						
7 エネルギーの確保					●						
8 雇用と経済成長								●	●		●
9 強靱なインフラ・産業の基盤整備	●	●		●	●						
10 不平等の是正							●	●	●		●
11 安全な居住環境の整備	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●
12 生産と消費形態の確保					●						
13 気候変動対策		●	●								
14 海の豊かさの保全					●						
15 陸の豊かさの保全					●						
16 平和と公正の確保						●		●		●	●
17 パートナリーシップによる施策の推進											

	基本目標3				基本目標4			基本目標5		
	地域資源を活かす、 活気あふれるまちづくり				豊かな心身を育み、 歴史・伝統・文化を 大切にするまちづくり			持続可能な まちづくり		
	3-1 観光業の振興	3-2 農林業の振興	3-3 水産業の振興	3-4 商工業の振興と雇用の創出	4-1 教育環境の充実	4-2 生涯学習の推進	4-3 歴史と文化財の保護	5-1 協働と交流によるまちづくりの推進	5-2 移住・定住支援の充実	5-3 行財政運営の推進
★ SDGs (17のゴール)										
1 貧困をなくそう										
2 飢餓をゼロに		●	●							
3 健康と福祉						●				
4 教育					●	●	●			
5 ジェンダー平等										
6 安全な水の供給										
7 エネルギーの確保										
8 雇用と経済成長	●	●		●						
9 強靱なインフラ・産業の 基盤整備				●						
10 不平等の是正					●	●				
11 安全な居住環境の整備						●	●	●	●	●
12 生産と消費形態の確保	●	●	●							
13 気候変動対策										
14 海の豊かさの保全			●							
15 陸の豊かさの保全		●								
16 平和と公正の確保					●					●
17 パートナーシップによる 施策の推進								●	●	●

基本計画

基本目標 1 | 安心安全に暮らせるまちづくり

基本目標 2 | 福祉・医療が充実し、
お互いを認め合えるまちづくり

基本目標 3 | 地域資源を活かす、
活気あふれるまちづくり

基本目標 4 | 豊かな心身を育み、歴史・伝統・
文化を大切にするまちづくり

基本目標 5 | 持続可能なまちづくり

安心安全に暮らせるまちづくり

1-1 町の基盤整備の推進

関連する SDGs



現状と課題

- 平成30（2018）年3月に策定された「湯浅町都市計画マスタープラン」により、町の将来の都市構造のあり方や土地利用の方針、都市施設、市街地整備、自然環境保全、都市景観形成等の基本方針を定め、地域の魅力を向上し、安心安全でコンパクトなまちづくりを目指す様々な取組を進めています。
- 平成28（2016）年3月に策定された「湯浅町歴史的風致維持向上計画」により、伝建地区やその他の有形の歴史的資産のみならず、祭り、行事等の文化や風情、情緒、佇まいといった無形の文化・伝統資産も含めた歴史まちづくりに取り組んでいます。
- 公園は、日常における子どもの遊び場や多世代のレクリエーションの場、災害発生時の避難場所等の機能があるため、公園の維持管理に努めていますが、今後は遊具の老朽化に伴う維持管理や更新及び撤去の検討を進めるとともに、町民ひとり当たりの公園面積が小さいため新たな公園整備を行う必要があります。
- 本町の上水道普及率はほぼ100%となっていますが、水道管や浄水場等の老朽化が進んでいるため、生活に欠かせない水を確実に住民に届けられるよう、水道管の布設替えや各施設等の維持管理が必要です。
- 平成29（2017）年度の汚水処理構想見直しに伴い、田地区を農業集落排水^(※)による集合処理とし、他の地域については合併処理浄化槽^(※)による個別処理へと位置付けましたが、合併処理浄化槽設置率及び田地区における農業集落排水対象世帯の加入率は共に低い状況です。
- 本町には町営の集合住宅や二戸連住宅がありますが、二戸連住宅については、空家になった住宅を用途廃止したうえで、売却を進めています。また、集合住宅については、老朽化が進んでいることから、適正な維持管理を行うとともに、計画的な修繕や建て替えの検討が必要となっています。



町民が集う宮西児童公園

施策の方向

(1) 市街地の整備

- ①「湯浅町都市計画マスタープラン」・「湯浅町歴史的風致維持向上計画」をはじめとする関連計画と連携して、伝建地区の適正な保全に努めるとともに、災害にも強い安全で調和のとれた市街地整備を図ります。
- ②地域活性化の拠点となる駅前複合施設「湯浅えき蔵」周辺に駐車場・駐輪場・公園等を整備し、町民の利活用を推進します。
- ③平成30（2018）年度に策定した「熊野古道及び重伝建地区周辺道路等整備計画」により、安全で利用しやすく、町並みの景観に配慮した道路整備を進めます。
- ④安心安全な町づくりの推進並びに良好な景観及び生活環境の保全のため、空家等の適切な空家対策を行うとともに、特定空家^(※)については、空家法に基づく対策を進めます。
- ⑤市街地における土地に関する権利を確認して明確にする地籍調査を継続して実施し、公共事業の円滑化や土地の権利関係の明確化、公租公課等の負担の公平化等を目指します。

(2) 景観の保全

- ①本町の豊かな自然環境について、誇れる地域資源として適切な保全・活用に努めるとともに、森林・丘陵地については、無秩序な開発計画を未然に防止します。
- ②良好な都市景観を育むため、山林や海岸の豊かな自然景観、伝統的な町並みや寺社等の周辺環境等の歴史的・文化的景観等の維持・保全に努めるとともに、これらの保全を通じて、郷土への誇りや愛着の向上、観光誘客の資源として磨き上げることに努めます。

(3) 公園の適正な維持管理の推進

- ①町内各公園の適正な維持管理のため、定期点検により遊具や施設等を修繕し、周辺住民の協力のもとに、町全体で適切な管理に努めます。
- ②町民の憩いの場として、「湯浅えき蔵」周辺と新たに整備される地域福祉センター周辺に、新たな公園の整備を行います。

(4) 上下水道の整備

- ①水道水源開発事業により、年間を通して安定した水源の確保に努めます。
- ②水道管及び浄水場施設等の維持管理のため、耐震化や施設更新を計画的に進めます。
- ③上水道施設等の維持管理・更新に必要な事業費を試算のうえ、新料金体系について検討します。
- ④田地区を除く全域について汲取り・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進に努めるとともに、田地区における農業集落排水対象世帯の加入促進に取り組み、汚水処理率の向上を目指します。
- ⑤農業集落排水施設の計画的な更新により適正な維持管理を行います。

(5) 町営住宅の維持管理

- ①老朽化した町営住宅の適切な維持管理を行います。
- ②地域の自立やコミュニティバランスを回復するため、二戸連住宅の譲渡や空家の用途廃止を進めます。

1-2 自然災害に強い基盤整備の推進

関連する SDGs



現状と課題

- 本町を流れる主な河川は山田川、出合川、広川であり、台風や集中豪雨等の自然災害への備えを進めるため、県に要望して護岸改修工事を行うように努めています。また近年、局地的な集中豪雨が多発していることから、水路の氾濫や決壊を未然に防ぐ取組を実施する必要があります。
- 主に農業用のかんがい用水を確保するために水を貯え、必要な時に耕作地に送水する設備を備えた人工池であるため池について、氾濫や決壊による災害発生を未然に防ぐため、必要に応じて改修工事を実施しています。
- 南海トラフ巨大地震による津波の発生が懸念される中、町民の生命と財産を守るために、港湾施設や堤防・護岸等の改修について、県に対して要望を行っています。
- 近年、大型台風の襲来や局地的な集中豪雨による土砂災害が全国各地で発生しているため、定期的な防災点検パトロールを実施し、危険箇所等の現状把握に努める必要があります。



津波防波堤



整備された護岸（農業用ため池）

施策の方向

(1) 河川・水路の整備

- ①自然災害による被害を未然に防止し河川・水路の長寿命化を図るため、必要な堤防改修や浚渫^{しゅんせつ}(※)等の適正管理を行うとともに、環境や景観に配慮した河川整備に努めます。
- ②雨水公共下水道事業を活用して栖原ポンプ場改築事業を推進するとともに、浸水被害が解消されていない地域についても、順次、浸水対策に努めます。

(2) ため池の整備

- ①老朽化が進み危険度が高いため池について、県と協議を行い、計画的な改修に努めるとともに、「ため池ハザードマップ」の活用により町民に危険箇所を周知します。

(3) 港湾・漁港の整備

- ①南海トラフ巨大地震に備えた堤防・護岸の改修や消波ブロックの設置、港湾の浚渫等について、県と連携して必要な対策を講じていきます。
- ②津波時の漁船避難対策について、県や関係機関と協議検討を行います。
- ③栖原漁港長寿命化計画及び田村漁港長寿命化計画に基づき、引き続き老朽化した施設の改修を実施します。

(4) 急傾斜地崩壊対策等の推進

- ①県と連携のうえ、地すべり防止区域や急傾斜地等の危険箇所の調査や定期的な点検パトロールに努め、近年増えている局地的な集中豪雨等における土砂災害から町民の生命と財産を守ります。
- ②「湯浅町森林整備計画」に基づき、水源かん養^(※)、CO₂吸収機能等森林のもつ多様な機能を発揮させるため、特に森林部の多い山田山の重点的な整備・管理に努めます。
- ③土砂災害特別警戒区域の指定に基づく避難体制の確立や建築物の構造規制等に関する周知を推進します。



災害により崩れた畑

1-3 防災・消防体制の充実

関連する SDGs



現状と課題

- 平成30（2018）年3月に「湯浅町地域防災計画」を改訂し、災害予防・災害応急対策・災害復旧・災害復興の各基本計画を定めて、災害から住民の生命、身体及び財産を守るための体制整備に取り組んでいます。
- 本町の防災・消防体制は、行政が中心となり、湯浅広川消防組合、湯浅町消防団及び自主防災組織で構成しています。平成27（2015）年4月に湯浅広川消防組合消防本部が青木地区の高台に移転、5月には防災拠点の機能を備えた役場庁舎が同消防本部の隣地に移転して業務を開始する等、防災・消防体制の強化を図っています。
- 大規模な災害が発生した場合、地域防災力を高め、住民自らの力で町域を守る自助・共助の考え方が必要であり、沿岸地域を中心に、毎年各地区単位で南海トラフ巨大地震を想定した避難訓練を実施しています。令和2（2020）年度現在、20地区に自主防災組織が結成されていますが、地域防災力の強化のため全地区での設立を目指しています。
- 大地震に備えるための公共施設の耐震化については、避難施設として利用する観点から、施設の耐用年数、倒壊危険度及び重要性により優先順位を付けて、計画的に耐震化を進めるとともに、適切な維持管理と更新に努めています。
- 大規模災害時に老朽化した家屋の倒壊や火災による避難経路の寸断予防のため、いわゆる特定空家等への措置を講じています。
- 有田保健医療圏域^(※)の広域連携において、夜間・休日の緊急患者を受け入れる医療機関の体制を強化する必要があります。



避難訓練



救命訓練



コロナ対応避難所開設・運営訓練

施策の方向

(1) 地域防災体制の充実

- ①「湯浅町地域防災計画」により、近年の豪雨災害や南海トラフ巨大地震による津波等の対応を想定し、災害への備えを進めます。
- ②多様な災害の発生に備え、また近年の感染症の状況を踏まえ、関係機関と連携のうえ定期的に防災訓練等を実施することで、住民への防災意識の啓発を図ります。
- ③障がいのある人及び高齢者等、災害時要援護者の避難体制の充実のため、「災害時要援護者名簿」の作成と記載情報の更新に努めます。
- ④自主防災組織が結成されていない自治会に対して組織化を働きかけるとともに、結成されている自主防災組織の消火訓練・避難訓練等の活動の支援を行い、地域防災力の強化に努めます。
- ⑤児童生徒が地域を知り、自ら積極的に参加できる防災教育を行い、災害時に多くの人が生き残るために行動できる人材の育成を目指します。
- ⑥湯浅警察署、湯浅広川消防組合及び医療機関等との連携を強化し、災害時の救急・救助活動の強化を図ります。

(2) 災害に強いまちづくりの推進

- ①災害対策ビデオや防災マップを活用し、住民の防災意識の高揚を図ります。
- ②県と連携して、災害危険箇所の改善や津波対策事業等、災害防止に必要な基盤整備対策を進めます。
- ③特定空家等の措置と合わせて、空地スペースや避難路の確保、建築物の不燃化等を進め、密集した市街地の防火・防災機能の向上を図ります。

(3) 火災予防の強化

- ①定期的な初期消火訓練及び避難誘導訓練を推進するとともに、広報による火災予防意識の高揚により、火災を起こさないまちづくりを推進します。
- ②建物火災に備えるため、住宅用火災警報器設置義務化の周知徹底や消火器の設置等について普及啓発に努めます。

(4) 消防体制の充実

- ①消防団員の確保に努めるとともに、湯浅広川消防組合と連携のうえ、訓練等による消防団員の資質の向上と消防団組織の強化に努めます。
- ②消火活動の強化を図るため、消防車両及び消防資機材等の充実に努めるとともに、老朽化の進行に合わせた消防車両、資機材の計画的な更新を推進します。

(5) 救急体制の充実

- ①県及び関係機関と連携のうえ、広域による夜間・休日の救急医療体制の確保に努めます。

1-4 交通の利便性の向上

関連する SDGs



現状と課題

- 本町の道路網は、山田地域を南北に縦断する湯浅御坊道路、国道42号、主要県道有田湯浅線（きららときめきロード）及び主要県道御坊湯浅線を基幹道路とし、一般県道湯浅広港湯浅停車場線、一般県道吉原湯浅線及び町道が接続して道路網を構成していますが、今後、都市計画道路の事業をどのように進めていくかが課題となっています。
- 湯浅御坊道路の湯浅インターチェンジは京阪神・和歌山方面からの物流等の拠点であり、湯浅御坊道路4車線化は令和3（2021）年度中に完成する見込みとなっています。今後、湯浅インターチェンジと中心市街地の間の道路整備を行い、まちなかを活性化させる交通の利便性の向上に取り組んでいく必要があります。
- 本町の公共交通機関としては、鉄道（JR）と路線バス（2事業者）がありますが、住民の日常の移動手段としてだけでなく、観光誘客のためにも維持・充実が必要です。



駅前複合施設「湯浅えき蔵」



JR 紀勢線特急くろしお

施策の方向

(1) 幹線道路の整備

- ①令和3（2021）年度中に4車線化が完成する湯浅御坊道路の湯浅インターチェンジや国道42号線からの道路ネットワークの充実に努めます。
- ②田地区から有田川町へ抜ける出雲道等の整備促進について県に要望を続けるとともに、湯浅町都市計画道路の整備を推進します。



湯浅インターチェンジ

(2) 町道等の整備

- ①町道の通行の安全を確保するため、計画的な道路舗装の改修及び必要な道路幅員を確保するよう努めます。
- ②道路の定期点検に関する省令・規則により、橋りょう・トンネルの健全性診断に基づく長寿命化計画を作成し、順次長寿命化工事を実施していきます。
- ③伝建地区や熊野古道周辺地区の無電柱化を検討します。

(3) 公共交通の充実

- ① JR 湯浅駅に停車する特急列車の増便を JR 西日本に要望し、本町を訪れる観光客やビジネス客の利便性向上に努めます。
- ② JR 湯浅駅周辺に駐輪・駐車場を整備し、住民の通勤・通学の利便性の向上とパーク＆ライド^(※)制度の導入を検討し、湯浅駅の利用者の増加を図ります。
- ③住民の日常の大切な移動手段となるバス路線の維持と、新たな移動手段の検討を続けます。

1-5 環境衛生の充実

関連する SDGs



環境パトロール

現状と課題

- 本町の豊かな自然環境は、心のなごむ空間と日々の快適な生活環境を与えてくれます。今後とも、町民・行政・関係団体が連携を深め、豊かな自然を保護し、次世代に継承していく必要があります。
- 本町では近年、大気や水質の汚染等による公害の発生は少ない状況ですが、定期的な大気検査と水質検査を実施して公害の発生抑止に努めています。また、騒音・悪臭等の公害を防止するため、通報、相談等があった場合は県及び湯浅保健所とともに迅速に対応しています。
- し尿の適正な処理は、衛生的な生活環境を確保するための基本となるものであり、行政としての重要な責務です。本町におけるし尿処理は、2町（広川町・湯浅町）で構成する有田衛生施設事務組合が行っており、汚泥再生処理センターにおいて再生処理のうえ堆肥化して“なぎコンポ”として広く販売し、資源循環型再生処理をシステム化して運営しています。
- ごみの減量を進めることは環境負荷の低減と財政負担の軽減等にも効果があるため、本町では、分別の徹底とともにごみの減量に取り組んでいます。また、本町内のごみ処理は有田衛生施設事務組合及び民間業者が種類に応じて行っていますが、1市2町（有田市・有田川町・湯浅町）で構成する有田周辺広域圏事務組合の新ごみ処理施設建設に向けて協議を進める必要があります。
- 湯浅斎場は昭和53（1978）年に、現在地に移転新築され、町営の火葬場施設として運営されてきました。建築後40年以上が経過して施設の老朽化が進むなか、必要な改修工事を行うことで適切な維持に努めています。



広川清掃

施策の方向

(1) 自然環境を保護する取組の推進

- ①自然環境を守るため、町民参加型清掃活動（紀州路クリーン大作戦・クリーンアップ熊野古道等）の実施、不法投棄パトロールの実施や監視カメラの設置、広報等による町民の環境意識の醸成等に努めます。
- ②公共施設への太陽光発電システムの設置や個人住宅向けの太陽光発電施設設置補助金を引き続き実施し、再生可能エネルギーの普及に努めます。
- ③上水道の水源である山田川と広川の定期的水質検査や大気汚染定点観測を継続するとともに、公害に関して事業所への啓発・指導等を行い、公害防止に努めます。
- ④田地区以外での合併浄化槽の設置と田地区における農業集落排水対象世帯の加入を促進し、生活排水等をきれいな水にして川や海に戻すよう努めます。
- ⑤騒音・悪臭等の公害を防止するため、通報・相談等があった場合は、引き続き県及び湯浅保健所とともに迅速に対応します。



海岸清掃

(2) し尿処理・ごみ処理体制の確保

- ①有田衛生施設事務組合によるし尿処理体制の維持に努めます。
- ②適切なごみ処理方法について研究を進めます。
- ③有田周辺広域圏事務組合の新ごみ処理施設建設に向けて協議を続けます。

(3) ごみの分別・減量と再資源化の推進

- ①広報ゆあさによる情報提供や小学校における環境教育の実施等を通して、ごみの分別・減量やごみの正しい分別方法について周知し、住民の環境意識の醸成を図ります。

(4) 斎場の適正な管理・運営

- ①湯浅斎場の維持・管理、整備を実施し、適正な運営に努めるとともに、令和元（2019）年度に策定した斎場整備基本構想を基に次期施設のあり方について検討を進めます。

1-6 生活安全の確保

関連する SDGs



現状と課題

- 近年、犯罪の巧妙化や凶悪化が進み、高齢者を狙った振り込め詐欺や悪質商法等の手法も巧妙かつ悪質化しており、住民への啓発が必要です。また、地域における見守り活動の強化により、子どもから高齢者まで全ての住民が安心安全に暮らせるよう取組を進める必要があります。
- 町内には狭い道路が多くありますが、交通安全意識に関する一層の普及啓発に努めるとともに、危険箇所の改良を行うことにより、交通事故を未然に防止する必要があります。また、高齢化の進行に伴う高齢者ドライバーの交通事故発生が懸念されるため、対応が必要です。



消費者啓発セミナー



地域での防犯啓発活動

施策の方向

(1) 地域安全対策の推進

- ①防犯カメラの設置を進めて犯罪の発生を抑止するとともに、犯罪等が発生した際には警察等の関係機関と連携し、早期解決に努めます。
- ②地域安全推進員の活動を支援し、学校・地域・保護者が協同して見守り体制等を強化することにより、子どもや高齢者を含む地域の安全確保に努めます。
- ③有田管内1市3町で専門相談員による消費生活相談窓口を開設し、消費者相談体制の充実を図るとともに、悪質商法等の犯罪に巻き込まれないよう啓発活動を行います。
- ④防犯灯・街路灯の適正な設置及び管理に努めます。



街角に設置された防犯カメラ

(2) 交通安全対策の推進

- ①警察等の関係機関と連携し、子どもから高齢者までを対象に講演会や各種イベントの機会を通じて交通安全教室を実施し、交通安全意識の高揚を図ります。
- ②運転者に対し、安全運転マナーや交通事故の危険性等の啓発を行うとともに、高齢者ドライバーの事故抑止のための普及啓発に取り組みます。
- ③歩行者の安全確保のため、危険性の高い交差点や交通量の多い道路について、道路・交差点の改良及びカーブミラー、ガードレール、道路区画線等の修繕・整備や歩道の設置を進めます。
- ④通学路における関係機関との合同点検を行い、対策実施後の効果検証に基づく改善により、通学路の安全性の向上を図ります。

福祉・医療が充実し、 お互いを認め合えるまちづくり

2-1 高齢者福祉の推進

関連する SDGs



現状と課題

- 本町では高齢化が進行していますが、高齢者が住み慣れた地域で安心安全に暮らせる「地域包括ケアシステム^(※)」の構築に向けた取組により、高齢者福祉を推進しています。
- 本計画策定時の人口推計によると、今後、町の高齢者数は減少しますが、計画期間終了となる令和12（2030）年には高齢化率は40%近くに達する推計結果となっており、要介護認定者の増加等が懸念されます。
- 介護予防に資する様々な取組やサロン活動・就労支援等を通して、高齢者の健康や生きがいづくりを推進しています。引き続き、介護保険事業の適正な運営のために予防事業に取り組むとともに、介護の状態になった時には必要な支援が受けられる環境の整備と充実が求められます。
- 地域包括ケアシステムにおいて「共助」に位置づけられる介護保険等の適正な運営に努めています。



高齢者と幼稚園児のふれあい・交流



ヨガ教室

施策の方向

(1) 高齢者福祉の充実

- ①地域支援事業等の実施により高齢者の日常生活を支援するとともに、民生委員・児童委員と連携のうえ、高齢者への福祉サービスの充実に努めます。また、現在の地域福祉センターが津波浸水想定区域であることから移転を進めていきます。
- ②湯浅町社会福祉協議会やNPO^(※)、ボランティア団体等と連携し、地域と一体となった生活支援を行うとともに、地域見守り協力員と民生委員・児童委員が連携して地域での見守りに取り組みます。

(2) 高齢者の生きがいの推進

- ①ボランティア活動等の社会貢献の機会の確保に努めます。
- ②サロン活動や自主サークルによる教室等の実施を通して、健康の保持や介護予防対策を推進します。
- ③高齢者の持つ豊富な知識・経験・技能を地域社会に活かし、活躍できる場を提供できるよう取り組みます。



ほのぼの茶話ごう会

(3) 健康づくり・医療体制の充実

- ①ヨガ教室や高齢者筋力トレーニング教室等により保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組み、高齢者の健康維持・増進を支援します。
- ②医療や介護が必要となった場合、在宅において安心して治療・介護が受けられるよう、地域ケア会議等による多職種連携の推進や地域課題の共有等により、医療・介護サービスの連携と質の向上に努めます。



高齢者筋力向上トレーニング

(4) 高齢者の災害・緊急時体制の整備

- ①独居高齢者等に災害・緊急時に備えた要援護者名簿への登録を促すとともに、特に必要な方を優先して避難支援計画の策定を進め、災害・緊急時の対応の円滑化を推進します。
- ②独居高齢者等への緊急通報システムの貸出により、コールセンターによる日中の見守りや湯浅広川消防組合との緊急連絡の確保に努めます。

(5) 介護保険事業の適切な運営

- ①介護保険制度や介護予防の重要性についてわかりやすい情報提供を行うとともに、要介護認定を受けた方の状態に応じて介護保険サービスを利用できるよう相談体制の充実に努めます。
- ②介護事業者に対する助言・指導を適切に行い、在宅と施設との連携を推進するとともに、居宅介護・施設介護が適正に実施されるように努めます。

2-2 子ども・子育て支援の推進

関連する SDGs



健やかに育つ子ども

現状と課題

- 本町においては少子化が進んでいることに加え、共働き世帯や核家族の増加に伴い、子育て家庭への支援を一層強化することが求められる現状となっています。また、児童虐待の防止対策、障がい児施策、ひとり親家庭への支援等、様々な視点からの取組が必要とされています。
- 町立認定こども園が2か所、私立認定こども園が1か所、私立保育園が1か所あります。認定こども園では、保護者の就労に関係なく入園することができ、延長保育や一時預かり保育等施策の充実により、乳幼児期の子どもと共働き等の子育て家庭を支援しています。また、待機児童を発生させないため、保育士の適正な人員配置に努めます。
- 小学校が5校（1分校を含む）、中学校は1校あります。子どもが個性を活かし健やかに育つよう、知・徳・体にわたる「生きる力」が身につく教育の充実に取り組んでいます。また、放課後児童クラブ（学童保育所）により、小学生児童の放課後の適切な遊び場と居場所の確保に努めています。
- 若い世代の結婚・出産・子育ての環境を整え、出生数を増やしていくことが重要な課題になっています。少子化の要因として、結婚の晩婚化、子育てや教育に関する経済的な負担、将来にわたる収入への不安等が挙げられます。これらの課題に対して、結婚・出産・育児に関する様々な支援や情報提供を行うとともに、子ども・子育て支援の充実により子育てしやすい環境づくりを推進することが必要です。



子ども食堂

施策の方向

(1) 子ども・子育て支援の充実

- ①湯浅町子育て世代包括支援センターに専任保健師を配置し、妊娠期から子育て期における切れ目のない支援に取り組みます。
- ②保育所を認定こども園とし、幼児教育の充実を図っていきます。それに伴い、保育士のスキル向上も求められるため、研修等を実施していきます。
- ③児童虐待問題については、湯浅町要保護児童対策地域協議会を中心として児童虐待防止のネットワーク強化に努めます。
- ④ひとり親同士の交流や子ども食堂の実施により、ひとり親への支援や子どもの居場所づくりを行います。
- ⑤湯浅町地域子育て支援センターを拠点として、家庭訪問や研修会等を通じて子育て相談体制の充実を図り、子育てネットワーク化を推進することにより、今後とも幅広い子育て支援業務を行い、子どもを産み育てやすい社会環境づくりに努めます。
- ⑥放課後児童クラブ（学童保育所）においては、全ての児童が放課後を安心安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、適切な遊び場の提供と、年齢の異なる児童間の遊びを通じた交流を促進していきます。また、町内各施設については、老朽化や利用児童数を勘案しつつ改修・整備を進めます。
- ⑦延長保育・一時預かり事業等の保育の実施や、広域による病児・病後児保育の実施により、共働きやひとり親家庭等を支援します。
- ⑧家庭環境に対する配慮や、人権を大切にする心を育てる保育の推進及び充実を図るため、家庭支援推進保育士を配置し、児童の処遇向上と健全な育成に努めます。

(2) 経済的負担の軽減

- ①出産祝い金制度や在宅育児支援事業給付金等について、要件の緩和や内容の拡充等を検討し、出産・育児に係る経済的負担の軽減を図ります。
- ②乳幼児の医療費の負担を無料とする「乳幼児医療費助成制度」と、本町独自の施策で小学校入学時から18歳までの子どもを対象とした「子ども医療費助成制度」を実施し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。
- ③ひとり親家庭の医療費の負担を無料とする「ひとり親家庭等医療費助成制度」により、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図ります。
- ④障がいのある子どもに対して、国の手当のみではなく町の単独事業として「湯浅町障害児手当金」を支給し、家庭の経済的負担の軽減を図ります。

(3) 結婚・就労に関する支援

- ①県の事業や関係機関との連携により、男女の出会いの場の創出等について支援します。
- ②ハローワーク等の関係機関と連携して、子育て家庭が安心して働ける職場の実現のため、民間企業や事業所等への普及啓発に努めます。

2-3 障がい者（児）福祉と社会保障の充実

関連する SDGs



手話教室

現状と課題

- 障がいのある人もない人も同じように生活し、活動できる社会環境を目指すノーマライゼーションの理念は、障がい者（児）福祉を推進するうえで重要な視点です。障がいのある人が暮らしやすい体制づくりのため、障害福祉サービスの充実や公共施設等のバリアフリー^(※)化・ユニバーサルデザイン化を推進するとともに、本町では「障がいを理由とする差別をなくす条例」を策定し「合理的配慮」^(※)や「心のバリアフリー」^(※)に関する普及啓発に努めています。
- 生活の安定と医療の確保及び健康の維持増進を図る社会保障制度は、年金、医療、公的扶助、社会福祉等の分野から成り立っています。本町では国、県と連携しながら、国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療制度を運営し、社会保障制度への住民の理解を深め、持続可能な制度の安定化に努めることが求められます。



エレベーターの設置と段差の解消



施策の方向

(1) 在宅サービスの充実と障がいに関する理解の促進

- ①障がいのある人の在宅福祉の向上のため、訪問系サービスの充実を図ります。
- ②地域住民に対して障がいに関する理解を啓発することにより、地域社会への生活移行を支援します。
- ③手話や点字教室を開催し、障がい者支援に繋がるように努めます。

(2) 日中活動の支援

- ①障がいのある人の活動を支えるため、日中活動系サービスの充実を図ります。
- ②一般就労への移行を促進するため、ハローワークや紀中障害者就業・生活支援センターと連携し、就労支援に取り組みます。

(3) 相談支援体制の整備

- ①関係機関と連携や専門相談員の配置等により、障がいのある人とその家族に対する相談支援体制の強化に努めます。

(4) 公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進

- ①公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を推進し、誰もが安心安全で快適に暮らせる福祉のまちづくりを推進します。

(5) 社会保障制度の充実

- ①国民健康保険事業の財政運営主体である和歌山県と連携しながら安定的な事業運営に努めます。
- ②国民年金制度について、広報や関係窓口等において普及・啓発に努め、年金加入と納付の促進を図ります。
- ③日本年金機構との連携により、年金相談の充実を図ります。

(6) 生活困窮者等への支援

- ①生活困窮者に対し、「生活困窮者自立支援法」に基づき関係機関と連携して自立支援を行います。
- ②生活保護制度により、生活困窮者に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立支援に取り組みます。

2-4 健康増進と保健・医療の充実

関連する SDGs



現状と課題

- 本町では、住民が生涯にわたって健康に生活できるよう、各種健診や予防接種を新型コロナウイルス感染症等各種感染予防に努めながら実施しています。また、健（検）診後の保健指導や健康相談を実施し、リスクの早期発見や予防に努めています。住民がライフステージ^(※)に応じて健康増進に取り組めるよう周知・啓発に努めています。
- 本町の病院や診療体制について、医師・医療スタッフの確保や産婦人科・小児科等の不足が課題となっています。平成26（2014）年度より周産期医療ネットワーク協議会に参加し、産科施設の確保に努めていますが、小児科専門医も町内に不在であるため、小児科専門医師及び産科・婦人科医師の確保に向けて県及び医師会等関係機関に要望を続け、必要な医療体制の確保と充実に努めています。



健康診断の啓発活動



高齢者を対象とする「お元気体操」

施策の方向

(1) 健康づくり支援体制の充実

- ①多くの町民が生活習慣の改善に取り組めるよう、健康推進員を中心に、様々な機会を通じて普及啓発を行います。また、医療機関や健康づくり団体等との連携を深め、町民の自主的な健康づくりを推進します。
- ②「健康日本21有田保健医療圏域計画」オレンジパワープランⅡや「湯浅町国民健康保険データヘルス計画」に基づき、町民の健康づくりを推進します。

(2) 各種健（検）診・保健指導の充実

- ①がん検診クーポン券の発行や広報・情報提供等により健（検）診の受診を勧奨して受診率の向上を図るとともに、健（検）診結果に基づく保健指導や精密検査の受診率向上に努めます。
- ②栄養教室や運動教室を開催し、住民のライフステージに応じた健康づくりや生活習慣の改善を支援します。

(3) 母子保健体制の充実

- ①湯浅町保健センター、保育所、認定こども園、学校が情報共有のうえ、子どもの発達を保障・支援するプログラムの開発を行い、育児の不安に対する支援体制を促進します。
- ②母子保健推進員・家庭支援専門員の連携体制により、家庭訪問等による地域ぐるみの育児支援を推進します。
- ③全ての児童に対して、5歳児健診の実施及び健診フォロー体制を整え、子どもの健全な発育を支援します。
- ④湯浅町保健センターを拠点として乳幼児健診や相談体制の充実を図るとともに、児童虐待の予防と早期発見に努め、母子保健事業を推進します。



育児相談

(4) 保健・医療体制の充実

- ①小児科及び産科・婦人科医師の確保に向け、県及び医師会等関係機関に要望を続けます。
- ②夜間・休日の緊急患者を受け入れる医療機関の体制づくりに向け、県・近隣市町・湯浅広川消防組合と協議を進め、救急医療体制の充実に努めます。

2-5 人権意識の高揚と男女共同参画の実現

関連する SDGs



YYまつりにおける人権啓発

現状と課題

- 人権とは、私たちが幸せに生きるための権利であり、人種や民族、性別等に関わらず一人ひとりに備わった権利です。本町では「人権を大切にするまちづくり条例」に基づき、高齢者、障がいのある人、子ども、外国人や女性等、あらゆる立場の方に関する人権啓発と人権教育を推進し、部落差別（同和問題）の解消等、人権に関する様々な取組を進めています。
- 男女がお互いの人権を尊重し、性別に関わりなく、各人のもつ個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。女性の就労環境は徐々に改善されつつありますが、男女の労働条件や給与・処遇面での格差是正のため、男女共同参画に資する取組を更に推進する必要があります。



町民人権学習会

施策の方向

(1) 人権問題への取組の推進

- ①部落差別（同和問題）をはじめ、女性や子ども、高齢者、障がいのある人等に対する人権侵害等、様々な人権問題解決に向け、人権意識を醸成するため、より一層人権啓発及び人権教育を推進します。
- ②部落差別（同和問題）を解消することを目的として「湯浅町部落差別をなくす条例」を令和元（2019）年10月1日に施行しており、「湯浅町部落差別解消推進基本計画」を策定する等の取組を進めます。
- ③障がいのある人に対する理解を深めるため、手話・点字教室等を開催し、共生社会の実現に努めます。また、学校においては教育活動全体を通じて、人権が尊重される社会づくりを推進します。
- ④インターネットやSNS^(※)の悪用によるプライバシー侵害等の新たな課題について、正しい理解と認識を深める人権啓発を行います。
- ⑤湯浅町人権尊重委員会をはじめとする関係機関と連携し、総合的・効果的な人権施策を推進します。また、ゆあさYYまつり等の行事や機会を活かし、多様な人権啓発や人権相談を行います。
- ⑥各隣保館において就労相談を実施し、雇用の場の確保に努めます。
- ⑦地域における隣保館の利用促進に取り組みます。



成人式における人権啓発

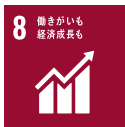
(2) 男女共同参画に向けた取組の推進

- ①「湯浅町男女共同参画基本計画」に基づき、関係機関と連携のうえ男女共生社会実現に向けて総合的な取組を推進するとともに、あらゆる分野で男女が共に参画し、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に努めます。
- ②様々な行事や機会を活用し、男女平等・女性の社会進出の重要性についての啓発活動を実施します。
- ③男女共同参画の視点に立った子育て支援や介護・福祉支援施策を推進するとともに、女性が働きやすい職場環境づくりやワークライフバランス^(※)の実現に向けて、事業者に対して、働く場における男女共同参画の意識高揚と周知啓発に努めます。
- ④DV（ドメスティックバイオレンス）^(※)等による暴力被害を防止するため、関係機関との連携強化や相談体制の充実を図ります。

地域資源を活かす、 活気あふれるまちづくり

3-1 観光業の振興

関連する SDGs



現状と課題

- 本町への観光客数は毎年増加し、令和元（2019）年には、約54万人を上回りました。内訳として、日帰り観光客が約48万5千人、宿泊客は約5万6千人、出発地別宿泊客数は、近畿圏からの観光客が6割、次に外国人観光客が約2割と、外国人観光客の増加が目立ちます。
しかし、令和2（2020）年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、開催予定であったイベントの中止や、宿泊予約のキャンセル等、観光客が激減し、大きな打撃を受ける事態に陥っています。これまで観光客は順調に増加してきましたが、昨年までの観光の状況から一変しているといえます。
- 豊かな自然や、醤油・金山寺味噌をはじめとする食文化、伝建地区を中心とした歴史文化、四季折々のまつりなどの地域資源を活かした誘客に、より一層取り組む必要があります。
- 平成29（2017）年4月には、『「最初の一滴」醤油醸造の発祥の地 紀州湯浅』が日本遺産として認定を受けました。この日本遺産認定を契機に、世界に誇れる本町のストーリーを国内外にPRし、魅力向上に努めていく必要があります。
- 令和2（2020）年度には、日本郵便㈱との包括連携協定を締結し、大阪・奈良への観光ポスターの掲示及び観光パンフレットの配架を行っており、今後も継続し取り組んでいく必要があります。また、西日本旅客鉄道㈱とは、広川町と3者で連携協定を締結し、JR 湯浅駅を起点とした周遊観光推進に向け委員会を立ち上げ、実施可能な事業の検討に努めています。



湯浅伝統的建造物群保存地区

施策の方向

(1) 地域資源を活かす観光の実現

- ①湯浅えき蔵（JR 湯浅駅）から熊野古道、伝建地区へと、醤油醸造の発祥の地として日本遺産に認定された湯浅らしい賑わいの創出を進めます。また、湯浅美味いもん蔵などの整備された観光基盤を、観光資源と結びつけながら魅力向上に努めます。
- ②歴史・文化・伝統を広く観光客に紹介する着地型観光の案内役として、観光案内ガイド（語り部）の養成の支援を推進します。
- ③醤油づくり体験、マリンアクティビティ等、体験型観光の充実を図るとともに、宿泊施設の誘致を推進し、宿泊客の増加、観光消費の拡大に努めます。



湯浅美味いもん蔵

(2) 情報発信と広域観光連携の推進

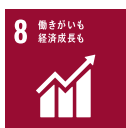
- ①WEB や SNS を活用した情報発信や、京阪神方面からの観光誘客を目的とした商談会・プロモーションイベントなどを湯浅観光まちづくり推進機構と協働により取り組み、誘客拡大を図ります。
- ②外国人観光客の受け入れ態勢を強化するため、案内看板等の多言語化による観光基盤の充実を図ります。
- ③県内の観光地との広域連携から、相互に観光客の誘致を図る取組を進めます。また、関係機関への積極的な働きかけにより、情報発信力の強化と、更なる町内消費拡大に繋げる商品開発を支援します。



広域連携による観光 PR

3-2 農林業の振興

関連する SDGs



現状と課題

- 本町では、年間を通じて温暖な気候や水資源等の豊かな自然を活かして、米や各種野菜類の生産も見られますが、傾斜地が多いことから、有田みかんをはじめとする柑橘類やびわ等の生産が多くを占めています。
- 生産者にとって鳥獣による農作物被害は深刻な問題であり、経済的被害だけでなく、営農意欲の減退から離農、耕作放棄地の増加に拍車がかかるため、対策が必要な状況となっています。
- 農業の後継者育成や女性就農者の促進に向けた取組を進めて、次代の農業の担い手の確保に努める必要があります。
- 林業については、山田山等において、森林資源を維持・保全するとともに着地型の観光やレクリエーションツールとしての紀州材の多面的な活用を推進する必要があります。



町の山並み



収穫されるみかん

施策の方向

(1) 農業経営体の強化

- ①人・農地プランを基に中核となる地域の担い手農家への農地利用集積集約化を一体的に進め、特産農作物である柑橘類の栽培規模を拡大し、農業経営の強化を図ります。
- ②農業委員会、農業協同組合、農業士会や4Hクラブ等と一体となった推進体制を作り、新規就農者の確保や農業の後継者の育成、女性就農者の促進に向けた取組を推進していきます。
- ③柑橘類の付加価値向上による湯浅ブランド化の支援を行い、販路拡大による農家所得の向上に努めます。

(2) 優良農産物の生産強化

- ①適正な肥培管理やマルチ栽培等による高品質な柑橘類の生産拡大に努め、試験研究機関と連携し、有田みかんのブランド向上への取組を進めます。
- ②生産条件が不利な中山間地域等の傾斜樹園地の維持・保全活動に対する取組の推進や農業委員、農地利用最適化推進委員の農地パトロールを強化することにより、新たな耕作放棄地の発生防止に努めます。
- ③農作物への鳥獣被害減少のため、集落単位での防護柵等による農作物の防護、農地に出没する鳥獣の捕獲、刈り払いや餌場の除去等、集落環境整備を推進します。



鳥獣を捕獲する檻

(3) 森林資源の活用

- ①森林の有する公益的機能を活かすため森林環境譲与税を活用し、森林所有者意向調査の結果を踏まえ、適切な森林の整備保育（下刈、除伐、間伐等）を進め、紀州材の利用促進を行っていきます。

3-3 水産業の振興

関連する SDGs



現状と課題

- 紀伊水道の入り口に位置する湯浅湾は、太平洋からの黒潮と瀬戸内海からの海流がぶつかる豊かな好漁場です。特に、あじ、さば等や県内で有数の漁獲高を誇るしらすは、近場の漁場で捕獲されるため鮮度は抜群であり、釜揚げしらすや生しらすとして地元飲食店・小売店等で提供されています。
- 将来にわたり漁業を維持していくため新規就労者や後継者の育成に努めるとともに、湯浅湾漁業協同組合等への活動支援と資源管理型漁業への技術転換を推進する必要があります。
- しらす丼等の「食」、水産品及び水産加工品の湯浅ブランド化の推進や6次産業化^(※)による新商品の販路拡大等の支援を行うことにより、観光業や飲食・小売業との連携を強めて、水産業の活性化を支援する必要があります。



活気つく漁港



新鮮なしらす



施策の方向

(1) 漁業経営の安定化と後継者の育成

- ①湯浅湾漁業協同組合青年部による鮮魚・しらす等の直売や地元水産物のPR活動等を支援します。
- ②地域協議会が作成する漁村地域の活性化及び新規漁業就業者の確保・育成のための次代につなぐ漁村づくり実行計画認定要綱を基に、漁業の担い手育成のための取組を支援します。
- ③沿岸漁場の環境維持保全を図るため、湯浅湾の海域浮遊廃棄物の除去等のクリーンアップ事業を湯浅湾漁協、県、広川町との連携により実施します。
- ④湯浅湾漁業協同組合等が主導する浜の活力再生プランによる水産資源の維持・増大を支援するとともに、県及び有田地区漁業青年協議会と連携し、漁場の維持とヒラメの稚魚放流等の支援を推進します。



漁の風景

(2) 水産業の振興

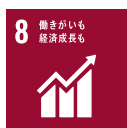
- ①湯浅湾で獲れる良質のあじ、さば、しらす等のPRを進めるとともに、今後はマダイ、イサキ等、漁獲量の多い魚種のブランド化に新たに取り組み、付加価値向上により湯浅ブランド化推進の支援と販路拡大による漁業所得の向上に努めます。
- ②6次産業化による加工食品の新商品開発を支援し、観光業や飲食・小売業及び関係団体と連携のうえ、流通・販売体制づくりを推進します。
- ③湯浅湾漁業協同組合等が主導する浜の活力再生プランによる海の駅の運営、海上釣り堀の設置や水産品及び水産加工品の販売イベントの活性化等の観光漁業による漁業所得向上の支援に努めます。



人々で賑わう祭りの様子

3-4 商工業の振興と雇用の創出

関連する SDGs



現状と課題

- 本町は、醤油や金山寺味噌、新鮮な魚介類の卸売・小売を商う有田郡の商業の中心として古くから繁栄してきましたが、郊外型の大型小売店舗の進出や景気の低迷等により、地元商店街の集客力が弱まってきているため、特産品の販売やPRにより、湯浅ブランドの確立を目指すとともに販路開拓に努める等、商店街の活性化を図る必要があります。
- 平成27（2015）年度から「湯浅町商工会 TMO 活性化新中期5ヶ年計画」を推進してきました。本町では、「まちなか入込観光客数50万人」目指して、JR 湯浅駅、観光用駐車場、湯浅インターチェンジの3つの玄関口の整備とそれらを結ぶ動線の整備等のハード事業と空家・空き店舗を活用した交流事業や創業支援及び湯浅町歴史的風致維持向上計画の推進を行いました。引き続き、歴史的建造物や文化財に加えて伝統行事や町並み等を町の知名度と湯浅ブランドの向上により、まちなかの魅力と集客力の強化に努める必要があります。
- 本町の事業所においては、近年厳しい経営環境が続いており、経営者自身の高齢化や後継者不足等の理由により廃業する事業所も発生しています。このような中、人口減少に伴う働き手の不足や高齢化・老朽化する経営環境において、町内の事業者の経営力の強化を後押ししていく必要があります。



商店街の風景



商店街を練り歩く神輿

施策の方向

(1) 中心市街地商店街の活性化

- ①湯浅町商工会等と連携し、まちなかへ観光客等を誘導することにより中心市街地商店街の活性化に努めます。
- ②空き店舗を活用した事業展開を行う新規事業者に対し、新規出店経費や一定期間の家賃補助並びに融資制度等の情報提供等の支援策を検討します。
- ③しらす丼をはじめとする町の特産品等による「ゆあさ限定グルメ」の商品化により、食の湯浅ブランド化を推進します。

(2) 経営・就労支援

- ①生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業等の先端設備の導入を促すことにより、地域経済の更なる発展を目指します。
- ②若者が安心して働くことができる環境を整備するため、高校生への地元企業の紹介や大学で転出した人に対する卒業後の地元企業への就労支援等、企業情報の提供や企業見学、インターンシップ^(※)等の支援を推進します。
- ③近隣市町、商工会、関係機関等との連携による創業支援セミナーの実施や創業支援窓口による支援により、本町で創業しようとする個人・法人への支援に努めます。
- ④中小企業信用保険法に基づき、自然災害等の突発的事由により経営の安定に支障が生じている中小企業者に対して町が認定を行い、信用保証協会が一般保証額とは別枠で保証を行います。



創業支援セミナー

(3) 企業誘致の促進

- ①地域経済の活性化や雇用創出のため、企業用地や住宅用地の創出や企業に有利な制度を提案する等、企業誘致に積極的に取り組みます。
- ②生活様式の変化に伴うテレワークの拡大等に対応するため、オフィスの移転やワーキングスペースの利用を目的として訪れる人を受け入れる体制の整備を検討します。

豊かな心身を育み、歴史・伝統・文化を大切にするまちづくり

4-1 教育環境の充実

関連する SDGs



現状と課題

- 本町に育つ全ての子どもについて、小学校に就学する際に学校環境や人間関係、学習等に悩んだり適応できなかったりすることがないように、幼小連携の強化や就学前教育の充実に努めています。
- 小中学校を対象に毎年度実施される「全国学力・学習状況調査」では、全国平均と比べて、本町は高い水準を保っていますが、今後も学力向上推進委員会等で取組の評価及び情報共有を図りながら、各校での取組を充実していく必要があります。
- 不登校の児童生徒数については減少には至っておらず、今後、更なる未然防止と早期発見・早期対応に向けた取組を進めていく必要があります。
- 特別支援学級へ入級を希望する児童が多くなってきており、今後も多くなることが予想されるため、支援体制等について更なる充実を図っていく必要があります。
- ICT 教育を推進するため各校における資機材の導入等を進めていますが、今後は授業での活用方法の検討と充実を図る必要があります。
- 本町において子どもたちが健やかに成長できるよう様々な面で青少年健全育成に努めていますが、子どもたちが小学校から中学、高等学校へと成長するにつれて、地域や社会への貢献活動に取り組むことができる機会や場づくりが求められます。



中学校での授業風景



ICT を活用した授業

施策の方向

(1) 幼小連携（幼児教育と小学校教育）の推進

- ①小学校以降への接続を見据えて、幼児教育の充実を図ります。
- ②教育計画の位置づけにより、保育士・教職員間の情報共有や連携を深め、子どもたちが小学校へスムーズに移行できるような教育を進めます。

(2) 学校教育の充実

- ①児童生徒の実態に即した具体的な目標及び成果指標を設定し、一人ひとりの学力の向上に取り組むとともに、学力向上推進委員会等による取組の評価や情報共有により、各校での取組の充実を図ります。
- ②各小中学校のコミュニティ・スクール^(※)（学校運営協議会）では、地域の声を積極的に活かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めます。
- ③家庭教育支援チーム「とらいあんぐる」の支援員による情報誌訪問配布と相談活動を通して、子育てや教育に関する各家庭との連携を進めます。
- ④各小学校において、副読本による町の沿革や歴史教育を推進します。また、小学校での醤油づくり体験や中学校での「ふるさと講座」等により、ふるさと教育を推進します。
- ⑤児童生徒の生活・学習習慣や生徒指導上の問題に対して、関係者をはじめ SC（スクールカウンセラー）^(※)や SSW（スクールソーシャルワーカー）^(※)等の専門職とも連携し、未然防止と早期発見・早期対応に向けて取り組みます。
- ⑥心身に障がいのある児童生徒については、個別の教育支援計画（つなぎ愛シート）を基に家庭とも情報共有を行いながら、特別支援教育の取組の充実を図ります。
- ⑦各小中学校における ICT 教育環境の整備と ICT を活用した教育内容の充実を進めます。
- ⑧各小中学校において、部落差別の解消に向けての人権教育を推進します。



ふるさと講座

(3) 青少年の健全育成の推進

- ①学校・家庭・関係機関等が連携して、課題を抱えた児童生徒や家庭の情報共有を図りながら、不登校やいじめ等の未然防止と早期発見・早期対応に努めます。
- ②青少年育成町民会議に賛同する40団体で、毎月1日、15日を「あいさつ運動の日」とし、毎月第2火曜日を「湯浅町安全安心の日」として、児童生徒の通学路付近であいさつ運動を展開します。
- ③高校生が小学生の学習を補助する補習授業や、中学生が小学生と関わる機会の提供等により、ジュニアリーダーの育成に向けた活動に取り組みます。

4-2 生涯学習の推進

関連する SDGs



現状と課題

- 本町では、自然、歴史、文化、芸術の多様性を最大限に活かしながら、住民一人ひとりが学習・スポーツによる交流を通して自己の人格を磨き、豊かな人生を実現する生涯学習を推進しています。
- 生涯学習に関して求められる期待や役割が、自己の知識を高めるだけの学習から、学んだ知識をまちづくりにつなげる学習へと変化しています。生涯学習活動の推進のために、個性と能力を伸ばせるよう、一人ひとりが自発的な活動を進められる環境づくりと、学んだ成果を日常生活や地域社会に還元する仕組みが必要です。
- 生涯スポーツは、ライフスタイルや年齢、体力、運動技能、身体能力、興味等に応じて、スポーツのもつ多くの意義と役割を暮らしの中に取り入れることが大切です。全ての住民がいつでも、どこでも楽しみ、満足感や充実感を得られるようなスポーツや運動に取り組むことができる環境づくりに努める必要があります。



歴史と文化に触れるハイキング



ミニソフトバレー大会

施策の方向

(1) 生涯にわたる学習の充実

- ①教育集会所における各種教室をはじめ、ハイキングや、子どもを対象とした学習・体験型の教室、講演会等の開催により、多世代が学び、交流できる機会を提供します。
- ②生涯学習の拠点となる公民館、教育集会所の維持管理を行うとともに、駅前複合施設「湯浅えき蔵」内の図書館や地域交流センターを積極的に活用し、生涯学習の場の充実を図ります。
- ③生涯学習講座の充実に加えて、開催情報を公民館だよりや広報ゆあさ、ホームページ等で周知することにより、住民のニーズに応えられる講座・教室の実施に努めます。
- ④学習成果発表の機会と学習で得た知識や技能を地域還元できる機会の充実を図ります。
- ⑤差別をなくすための人権教育を推進します。



町立図書館（湯浅えき蔵内）

(2) 文化・芸術活動の振興

- ①湯浅町文化協会をはじめ、文化・芸術活動サークルや文化団体の育成と活動の支援に努め、文化・芸術意識の高揚を図ります。
- ②文化・芸術活動を発表する場を充実するとともに、各種文化・芸術活動に関する広報を行い、住民が文化・芸術に触れる機会を支援します。

(3) スポーツの振興

- ①湯浅町体育協会等各スポーツ団体とも連携を深め、スポーツ教室・ミニソフトバレーボール大会・グラウンド・ゴルフ大会等の支援と参加促進を図ります。
- ②スポーツ振興の拠点となる湯浅城公園スポーツ施設や体育館、プール等の施設・設備の維持管理に努めるとともに、利用者のニーズや時代背景にあったスポーツ振興が活発に行える施設の充実に努めます。
- ③子どもから大人までライフステージに応じたスポーツに親しめる環境をつくるため、各種スポーツの指導者の育成に努めます。

4-3 歴史と文化財の保護

関連する SDGs



現状と課題

- 本町には、醤油醸造や湯浅党、熊野古道といった様々な歴史があり、それらを伝える有形、無形の文化財が多様にあります。既にその価値を認められ、文化財指定等を受けて保全が図られているものだけではなく、未指定のものにも地域にとって貴重な文化財が多くあります。
- 醤油醸造の伝統を伝える町並みが、和歌山県内でははじめて、平成18（2006）年に「重要伝統的建造物群保存地区」に選定されました。以後、選定された東西約400m、南北約280mの一帯は保存修理等により歴史的景観を整える事業が進められ、住民が誇る歴史的な地区であるとともに、観光名所にもなっています。
- 文化財を適切に保存・活用し、これらを郷土の誇りとして地域住民と一体となって守っていき、あわせて本町の魅力として町内外に発信していく必要があります。町内の歴史や文化財を地域で守り活用していくため、文化財保存活用地域計画の作成を行い、着実に実施していく必要があります。
- 本町の歴史や文化財を、広く、または深く知ってもらうため、町民歴史講座の開催や地域の子どもたちへの郷土の歴史教育を行ってきました。引き続き、より積極的に多方面で進めていく必要があります。



歴史文化教室



歴史講座による遺跡見学



顯國神社の三面獅子

施策の方向

(1) 伝建地区の保存と活用

- ①本町の歴史と伝統を色濃く残す「伝建地区」について、保存修理等を継続して推進し、歴史的風致の維持・保存に努めます。
- ②地区住民の交流の拠点として、観光客の受入施設として、伝建地区内の公開施設の適切な運用、歴史的風致を考慮した維持管理に努めます。
- ③日本遺産を活かした取組をはじめ、醤油発祥の地であり、醤油醸造の歴史を伝える醸造町としての伝建地区を積極的にPRし、本町の観光誘客につなげます。

(2) 文化財保護の推進

- ①「文化財保存活用地域計画」の作成により、地域の文化財の特色や現況を把握するとともに、それらの保存活用に関する取組を進めていきます。
- ②町内の文化財について、その概要を把握する調査を進めていきます。そのうえで、文化財的な価値が明らかとなったものについては、文化財の指定等による保護を進めます。
- ③文化財の所有者・管理者に対し、火災や防犯等に対する備えを十分行い、適正な保存を図るよう、防災、防犯意識の高揚と啓発に努めます。

(3) 文化財教育の推進

- ①小中学校の児童生徒に対して、本町の歴史・文化・伝統に関する学習や体験を行うふるさと教育に積極的に取り組むとともに、地域の祭り等の伝統的行事への参加を促し、郷土への誇りと愛着心を育みます。
- ②町民歴史講座をはじめ、町民が歴史を学び、地域の歴史や文化の魅力に触れる機会を提供します。
- ③町民が文化財を通して歴史・文化をより身近に感じることができるよう、文化財の公開施設の設置、町有の文化財の整備・公開、文化財所有者等への協力依頼等を進めていきます。



歴史文化教室

5-1 協働と交流によるまちづくりの推進

関連する SDGs



現状と課題

- 本町では、47の行政区を中心に地域コミュニティを構成していますが、少子高齢化や核家族化が進み、価値観が多様化する中で連帯感が徐々に希薄化し、地域が本来もっている相互扶助の機能が低下しつつあるため、様々な取組により地域コミュニティを活性化していく必要があります。
- 町民との対話や情報共有を促進し、本町の施策・事業や行政運営に反映していく協働によるまちづくりの体制づくりを進める必要があります。
- 本町では、アメリカのミネソタ州にあるケンブリッジ市・ブラハム市・ニュージーランドのケリケリ町と姉妹都市を締結しています。国際化やグローバル化が進んで久しい現代において、異文化への理解と認識を深め、言語や生活・習慣等の違いを学び、交流する機会を設けます。



まつりでの太鼓演奏



国際交流活動



まつりによる町民交流

施策の方向

(1) 地域コミュニティの活性化

- ①町内会・老人クラブ・婦人会・子ども会等の各種団体の交流や、地区の祭り・自主防災活動等を通して、コミュニティ意識の高揚と地域の連帯感の強化を図れるよう支援します。
- ②公民館、文化会館、教育集会所等の維持管理に努めるとともに、なぎホールや地域交流センターの有効活用により、コミュニティ活動の充実を図ります。



地域でのまつり

(2) 住民との協働によるまちづくりの推進

- ①本町の行財政状況を広報ゆあさやホームページ等に掲載し、情報公開により行政の透明性の確保に努めます。
- ②主要な行政施策課題について町のホームページから直接町長へ提言する「町長へのメール」の活用や各種計画策定の際のアンケート調査等、住民の意見や視点を踏まえた行政運営に努めます。
- ③地域とのつながりを構築するため町職員を各地区に割り当てる等、住民と行政との協力体制の整備に努め、住民と行政が一体となったまちづくりを推進します。

(3) 地域学校協働活動

- ①地域の学生や保護者、高齢者、成人、民間企業など幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指します。

(4) 国際交流活動の推進

- ①海外姉妹都市であるアメリカのミネソタ州にあるケンブリッジ市・ブラハム市、ニュージーランドのケリケリ町との交流を継続し、国境を越えた友好と交流に努めます。
- ②湯浅国際文化交流協会が実施する講演会や交流事業、英会話教室等の活動を支援し、町民の国際感覚の醸成に努めます。

5-2 移住・定住支援の充実

関連する SDGs



現状と課題

- 本町では人口減少が課題となっていますが、県の移住・定住に関する取組と連携して町の魅力をPRし、観光をはじめとする様々な事業等において関係人口・交流人口を促進することにより、移住・定住者の増加に結びつける取組を推進しています。
- 「住んで良かった」、「住んでみたい」と思われる町となるよう、本町の魅力を内外に広く発信し、認知度の向上や魅力度の向上を図っています。また、本町に移住を希望する方に、総合的な情報発信、住まい探しやハローワークとの連携による就労支援等の移住相談体制の整備、地域住民との交流やお試し滞在、移住のサポートや移住後のフォローを行う等、UJIターン^(※)等の移住希望者をスムーズに受け入れられる体制づくりに努めています。
- 移住・定住に関しては、住まいの確保や、子育て支援やビジネス環境の充実等も重要であることから、他分野の施策と連携・連動して移住・定住に向けた様々な施策を講じる必要があります。



農業体験（大学生フィールドワーク）



移住相談会

施策の方向

(1) 移住・定住施策の推進

- ①湯浅田舎暮らしガイドブックや町ホームページ等、様々な媒体を通してタウンプロモーションを推進し、まちの魅力や移住・定住に関する情報発信の充実に努めます。
- ②県との連携を図り、移住・定住の希望者への移住セミナーや相談会の充実に努めるとともに、定住促進奨励金を継続して行い、移住・定住を促進します。
- ③住民主体の大学生の農業体験等をはじめ、滞在型まちづくりイベント参加の呼びかけや独自の加工品販売等の支援の充実により、関係人口・交流人口の創出に努めます。

(2) 空家の利活用の促進

- ①県の空き家バンクに加えて、本町独自の空き家バンク等による住居、店舗等の情報提供を行うとともに、住まい探し等の相談体制や移住のサポート、移住後のフォロー等を行います。
- ②空家の改修による居住希望者への一定期間の貸付や、定住希望者への空家改修費用の支援強化等により、田舎暮らしを積極的に応援することで、定住人口の増加と地域活性化を図ります。



住まい探しの現地案内

5-3 行財政運営の推進

関連する SDGs



現状と課題

- 本町では平成18（2006）年度から続いた普通会計の赤字決算が平成22（2010）年度に解消されて以降、中長期的な見通しである「財政シミュレーション」の実施等により、財政健全化に取り組んでいます。
- 新たな財源として「ふるさと納税」に力を入れており、特産品等によるふるさと納税の返礼品の拡充により、湯浅ブランドのPR効果を生みだし、産業の活性化につながる相乗効果を狙った取組を進めています。
- 地方分権により効率的な行政運営が求められている観点から、医療、防災、環境、産業等、あらゆる面で広域的な対応や連携が重要となっており、近隣市町と連携し広域行政を推進する必要があります。



職員研修



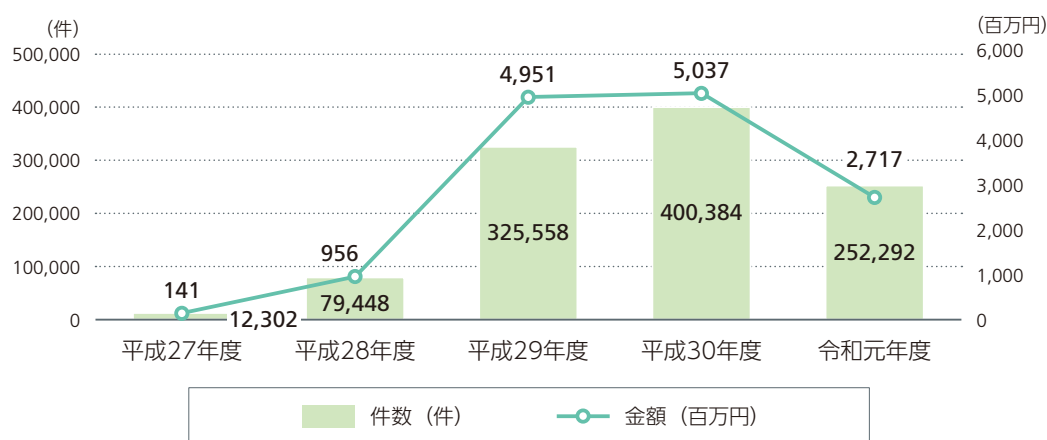
近隣市町職員との顔の見える関係づくり

施策の方向

(1) 財政健全化の推進

- ①持続的な財政基盤の構築を図るため、「財政シミュレーション」を実施し、将来の財政収支の見通しを検証・評価することにより、経常経費の抑制や財政負担の大きい大規模事業等の適正な実施に努めるとともに、町所有で必要性の低い普通財産の売却・譲渡等を進めます。
- ②平成29（2017）年度ふるさと納税寄付受入額が全国6位となる等、本町のふるさと納税への取組は効果が見られるため、引き続きふるさと納税を中心にクラウドファンディング^(※)（ふるさと納税型）や企業版ふるさと納税等の積極的な活用により、新たな財源である「ふるさと納税」を推進します。

◆ 湯浅町ふるさと納税実績 ◆



(2) 行政サービスの効率化と利便性の向上

- ①定期的な行政評価による業務量の把握や事務事業の見直し、指定管理者制度^(※)等による民間活力の導入等を進めます。
- ②夜間・休日の救急医療体制等、町単独ではサービス提供の維持が難しい分野については近隣自治体との一部事務組合による広域行政を行うとともに、観光分野における近隣自治体との連携を強化し、広域連携によるスケールメリットを活かした取組を推進します。
- ③コンビニ納付や電子決済等、納付しやすい環境づくりを進め、利便性の向上に努めます。
- ④マイナンバーカード^(※)の取得を促し、マイナンバーカードのメリットを活かした行政サービスを推進します。
- ⑤町職員の人材育成を重視した人事評価や職員研修の充実により、行政サービスの向上を目指します。
- ⑥適切な行政サービスを利用できるよう、総務省の行政相談制度の活用等により関係機関と連携し、相談及び情報提供の充実に取り組みます。

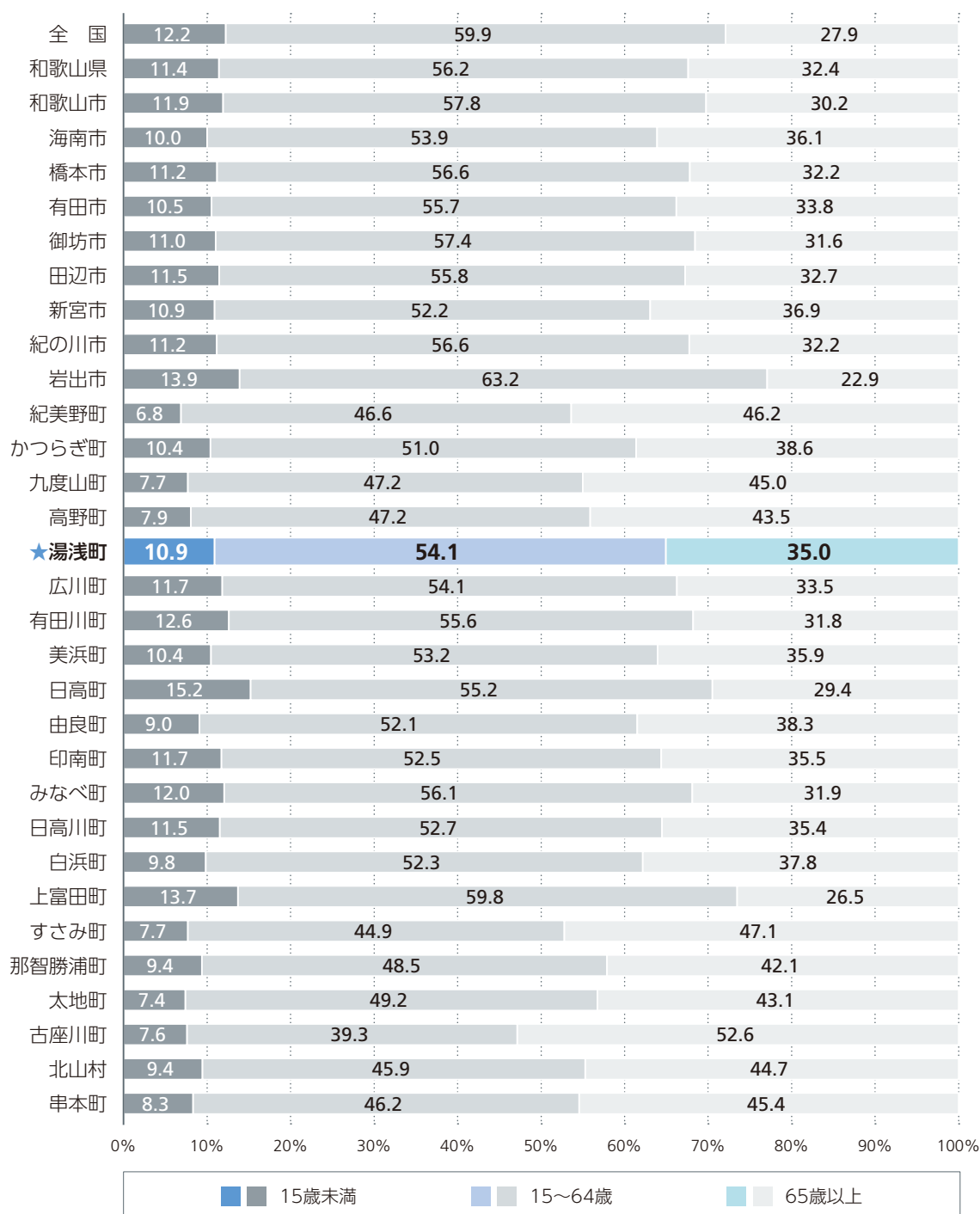
資料編

1. 全国及び県、県内自治体との比較
2. 町の文化財一覧
3. 湯浅町長期総合計画審議会条例
4. 湯浅町長期総合計画審議会委員名簿
5. 策定の経緯
6. 用語の解説

1. 全国及び県、 県内自治体との比較

(1) 総人口・年齢3区分別人口

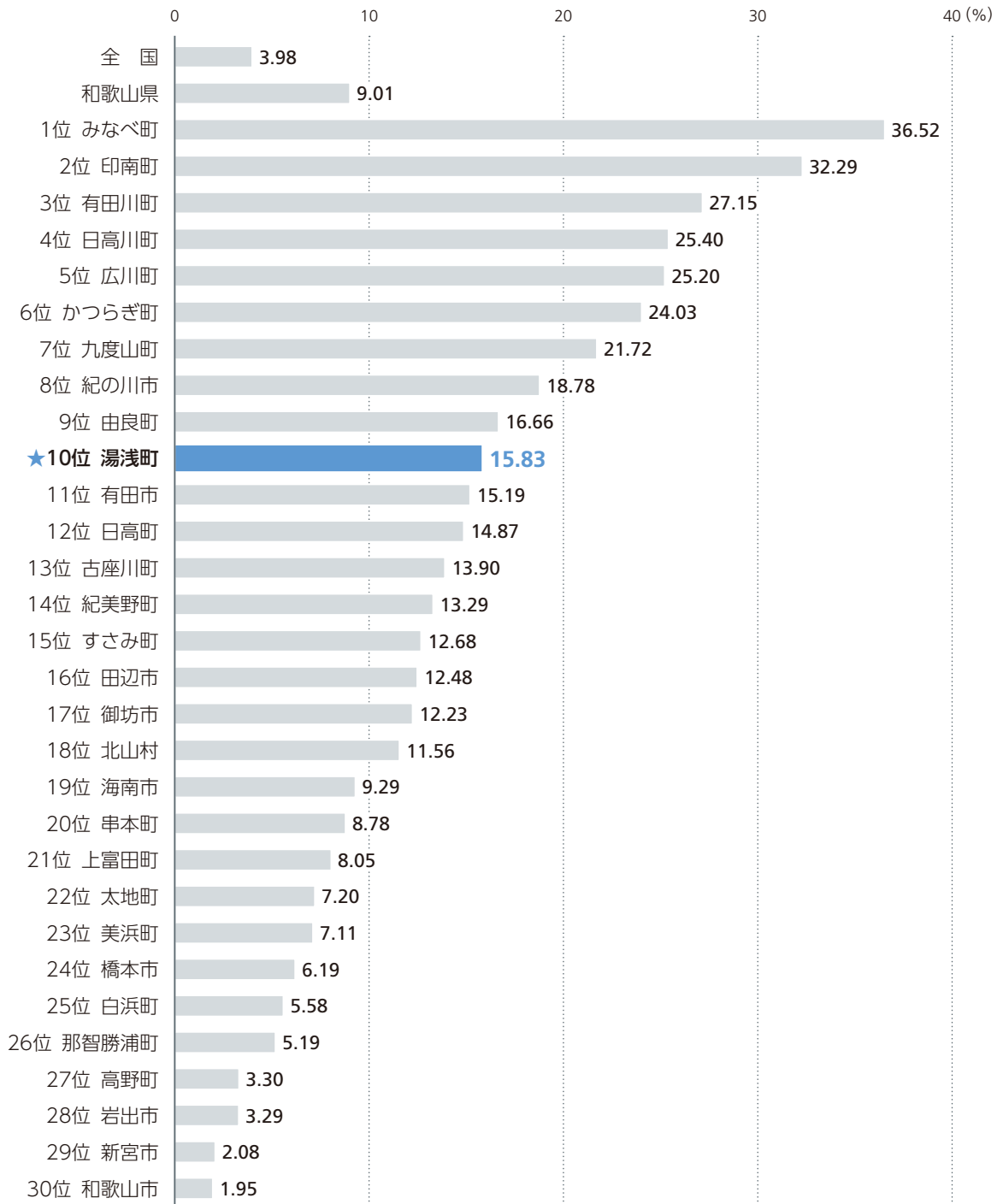
住民基本台帳（2020年1月1日時点）によると、町の高齢化率は35.0%となっており、全国及び県と比べて、少子高齢化が進んでいます。



資料：「住民基本台帳（2020年1月1日時点）」

(2) 第1次産業就業者の割合

国勢調査（2015年）によると、町の第1次産業[※]就業者の割合は15.83%で県内自治体中10位となっています。また、全国（3.98%）及び県（9.01%）と比べて、割合が高くなっています。

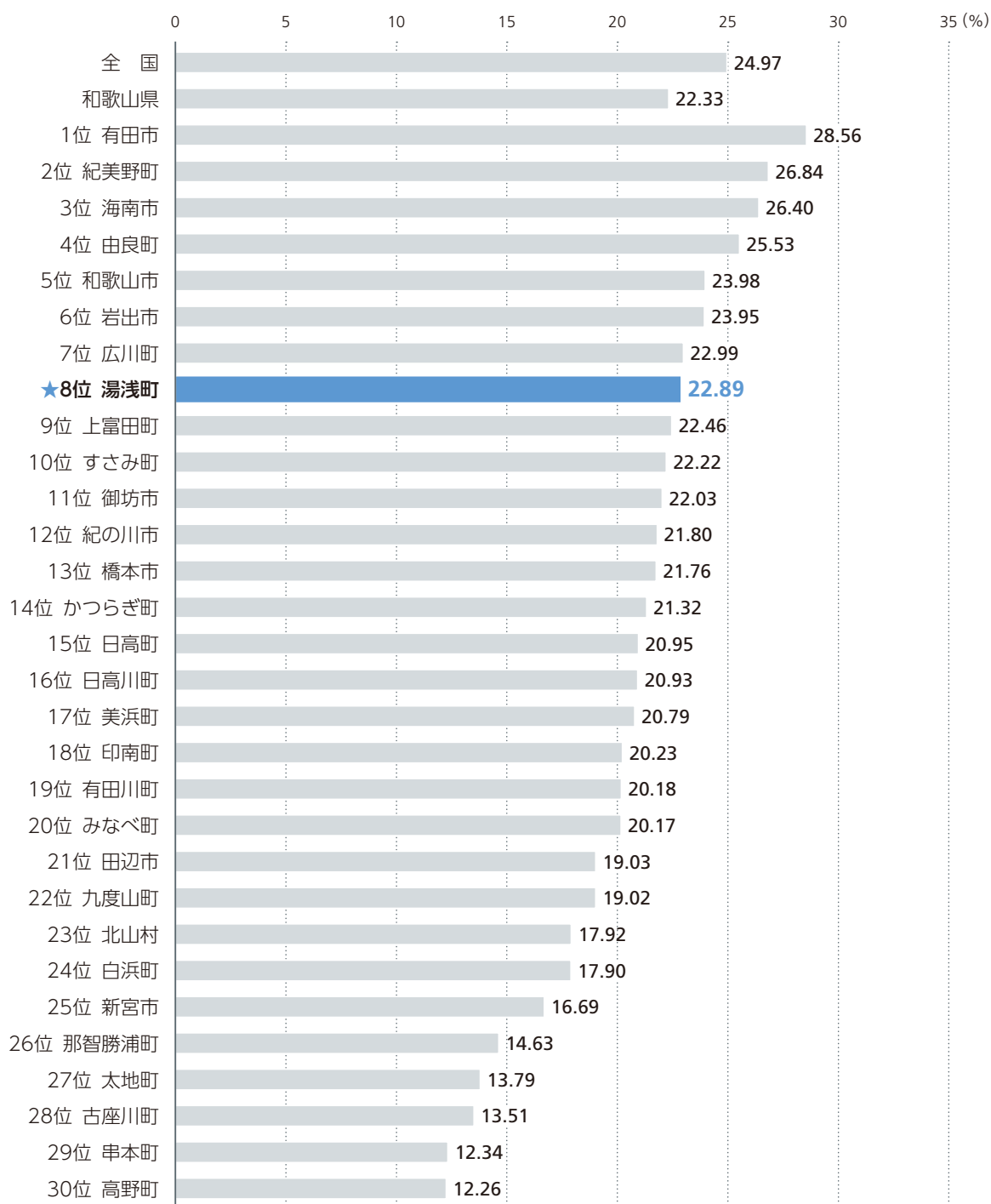


資料：総務省「国勢調査（2015年）」

※「第1次産業」とは、農業、林業、漁業をさします。

(3) 第2次産業就業者の割合

国勢調査（2015年）によると、町の第2次産業^(※)就業者の割合は22.89%で県内自治体中8位となっています。また、全国（24.97%）と比べて割合が低く、県（22.33%）と比べて割合がやや高くなっています。

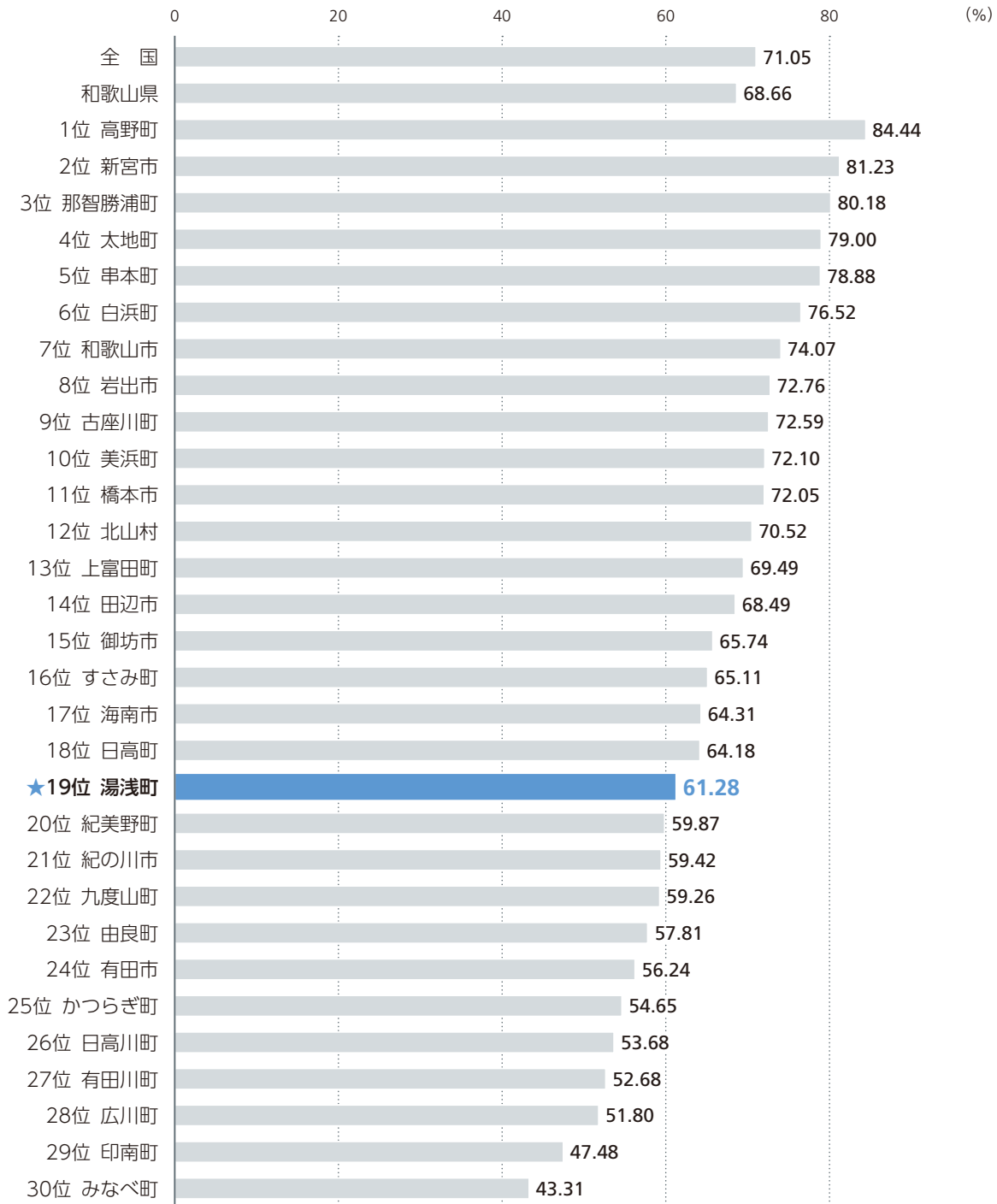


資料：総務省「国勢調査（2015年）」

※「第2次産業」とは、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業をさします。

(4) 第3次産業就業者の割合

国勢調査（2015年）によると、町の第3次産業[※]就業者の割合は61.28%で県内自治体中19位となっています。また、全国（71.05%）及び県（68.66%）と比べて割合が低くなっています。

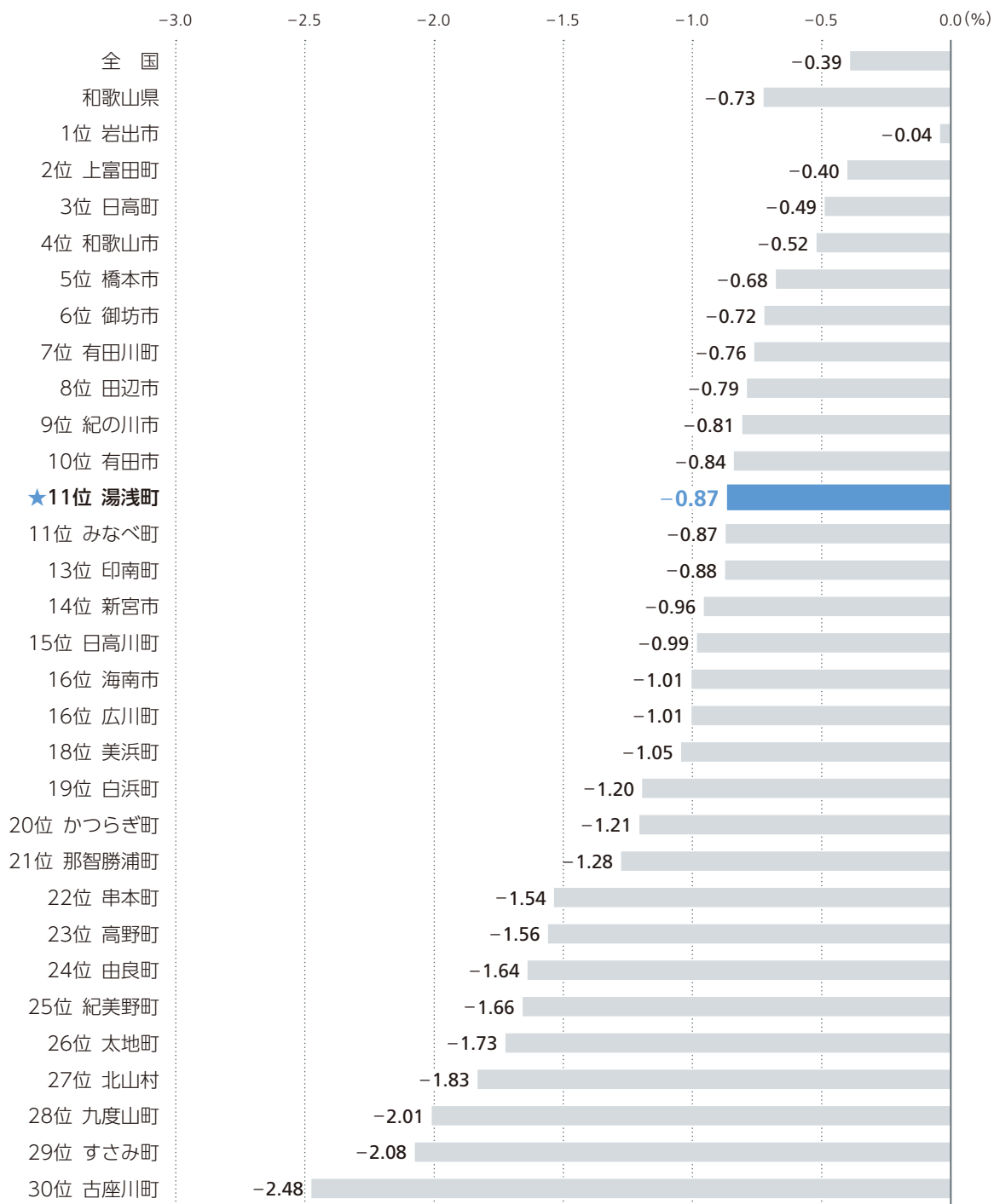


資料：総務省「国勢調査（2015年）」

※「第3次産業」とは、第1次及び第2次産業以外のサービス生産活動を主体とする全ての業種をさします。

(5) 自然増減率

人口動態統計（2019年）によると、町の自然増減率[※]は－0.87％で、県内自治体中11位となっています。また、全国（－0.39％）及び県（－0.73％）と比べてマイナスの幅が大きくなっています。

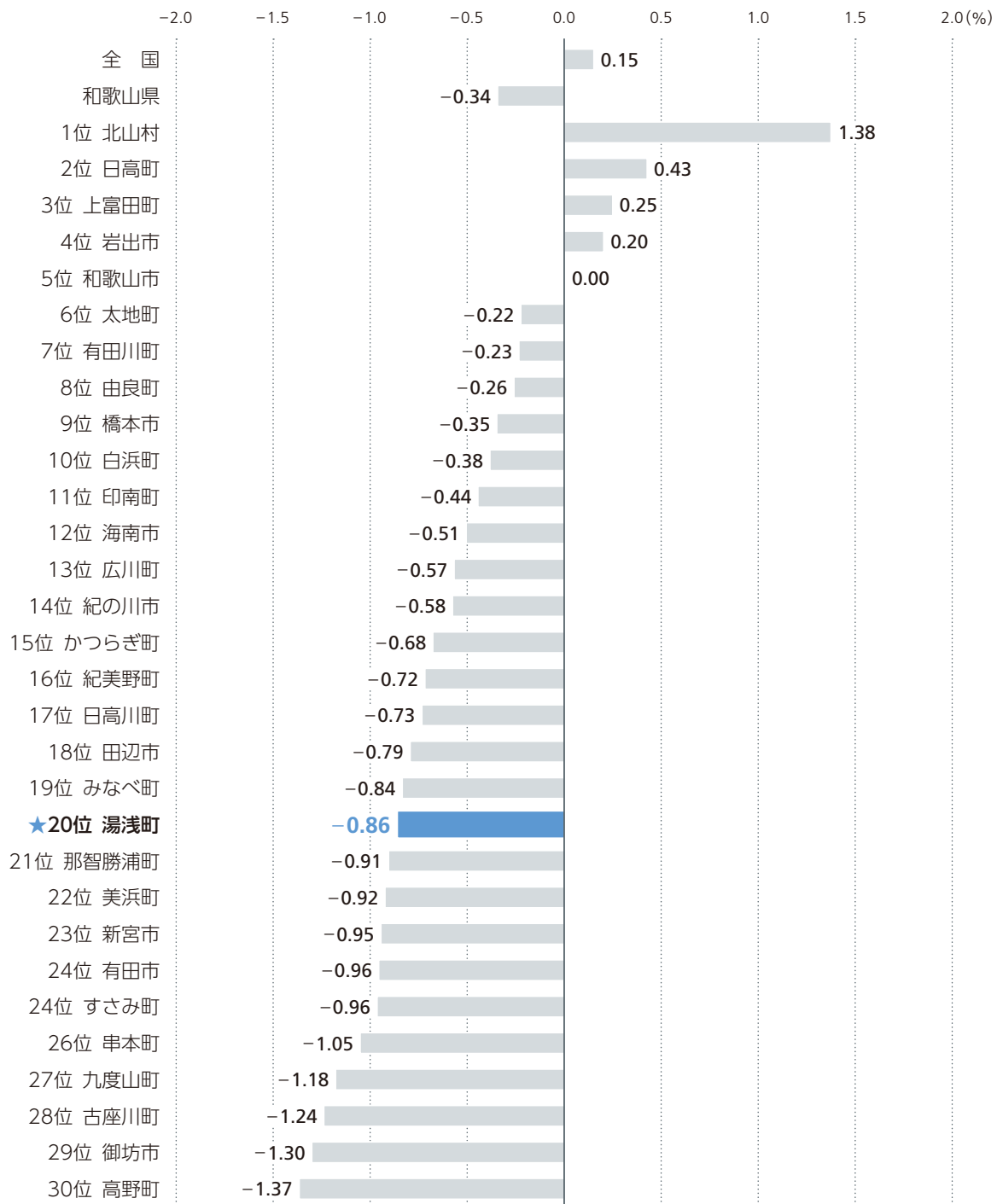


資料：総務省「人口動態統計（2019年）」

※「自然増減率」＝自然増減数（出生数－死亡数）×100／総人口

(6) 社会増減率

人口動態統計（2019年）によると、町の社会増減率^(※)は－0.86％で、県内自治体中20位となっています。また、全国（＋0.15％／国外からの転入がプラスの要因と考えられる）及び県（－0.34％）と比べて、マイナスの幅が大きくなっています。

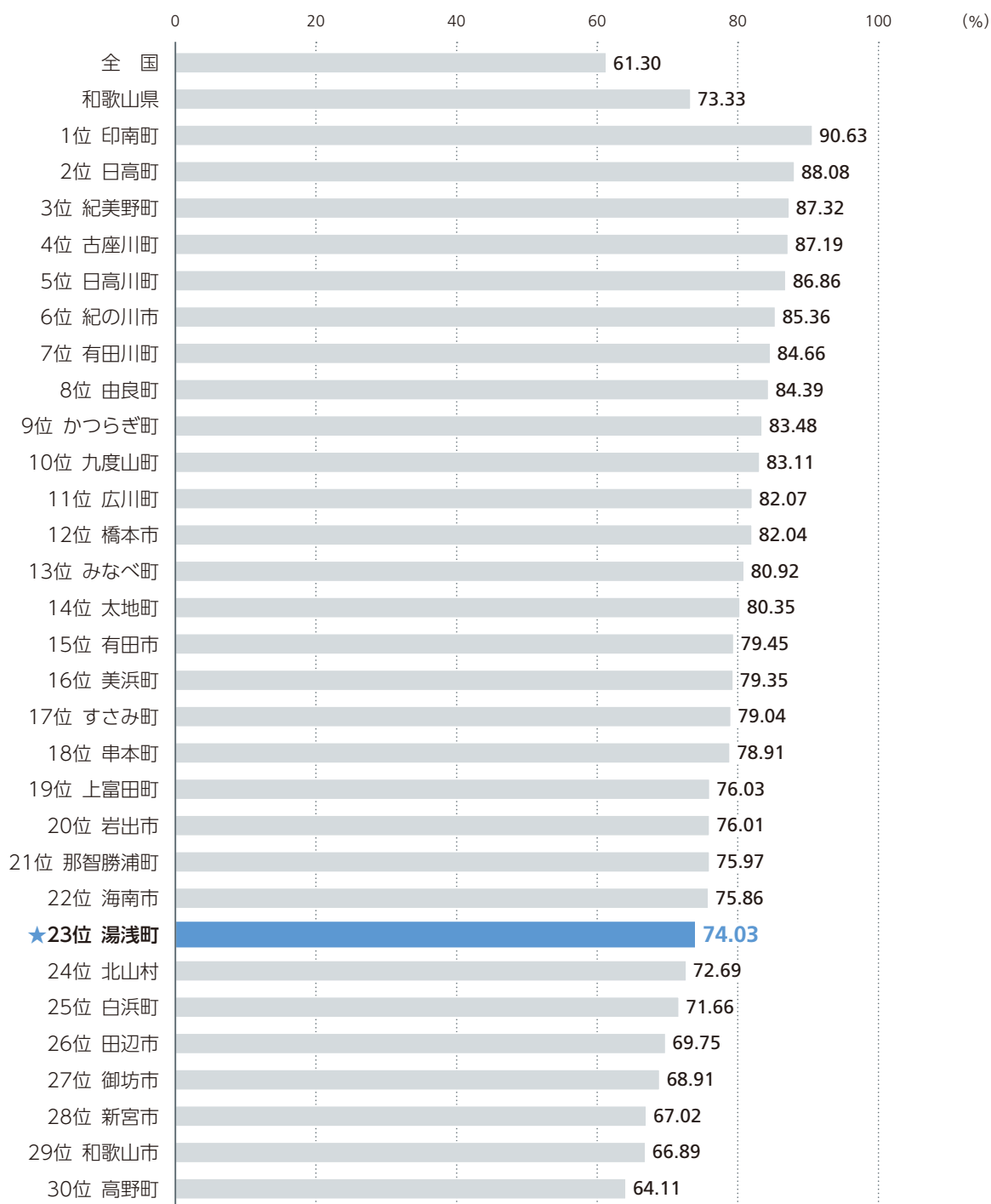


資料：総務省「人口動態統計（2019年）」

※「社会増減率」＝社会増減数（転入数－転出数）×100／総人口

(7) 持ち家世帯比率

国勢調査（2015年）によると、町の持ち家世帯比率^(※)は74.03%で、県内自治体中23位となっています。また、全国（61.30%）及び県（73.33%）と比べて、割合が高くなっています。

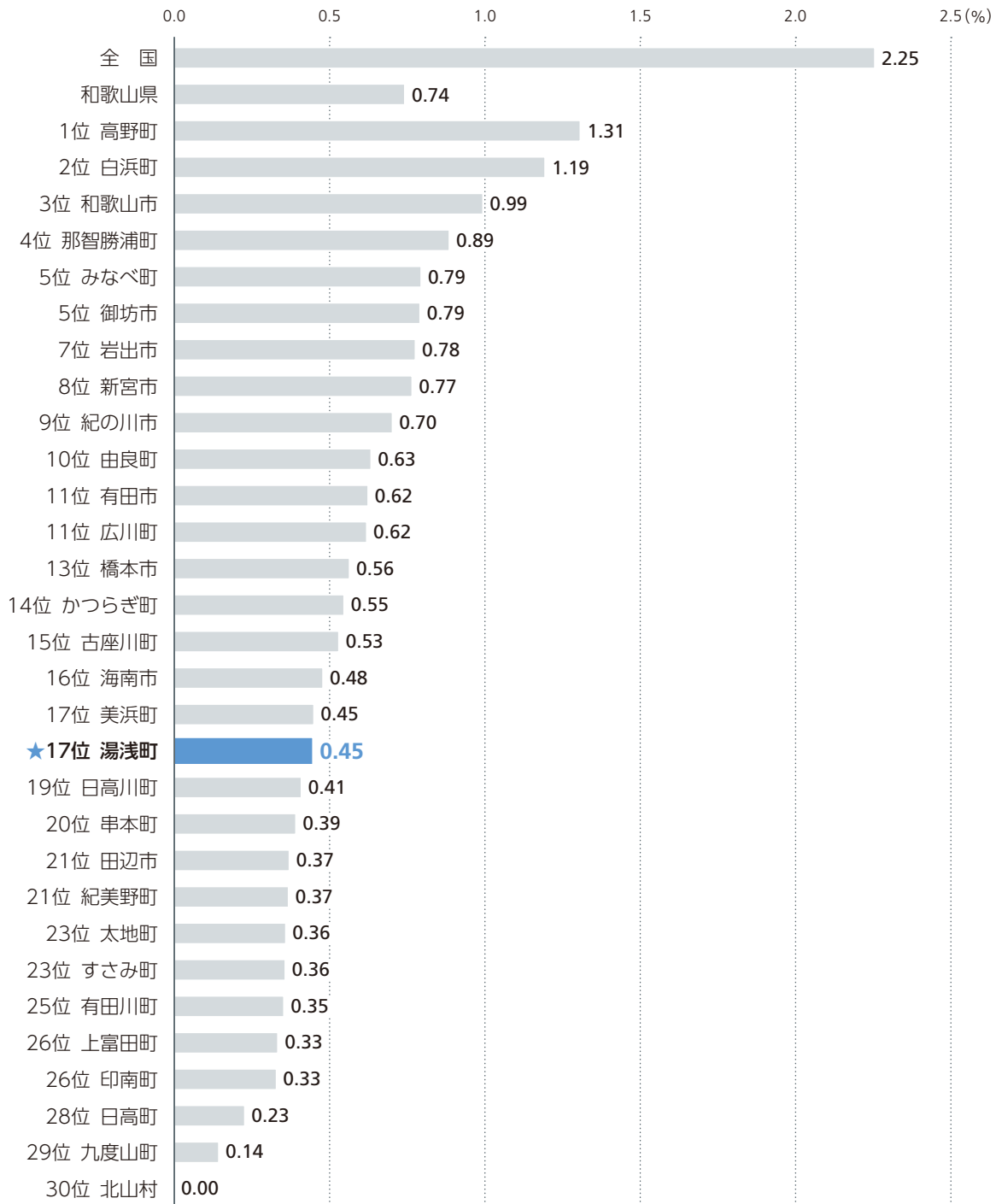


資料：総務省「国勢調査（2015年）」

※「持ち家世帯比率」とは、持ち家に住む世帯数の世帯全体に占める割合のことです。

(8) 総人口に占める外国人の割合

住民基本台帳（2020年1月1日時点）によると、町の総人口に占める外国人の割合は0.45%で、県内自治体中17位となっています。また、全国（2.25%）及び県（0.74%）と比べて、割合が低くなっています。



資料：「住民基本台帳（2020年）」

2.

町の文化財一覧

令和3年3月26日現在

■ 国指定文化財

区 分		名称及び員数	所在地及び所有者	指定年月日
有形文化財	彫刻	木造阿弥陀如来坐像 1軀	湯浅町別所 勝楽寺	大正 6年 4月 5日
		木造薬師如来坐像 1軀	湯浅町別所 勝楽寺	大正 6年 4月 5日
		木造釈迦如来坐像 1軀	湯浅町別所 勝楽寺	大正 6年 4月 5日
		木造地藏菩薩坐像 1軀	湯浅町別所 勝楽寺	大正 6年 4月 5日
		木造四天王立像 4軀	湯浅町別所 勝楽寺	大正15年 4月 9日
	古文書	紙本墨書施入状 1巻	湯浅町栖原 施無畏寺	明治37年 8月29日
		紙本墨書置文 1巻	湯浅町栖原 施無畏寺	明治37年 8月29日
記念物	史跡	明恵紀州遺跡率都婆 (西白上遺跡・東白上遺跡)	湯浅町栖原 施無畏寺	昭和 6年 6月 3日
		湯浅党城館跡 (湯浅城跡)	湯浅町青木 外 個人	令和 3年 3月26日

■ 国選定文化財

区 分	名 称	面積	区 域	選定年月日
重要伝統的建造物群保存地区	湯浅町湯浅伝統的建造物群保存地区	約6.3ha	湯浅町大字湯浅字北町、字濱町、字中町及び字鍛冶町の各一部	平成18年12月19日

■ 国登録有形文化財

区 分	名称及び員数	所在地及び所有者	登録年月日
有形文化財	建造物		
	湯浅小学校講堂 1棟	湯浅町湯浅 湯浅町	平成15年 3月18日
	栖原角兵衛屋敷主屋 1棟	湯浅町栖原 個人	平成16年11月 8日
	栖原角兵衛屋敷土蔵 1棟	湯浅町栖原 個人	平成16年11月 8日
	栖原角兵衛屋敷土堀 1棟	湯浅町栖原 個人	平成16年11月 8日

■ 県指定文化財

区 分		名称及び員数		所在地及び所有者	指定年月日
有形文化財	建築物	石造宝篋印塔	1基	湯浅町栖原 施無畏寺	昭和53年 8月18日
		施無畏寺 本堂 開山堂 鐘楼 鎮守社	4棟 (1棟) (1棟) (1棟) (1棟)	湯浅町栖原 施無畏寺	平成 9年 4月23日
		深専寺本堂	1棟	湯浅町湯浅 深専寺	平成10年 4月15日
		深専寺 惣門 庫裡及び玄関 書院	3棟 (1棟) (1棟) (1棟)	湯浅町湯浅 深専寺	平成21年 3月17日
	彫刻	木造明恵上人坐像	1軀	湯浅町栖原 施無畏寺	平成17年 5月31日
		木造阿弥陀如来坐像	1軀	湯浅町青木 興福寺	平成17年 5月31日
	典籍	貞元華嚴經	4帖	湯浅町栖原 施無畏寺	平成27年 1月15日
	古文書	施無畏寺文書	37通	湯浅町栖原 施無畏寺	昭和53年 8月18日
		崎山家文書	1巻	湯浅町栖原 施無畏寺	平成14年 5月21日
		紙本淡彩施無畏寺境内絵図	1幅	湯浅町栖原 施無畏寺	平成14年 5月21日
	書跡	高山寺明恵上人行状	4冊	湯浅町栖原 施無畏寺	昭和53年 8月18日
記念物	史跡	深専寺「大地震津波心得の記」碑		湯浅町湯浅 深専寺	昭和49年12月 9日
		久米崎王子跡		湯浅町別所 顕国神社	昭和34年 1月 8日
		明恵上人遺跡 刈藻島		湯浅町栖原 湯浅町	昭和49年12月 9日
		逆川王子		湯浅町吉川 吉川区	平成21年 3月17日
		糸我峠		湯浅町吉川 湯浅町	平成23年 3月15日
		勝楽寺境内（熊野参詣道紀伊路）		湯浅町別所 勝楽寺	平成24年 7月20日
民俗文化財	無形民俗文化財	顕国神社の三面獅子		湯浅町湯浅 顕国神社三面保存会	平成21年 3月17日

町指定文化財

区 分		名称及び員数		所在地及び所有者	指定年月日
有形文化財	建造物	本勝寺本堂	1棟	湯浅町湯浅 本勝寺	平成 8年 3月29日
		石造宝篋印塔	1基	湯浅町吉川 弥勒寺	平成 8年 3月29日
		深専寺鐘楼	1棟	湯浅町湯浅 深専寺	平成11年 1月22日
		深専寺観音堂	1棟	湯浅町湯浅 深専寺	平成11年 1月22日
		深専寺地藏堂	1棟	湯浅町湯浅 深専寺	平成11年 1月22日
		深専寺鎮守堂	1棟	湯浅町湯浅 深専寺	平成11年 1月22日
		真楽寺本堂	1棟	湯浅町湯浅 真楽寺	平成20年 6月 5日
		極楽寺本堂	1棟	湯浅町栖原 極楽寺	平成20年 6月 5日
		極楽寺表門	1棟	湯浅町栖原 極楽寺	平成20年 6月 5日
		顯國神社 本殿 祝詞殿 拝殿	3棟 (1棟) (1棟) (1棟)	湯浅町湯浅 顯國神社	平成21年 6月 9日
		旧栖原家住宅主屋	1棟	湯浅町湯浅 湯浅町	平成30年 3月 9日
	彫 刻	大日如来坐像	1躯	湯浅町栖原 施無畏寺	平成10年 4月17日
		愛染明王坐像	1躯	湯浅町栖原 施無畏寺	平成10年 4月17日
		誕生釈迦仏	1躯	湯浅町栖原 施無畏寺	平成10年 4月17日
		春日明神立像	1躯	湯浅町栖原 施無畏寺	平成10年 4月17日
		住吉明神立像	1躯	湯浅町栖原 施無畏寺	平成10年 4月17日
		顯国神社手水鉢	1躯	湯浅町湯浅 顯国神社	平成10年 7月17日
	絵 画	文殊菩薩像	1幅	湯浅町栖原 施無畏寺	平成10年 4月17日
	典 籍	紺紙金銀泥阿毗曇五法行經	1巻	湯浅町栖原 施無畏寺	平成 8年 3月29日
		紙本墨書春日明神託宣記	1巻	湯浅町栖原 施無畏寺	平成 8年 3月29日
		如来遺跡講式	1巻	湯浅町栖原 施無畏寺	平成10年 4月17日
		十六羅漢講式	1巻	湯浅町栖原 施無畏寺	平成10年 4月17日
		紀州所々遺跡	1巻	湯浅町栖原 施無畏寺	平成10年 4月17日
	歴史資料	白樫氏関係資料	2点	湯浅町湯浅 深専寺	平成27年 2月19日

区 分		名称及び員数		所在地及び所有者	指定年月日
有形文化財	工 芸 品	五鈷杵	1基	湯浅町栖原 施無畏寺	平成10年 4月17日
		剣	1口	湯浅町栖原 施無畏寺	平成10年 4月17日
	古 文 書	明恵上人書状写	5通	湯浅町栖原 施無畏寺	平成10年 4月17日
	考古資料	石造板碑	1基	湯浅町山田 證大寺	平成 8年 3月29日
		宝篋印塔	1基	湯浅町栖原 施無畏寺	平成10年 4月17日
		御墓堂跡中世墓石群	3基	湯浅町栖原 施無畏寺	平成10年 4月17日
記念物	史 跡	熊野街道道標	1基	湯浅町湯浅 湯浅町	平成 8年 3月29日
民俗文化財	有形民俗文化財	醤油醸造用具 甑	1点	湯浅町湯浅 個人	平成15年 9月 5日
		醤油醸造用具 平釜	1点	湯浅町湯浅 個人	平成15年 9月 5日
		醤油醸造用具 ぶんじ	1点	湯浅町湯浅 個人	平成15年 9月 5日
		醤油醸造用具 足踏式小麦割碎機	1点	湯浅町湯浅 個人	平成15年 9月 5日
		醤油醸造用具 麹蓋	1点	湯浅町湯浅 個人	平成15年 9月 5日
		醤油醸造用具 仕込み樽	1点	湯浅町湯浅 個人	平成15年 9月 5日
		醤油醸造用具 櫓	1点	湯浅町湯浅 個人	平成15年 9月 5日
		醤油醸造用具 すくい	1点	湯浅町湯浅 個人	平成15年 9月 5日
		醤油醸造用具 ならし棒	1点	湯浅町湯浅 個人	平成15年 9月 5日
		醤油醸造用具 締木	1点	湯浅町湯浅 個人	平成15年 9月 5日
		醤油醸造用具 三州釜	1点	湯浅町湯浅 個人	平成15年 9月 5日
		醤油醸造用具 半役	1点	湯浅町湯浅 個人	平成15年 9月 5日
		醤油醸造用具 本かすり（桶型）	1点	湯浅町湯浅 個人	平成15年 9月 5日
		醤油醸造用具 平かすり（角型）	1点	湯浅町湯浅 個人	平成15年 9月 5日
	無形民俗文化財	國津神社三面獅子舞		湯浅町田 國津神社三面獅子保存会	平成13年 3月16日

3.

湯浅町長期総合計画審議会条例

平成12年3月31日条例第1号

(設置)

第1条 本町に、湯浅町長期総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(目的)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、本町の長期総合計画について審議し、その結果を町長に答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 公共的団体の代表者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 町議会議員の代表者
- (4) 町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、任期中であっても、その本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員のうちから互選により定める。

2 会長は審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が必要があると認めたとき招集する。

2 会議の議長は、会長がこれにあたる。

3 審議会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員に対する報酬は、日額2,000円を支給する。

2 旅費、その他費用弁償の方法は、湯浅町職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第3号）の適用を受ける職員に対する旅費の支給の例による。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、地方創生ブランド戦略推進課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月28日条例第2号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年9月28日条例第20号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日条例第1号抄）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月27日条例第19号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

4.

湯浅町長期総合計画審議会 委員名簿

(50音順・敬称略)

番号	氏 名	所 属	役 職	備 考
1	石 本 靖 明	ハローワーク湯浅	所長	
2	上垣内 修	湯浅町区長連絡協議会	会長	
3	上田 さとみ	湯浅町	家庭教育支援チームリーダー	
4	岡 本 善 樹	湯浅町農業委員会	会長	
5	加 賀 洋 二	湯浅町民生児童委員協議会	会長	
6	垣 内 淳	湯浅町	教育長	
7	角 谷 学	有田振興局	地域振興部長	
8	北 村 忠 治	湯浅町商工会	会長	審議会会長
9	北 山 覚	湯光会	幹事長	任期は 令和2年12月31日まで
10	楠 義 隆	湯浅町	副町長	
11	國 中 俊 秀	株式会社紀陽銀行 湯浅支店	支店長	
12	榎 明 雄	湯浅湾漁業協同組合	組合長	
13	澤 達 大	京都文教大学 総合社会学部 総合社会学科	准教授	
14	竹島 通文子	湯浅町社会福祉協議会	会長	
15	古 田 順 一	湯浅町消防団	団長	
16	星 山 俊 二	湯浅町人権尊重委員会	会長	
17	前 田 芳 宏	一般社団法人 湯浅観光まちづくり推進機構	会長	審議会副会長
18	松 林 洋 以	湯浅町小・中学校 PTA 連絡協議会	会長	
19	松 本 典 久	湯浅町議会	議長	
20	藪 野 睦 士	湯光会	幹事長	任期は 令和3年1月1日から
21	大和杉 新	湯浅町	成長戦略特別参与	

5. 策定の経緯

年月日		内 容
令和2年	7月10日	「住民意識調査」の実施 (～7月28日まで)
	10月 5日	第四次湯浅町長期総合計画 第1回策定委員会 (1) 長期総合計画について (2) 住民意識調査結果報告 (3) 計画骨子案について (4) 今後のスケジュールについて
	10月15日	第四次湯浅町長期総合計画 第1回審議会 (1) 長期総合計画とは（概要・位置づけ） (2) 住民意識調査結果報告 (3) 計画骨子案について
	11月 2日	第四次湯浅町長期総合計画 第2回策定委員会 (1) 第1回審議会報告 (2) 骨子案について (3) 各課ヒアリングについて
	11月27日	第四次湯浅町長期総合計画 第2回審議会 (1) 町の将来像について (2) 各課ヒアリングを踏まえた骨子案（素案）について
令和3年	1月26日	第四次湯浅町長期総合計画 第3回策定委員会 (1) 第2回審議会報告 (2) 計画案について (3) 今後のスケジュールについて
	2月15日	第四次湯浅町長期総合計画 第3回審議会 (1) 素案について (2) 次回審議会について
	3月 1日	第四次湯浅町長期総合計画 第4回策定委員会 (1) 第3回審議会報告 (2) 計画案について
	3月16日	第四次湯浅町長期総合計画 第4回審議会 (1) 計画最終案について (2) 答申案について

6. 用語の解説

ア 行

▶ IoT

Internet of Things の略で、日本語では「モノのインターネット」と訳される情報通信技術の概念を指す。IoTは従来、主にパソコンやサーバー、プリンター等のIT関連機器が接続していたインターネットに、それ以外のさまざまな機器や装置をつなげる技術。膨大な量の情報を共有するクラウド技術やビッグデータ技術、AI（人工知能）等の登場により、従来の人間同士のコミュニケーションだけでなく、あらゆる“モノ”に高度な通信機能が組み込まれ、インターネットで相互に情報伝達できるようになることを意味する。社会インフラや産業、ビジネスの仕組みを大きく変え、「第四次産業革命」を促す新技術とも言われている。

▶ ICT

Information and Communication Technology の略。情報通信技術。

▶ 新しい生活様式

令和2（2020）年初頭から流行した新型コロナウイルスの感染拡大を長期的に防ぐために必要とされる、行動変容の規範。具体的には、普段からのマスク着用や、人との間隔をできるだけ2メートル（最低1メートル）空ける、手は水と石鹸で30秒ほどかけて丁寧に洗う等の基本的な感染予防策の徹底等のこと。

▶ インターンシップ

会社等での実習訓練期間。学生が在学中に自分の専攻に関連する企業に体験入社する制度。体験就業。インターン。

▶ インフラ

社会基盤のことをいう。土台または下部構造がもとの意。経済用語としては、経済発展の基盤となる港湾、水路、鉄道、自動車道路、空港、通信施設等の交通・通信施設から、発電所等の動力・エネルギー施設、上下水道・灌漑（かんがい）・排水施設、生活関連の学校、病院、公園、公営住宅、社会福祉施設等も含めることがあり、これは社会資本と同義である。

▶ AI

人間が持っている認識や推論等の能力をコンピューターでも可能にするための技術の総称。人工知能とも呼ぶ。

▶ SSW

いじめや不登校、虐待、貧困等、学校や日常生活における問題に直面する子どもを支援する社会福祉の専門家。スクールソーシャルワーカー。

▶ SNS

Social Networking Service の略。人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービス。

▶ SC

いじめや不登校等の対策として、児童・生徒・保護者・教師の相談にのるために、学校に配置される臨床心理士等の専門家。スクールカウンセラー。

▶ NPO

非営利団体のこと。特に、政府や企業等ではできない社会的な問題に、営利を目的とせずに取り組む民間組織（民間非営利団体）をいう。一定の要件を満たす団体は、特定非営利活動促進法に基づいて法人格を取得できる。

力行

▶ 合併処理浄化槽

し尿と台所、風呂、洗濯、洗面所等の生活雑排水を併せた生活排水を処理する浄化槽。単独処理浄化槽と比べて、はるかに処理能力が高く、BOD 除去率90%以上、処理水 BOD20mg/l 以下と下水道の終末処理場と同等の放流水質に処理できる。一般家庭用の小型のものから、3万人規模の地域集落排水処理施設まであり、近年は、窒素やリンも除去できる機能がついた高度処理型も開発されている。

▶ 関係人口

以前住んでいた、イベント等に担い手として関わった、ふるさと納税制度により寄付をした等、さまざまな形でその地域とのつながりがある人のこと。

▶ かん養

水が自然に染み込むように、ゆっくりと養い育てること。

▶ 共生社会

人々の多様なあり方を相互に認め合い、障がい者等が積極的に参加・貢献できる社会のこと。

▶ クラウドファンディング

プロジェクトのための資金を調達できない個人・団体が、ソーシャルメディアをはじめインターネット上で企画内容と必要な金額を提示し、広く支援を呼びかける手法。

▶ グローバル化

政治・経済、文化等、様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われること。

▶ 合計特殊出生率

女性が出産可能とされる15歳から49歳までに産む子どもの人数の平均（女性1人あたり）を示す数値。

▶ 合理的配慮

障がいのある人たちの人権が障がいのない人たちと同じように保障され、教育、就業、その他社会生活において平等に機会を得て参加できるよう、社会的障壁を取り除くための配慮のこと。平成28（2016）年4月に施行された「障害者差別解消法」により、過度な負担になりすぎない範囲で合理的配慮を行うことが、行政・学校・起業等の事業者に求められるようになった。

▶ 交流人口

その地域を訪れる人の数。通勤・通学者や観光客等をいう。

▶ コーホート変化率法

1歳以上は、特殊な人口変動がないと仮定し、その「変化率（過去5年の平均値）」を求め、それを乗ずることによって将来人口を求める。また、0歳は、出産該当年齢の女性とその年に生まれた子どもの割合（女性子ども比－過去5年の平均値）を求め、それを乗ずることによって将来の出生人口を求める。

過去や将来に特殊な人口変動要因がない場合の比較的近い将来の人口推計等に使用することが多い推計手法。

▶ 心のバリアフリー

障がいのある人や高齢者等の多様な人々が安心して日常生活や社会生活を送れるように、差別や偏見、無理解等による意識上の障壁を取り除くこと。障がい者や高齢者等が抱える困難を自らの問題として認識し、相互に理解を深め、必要な配慮や支援を行うことが重要とされる。平成18（2006）年12月に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」において、施設設備（ハード面）のバリアフリーの義務化とともに、平成29（2017）年に政府がとりまとめた「ユニバーサルデザイン2020行動計画」では、「心のバリアフリー」の推進が国や国民の責務として位置づけられた。

▶ コミュニティ・スクール

学校運営に地域の声を積極的に活かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくこと。

サ 行

▶ 財政シミュレーション

今後の財政運営がどうなっていくかを昨年度決算と今年度決算見込額の数値等を参考として、一定の条件のもとに財政見通しを作成すること。

▶ サテライトオフィス

企業の本社や主要拠点から離れた場所に設置されるオフィスのこと。本社を中心にして、衛星（＝サテライト）のように配置されることから生まれた言葉。

▶ 指定管理者制度

体育館や図書館等、地方公共団体が住民の福祉を増進する目的で設置した公の施設の管理運営を、地方公共団体が指定した民間事業者を含む法人・団体に行わせる制度。

▶ 浚渫（しゅんせつ）

海や川の底を水深を深くするために掘削し、土砂等を除去すること。

▶ 新型コロナウイルス感染症

令和元（2019）年12月に中国での集団感染が起きてはじめて発見された、新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）により引き起こされる感染症。

▶ Society 5.0

これまでの情報社会（Society 4.0）では知識や情報が共有されず分野横断的な連携が不十分であったり、人が行う能力に限界があるため必要な情報を見つけて分析する作業が負担であったり、年齢や障がい等による労働や行動範囲に制約があった。情報社会（Society 4.0）に続く新たな社会として、AI（人工知能）も利用しながらサイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、これまでの課題や困難を克服し、経済発展と社会的課題の解決を両立する新たな社会が「Society 5.0」と呼ばれる。



▶ タウンプロモーション

町の魅力や施策・情報を町内の方だけでなく、町外の方にも広く発信し、町を知ってもらう活動のこと。

▶ 地域コミュニティ

地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団を指す。コミュニティという総称には、市町村等の地方自治体、地域を越えて連携した非営利組織等の集団、インターネット上で連絡を取り合う集団等も含まれる。そこで、地域社会の現地住民が集団の構成要素であるコミュニティを、特に地域コミュニティと定義し、行政、地域を越えた連携と連絡を基盤としたその他のコミュニティと区別する。

▶ 地域包括ケアシステム

高齢者が重度の要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで継続できるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供するためのケアシステム。

▶ DV

家庭内暴力。夫婦間暴力。特に、夫や恋人等、親密な関係にある男性から女性への暴力をいう。身体的暴力だけでなく精神的、性的暴力等も含む。ドメスティックバイオレンス。

▶ テレワーク

「tele（離れた）」と「work（仕事）」を合わせた造語。ICT（情報通信技術）を利用した時間や場所にとられない柔軟な働き方を指す。ワークライフバランスを実現する方法として近年注目されている。労働力確保や地域の活性化にも寄与するとして政府が推進している。

▶ 特定空家

倒壊の危険性や衛生上の問題があるため、自治体が所有者に対し、撤去や修繕を指導、勧告、命令することができる空家のこと。平成27（2015）年に施行された空家対策特別措置法に基づく。

▶ 特化係数

特化係数とは「町のX産業の就業者比率／全国のX産業の就業者比率」であり、町の強み・弱みを判断するときに用いる。特化係数が1を上回ると強く1を下回ると弱いと判定する。

ナ行

▶ 農業集落排水

農業集落排水とは、農村世帯の生活環境の向上・農業用水の水質保全等を目的として、各家庭のトイレ・台所・風呂等から出た汚水を処理場に集め、浄化し放流する施設。

ハ行

▶ パーク＆ライド

最寄りの駅や停留所、目的地の手前まで自家用車で行って駐車し、そこから鉄道やバスに乗り継ぐ移動方式。交通渋滞対策及び環境汚染対策の一環として推進されている。

▶ バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていくうえで、障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともとは建物内の段差の解消等の物理的障壁の除去、また、より広く、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁を除去しようという考え方。

▶ PDCA サイクル

事業活動等において、品質管理や進捗管理等を円滑に進める手法。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）の4段階を繰り返すことで、業務を継続的に改善することが可能となり、計画を適切に推進することができる。

マ行

▶ マイナンバーカード

個人番号（マイナンバー）・氏名・顔写真等が表示され、様々なサービスで利用できるICカード。

▶ 未来カルテ

未来カルテとは、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が推進する戦略的創造研究推進事業で採択されたプロジェクトで、研究プロジェクト「オポッサム（OPoSSuM）」の成果物のこと。インターネット上に公開されており、誰でも利用することができる。

ヤ行

▶ UJIターン

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。

▶ ユニバーサルデザイン

障がい・年齢・性別・国籍等にかかわらず、誰もが等しく使いやすいように、安全で便利な都市や建物、製品や道具を実現しようとする考え方。

ラ行

▶ ライフステージ

人の一生における加齢に伴う変化を、いくつかの段階に区切って考える場合のそれぞれの段階のことで、成長段階（幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期）や節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等）等によって区分される。

▶ レクリエーション

仕事・勉強等の肉体的・精神的疲労をいやし、元気を回復するために休養をとったり娯楽を行ったりすること。また、その休養や娯楽自体を指す。

▶ 6次産業化

農林水産物を収穫・漁獲（第一次産業）するだけでなく、加工（第二次産業）し、流通・販売（第三次産業）まで手がけることで、農林水産業の経営体質強化を目指す経営手法。

ワ行

▶ ワークライフバランス

やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方。仕事と生活の調和。企業はこの実現のために、フレックスタイム、育児・介護のための時短、在宅勤務、テレワーク等を導入し、柔軟な勤務と家庭生活の両立を目指している。

▶ Wi-Fi

無線LAN製品の互換性を検証するWi-Fi Allianceという業界団体によって付けられたブランド名のこと。一般的には、無線でインターネットができる状態のことを指す。

第四次湯浅町長期総合計画

発行年月：令和3年3月

発 行：湯浅町

編 集：地方創生ブランド戦略推進課

住所：〒643-0002 和歌山県有田郡湯浅町青木668番地1

TEL：0737-63-2525 (代表) FAX：0737-63-3791

<http://www.town.yuasa.wakayama.jp/>



